



誰もが自分らしく生きることができる  
社会の実現を目指す実行プラン



荒川区  
男女共同参画  
社会推進計画  
(第6次)



令和8(2026)年3月  
荒川区



はじめに

近年、働き方改革や女性活躍の推進、SDGsの理念の浸透など、男女共同参画・ジェンダー平等をめぐる社会的要請が一層高まるとともに、配偶者等からの暴力や、貧困、孤立など、女性を取り巻く困難は複雑化・複合化しています。

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人々の切実な願いです。

しかしながら、男女共同参画・ジェンダー平等に関しては道半ばであり、昭和から平成、令和と時代が移る中で、様々な考え方が生まれ、多様性が次第に受け入れられてはいますが、社会の理解が十分であるとは言いがたい状況です。

区ではこのたび、「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン～男女共同参画社会推進計画(第6次)」を策定いたしました。

本計画では、基本理念に「全ての人々が自分らしく生きることができる 誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現」を掲げ、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を最大限に発揮できる環境を整備するとともに、多くの方々がジェンダー平等について考え、行動に移せるよう、様々な施策を全力で進めてまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力を賜りました権丈英子会長を始め、区民会議委員の皆様、貴重な御意見をお寄せくださった区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8(2026)年3月

荒川区長  
滝口 学





## 目次

第1章 計画の枠組み	1
1 計画策定の目的	2
2 計画策定の背景	2
(1) 国際社会の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 東京都の動き	6
(4) 荒川区の取組	7
3 計画の位置付け	8
4 計画の概要	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画策定の体制	9
(3) 計画の進捗管理・評価	9
(4) 計画の見直し	9
第2章 基本的な考え方	11
1 現状と課題	12
(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上	12
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備	14
(3) 生活と社会活動の調和	16
(4) 計画推進のための体制の整備	21
2 計画の基本理念及び基本目標	22
3 計画の体系	24
第3章 施策の方向性と施策	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	28
1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり	29
2 多様性の理解促進と地域における協働の促進	34
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する	38
1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実	39
2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備	43
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る	46
1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成	48
2 家庭における役割分担の見直し	50
3 誰もが働きやすい環境づくり	54
4 ライフステージに応じた健康づくり	58
5 様々な人に配慮した防災対策の促進	62

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する .....	64
1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 .....	65
2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実 ..	68
第4章 計画の推進に向けて .....	71
1 計画の推進体制と点検・評価 .....	72
参考資料 .....	73
用語解説 .....	74
荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱 .....	76
荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員名簿 .....	78
荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱 .....	79
荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過 .....	81
荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果 .....	82
第49回荒川区政世論調査（抜粋） .....	88
第50回荒川区政世論調査（抜粋） .....	115
令和6年度荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査（抜粋） .....	118
荒川区子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査（抜粋） .....	120
関連法令 .....	123
男女共同参画社会基本法 .....	123
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	129
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	145
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 .....	156

※令和8年4月1日付で組織改正を予定しているため、本計画は令和8年4月1日以降の組織名を記載しています。

# 第1章 計画の枠組み

## 1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人の願いであり、区としても区民一人一人が充実した生活を実感できるまちを目指してきました。

こうした社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『配偶者暴力防止法』という。）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下『女性活躍推進法』という。）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『困難女性支援法』という。）」等に基づく行動計画を包含し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、区政各分野において必要な施策を総合的に推進するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際社会の動き

国際社会では、平成7（1995）年の第4回世界女性会議における「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画を推進する基本的な指針として位置付けられ、各国での制度整備や政策展開の出発点となりました。

その後、平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性・女児の能力強化を行う（目標5）」が掲げられています。ジェンダー平等は、教育（目標4）、健康（目標3）、貧困削減（目標1）、経済成長（目標8）、平和と公正（目標16）等、他の全ての目標の達成を支える不可欠な要素とされ、その実現は国際社会全体の共通課題となっています。

また、日本も批准している国連女性差別撤廃条約（CEDAW）に基づき、国は定期的に実施状況を国連に報告しており、条約委員会から、女性の政治参画の拡大、雇用における格差是正、性暴力やハラスメントへの対策強化、教育現場での固定的性別役割意識の是正等、多岐にわたる勧告を受けています。これらの勧告は、国の政策のみならず、地方自治体の計画にも反映され、社会全体でジェンダー平等を推進していくことが求められています。

近年はさらに、社会の方向性がSDGsの目標達成から一歩進み、区民一人一人の“満足感”や“自己実現”を重視する「ウェルビーイング\*1」の考え方へと広がりつつあります。ジェンダー平等の実現は、単に国際的な義務にとどまらず、全ての人が

\*1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

自分らしく生き、充実した生活を送ることができる社会の基盤として、世界的にも重要な位置付けを与えられています。

## コラム

### ウェルビーイング ～一人ひとりが「よりよく生きる」社会へ～

ウェルビーイング (Well-being) は、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、文部科学省では「身体的・精神的・社会的に満たされた状態」と示されています。内閣府も、満足度や生活の質に関する調査を通じて、人々の暮らしや社会全体の状況を多面的に把握する視点を重視しており、ウェルビーイングを個人の幸福だけでなく、地域や社会の豊かさも含めて考えることが重要だとしています。経済的な指標だけでは捉えきれない生活の質や安心感、つながりなどを重視する考え方が広がっていることも背景にあります。

ウェルビーイングの向上には、心身の健康、安定した暮らし、人とのつながり、学びや挑戦の機会、自分らしさの尊重など多様な要素が関わります。また、孤立を防ぎ、安心して生活できる地域環境を整えることなど、社会全体の支えも重要です。こうした視点は、SDGs がめざす持続可能な社会づくりとも深く関連します。

男女共同参画の取組は、性別にかかわらず一人一人が安心して暮らし、自分の力を発揮できる環境づくりを進めるものであり、地域のウェルビーイングの向上に直結します。

## (2) 国の動き

国は、第6次男女共同参画基本計画策定に向けた検討を進めており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、ジェンダー平等、女性活躍、ハラスメント対策、困難女性支援の強化等を重点に据えています。

また、こども基本法（令和5（2023）年施行）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『LGBT理解増進法』という。）（令和5（2023）年施行）、配偶者暴力防止法、困難女性支援法、障害者差別解消法改正等、包摂社会の基盤となる法制度が相次いで整備されました。

さらに、女性活躍推進法は令和7（2025）年に改正され、施行期間が10年延長されるとともに、企業の行動計画や情報公表の強化が図られています。

### ① 男女共同参画基本計画

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17（2005）年に第2次、平成22（2010）年に第3次、平成27（2015）年に第4次の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の促進が図られてきました。

## 第1章 計画の枠組み

令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされました。同計画では、令和12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

現在、第6次男女共同参画基本計画に向けた検討が進められており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、女性の経済的自立、政治・意思決定過程への参画、暴力の根絶、ハラスメント対策、困難女性支援、そしてウェルビーイングの実現などが重点に据えられています。

### ② 働く場における環境整備

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）】

- ・ 昭和60（1985）年に制定され、その後、数次の改正により均等な機会・待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント防止の強化が進められました。平成29（2017）年改正では妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止やマタニティ・ハラスメント防止措置が義務化されました。

【育児・介護休業法】

- ・ 平成3（1991）年に制定され、改正を重ねてきました。平成29（2017）年改正では介護休業制度の改善や取得しやすい環境整備が強化され、令和4（2022）年改正では「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されて分割取得が可能となり、男性の育児参加を後押しする仕組みが整いました。令和7（2025）年改正では「次世代育成支援対策推進法」とあわせた見直しにより、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

- ・ 平成 28 (2016) 年に施行され、行動計画策定や情報公表が義務化されました。令和 4 (2022) 年改正では、対象が常時雇用 101 人以上の企業に拡大され、男女間賃金格差の情報公表も義務化されました。同年には「女性デジタル人材育成プラン」も策定され、成長産業における女性活躍が推進されています。

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）】

- ・ 令和元 (2019) 年の改正により、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されました。

③ 家庭や地域における環境整備

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）】

- ・ 平成 13 (2001) 年に制定され、改正を重ねてきました。令和 6 (2024) 年改正では、保護命令制度の拡充や被害者支援の強化が行われました。

【児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

- ・ 体罰禁止の明確化等、権利擁護を強化する改正が令和元 (2019) 年までに行われました。令和 5 (2023) 年には「こども基本法」が施行され、全ての子どもの権利を保障し、社会全体で育ちを支えることが明確に位置付けられました。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）】

- ・ これまで女性支援については、売春防止法に基づく「保護・更生」の枠組みにありましたが、令和 6 (2024) 年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づいて、基本的な方針が定められました。それにより、自治体に対して困難を抱える女性への包括的な支援体制の整備が求められています。

④ その他

- ・ 平成 30 (2018) 年に「民法」が改正され、婚姻開始年齢が男女ともに 18 歳に統一されました（令和 4 (2022) 年施行）。
- ・ 平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国会や地方議会における女性の参画促進が図られています。
- ・ 性犯罪・性暴力対策については、「刑法」が平成 29 (2017) 年に改正され、性犯罪規定の見直しが行われました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（令和 2 (2020) 年度～4 (2022) 年度集中強化期間）に基づく取組が進められてきました。

- ・ 令和5（2023）年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関し、不当な差別はあってはならないとの理念が明記されました。また、同性婚の法制化を求める訴訟や自治体によるパートナーシップ制度の広がりなど、多様性を尊重する動きが進展しています。
- ・ 「女性版骨太の方針」に基づき、女性管理職比率の引上げや賃金格差是正、フェムテック活用など女性の経済的自立に向けた政策が強化されています。
- ・ 令和5（2023）年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体で孤独・孤立に対応する仕組みが整えられました。

### （3）東京都の動き

東京都は、第4次男女平等参画推進総合計画（令和4（2022）年度～8（2026）年度）に基づき、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、固定的性別役割分担意識の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶を重点課題に掲げ、施策を推進しています。

この計画の3本柱として、「男女平等参画の推進に向けた意識改革（マインドチェンジ）」、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「配偶者暴力対策」が位置付けられており、都内企業や地域社会での女性活躍の拡大やハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援、性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援等、多岐にわたる取組が進められています。

令和7（2025）年度からは、男女平等参画審議会にて改定に当たっての基本的考え方の検討が始まり、令和8（2026）年度に、答申を踏まえた改定が行われる予定です。次期計画では、都の総合計画である「2050 東京戦略」の実現に向け、2035 年を見据えた重点施策として、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）<sup>\*2</sup>の払拭、経済や意思決定分野における女性参画の強化、ライフステージを通じた能力発揮の環境整備などを重点的に推進していくこととされています。令和7（2025）年12月には東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例が制定され、都内の事業所における、女性の活躍の場を広げるための枠組みが検討されています。

また、新たな人権課題にも対応しており、令和7（2025）年4月施行された「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。

そのほか、令和6（2024）年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

<sup>\*2</sup> 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

を踏まえ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

## コラム

### STEM教育で未来を切りひらく

「STEM教育」とは、Science（科学）・Technology（技術）・Engineering（工学）・Mathematics（数学）の4分野を統合して学ぶ教育のことです。

今、AIやIoT<sup>\*</sup>の技術革新が急速に進む中では、これまで「理科系／文系」という枠にとらわれず、複数の知識を横断して活用する力が求められています。

たとえば、数学で学んだ数理の考え方を科学の実験に応用し、技術を使ってものを設計・工学的に作り出す——それがSTEM的な学びです。

自治体や学校では、STEMをさらに広げて「芸術・文化・倫理・政治・経済」なども含めた“STEAM教育”として展開されつつあります。私たちの地域でも、子どもたちが「知る・つくる・問いかける」機会を持てるよう、STEM教育の視点を取り入れた学びや活動を応援したいと考えています。

<sup>\*</sup>IOT(Internet of Things)とは、家電や設備、各種機器などの「モノ」をインターネットに接続し、情報の収集や管理、制御を行う技術のこと。

## （4）荒川区の取組

平成2（1990）年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8（1996）年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

以降、平成13（2001）年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、その後、平成23（2011）年に第3次計画、平成28（2016）年に第4次計画、令和3（2021）年には第5次計画を策定する等、計画的に取組を進めてきました。

平成27（2015）年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置、令和7（2025）年度には「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置して、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。また、平成30（2018）年には性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、令和4（2022）年には荒川区同性パートナーシップ制度を導入する等、性的マイノリティの偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

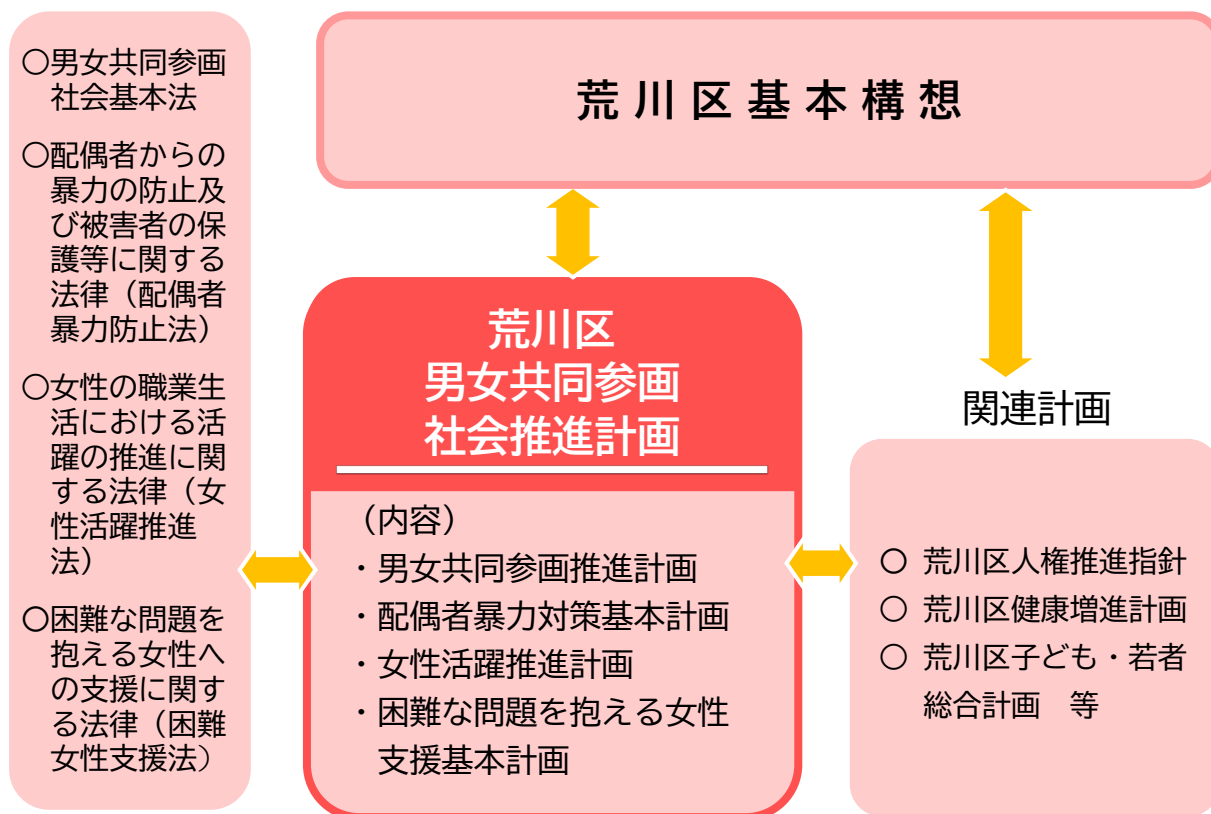
男女平等推進センター（アクト21）を拠点にした啓発や相談支援の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者支援、子ども家庭総合センターによる児童相談機能の強化など、地域に根ざした幅広い施策を展開してきました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画であるとともに、各分野の関連計画とも連携し、全ての人が自分らしく生きることができ、誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための実行プランです。

本計画は、以下の法制度に基づく市町村計画を包含しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定する市町村基本計画



## 4 計画の概要

### (1) 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

### (2) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」、庁内組織である「荒川区男女共同参画社会推進委員会」において検討を行いました。

また、荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査の結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

### (3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、区民参画による「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。

### (4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 基本的な考え方

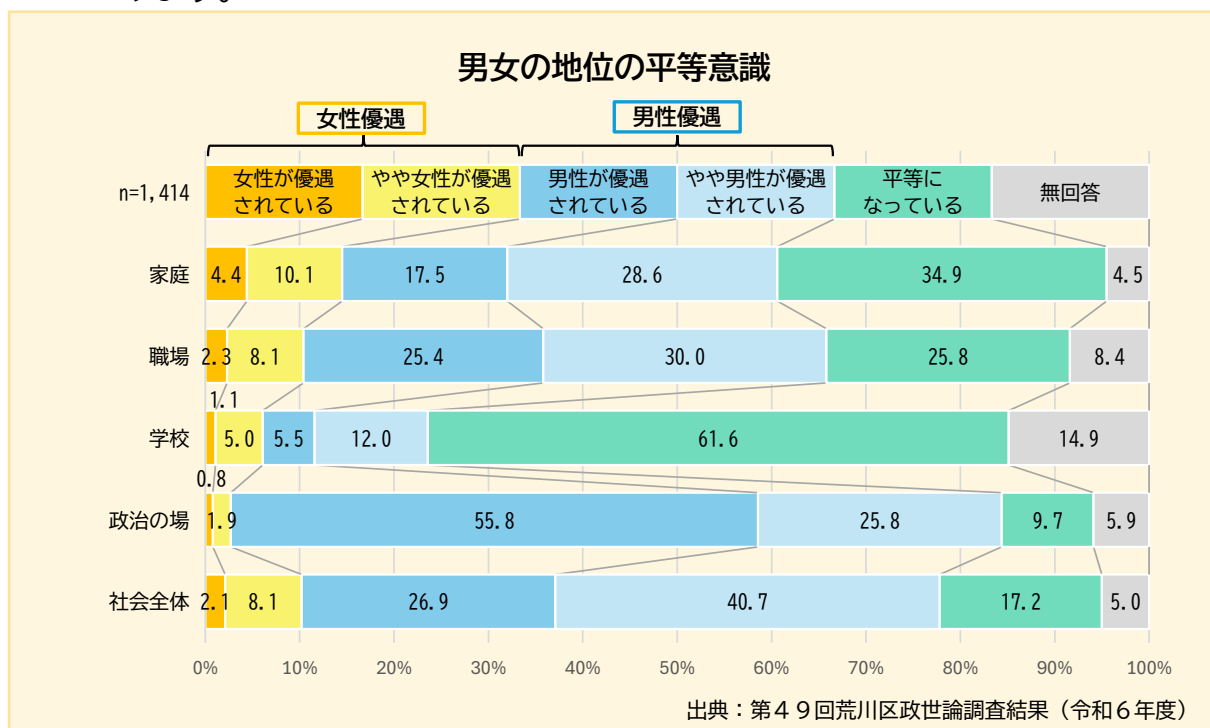
# 1 現状と課題

## (1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様性と包摂性を一層深化させることが求められています。しかし、社会全体における男女の平等意識の定着は依然として課題であり、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査でも、依然として男性が優遇されているとの認識や性的マイノリティへの理解促進を求める声が示されています。また、地域全体で人権尊重の意識醸成を図り、多様な人々が参画し、協働できる地域づくりを進めていく必要があります。

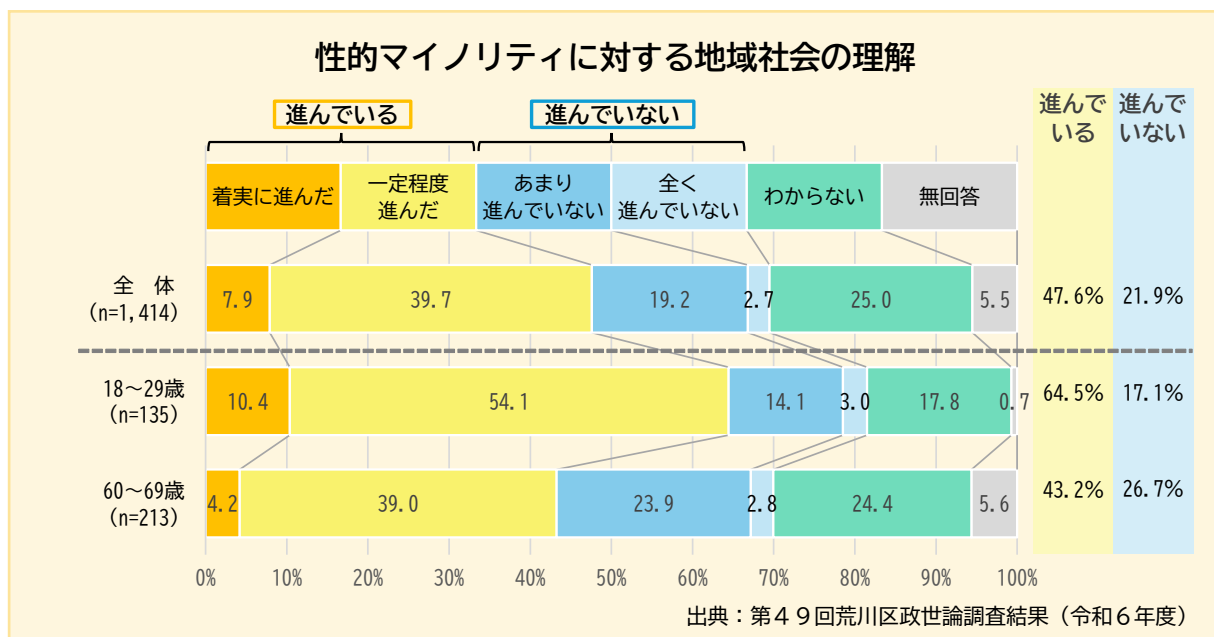
### ① 男女の地位の平等意識の向上

- 区政世論調査によると、男女の地位の平等意識について、学校分野では「平等」との回答が6割を超えており、学校教育の場においては男女平等の意識が一定程度定着している状況がうかがえます。幼少期から学齢期は、将来における意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 一方、同調査で男女の地位の平等意識は、社会全体では「男性優遇」と認識する割合が67.6%に達しており、特に「政治の場」では81.6%と非常に高い状況となっています。令和元（2019）年度と比較すると、社会全体で「男性優遇」と認識する割合は1.9%、政治の場で「男性優遇」と認識する割合は3.9%上昇しており、各分野における意識啓発等に積極的に取り組んでいく必要があります。



### ② 性的マイノリティへの理解

- 区政世論調査では、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、「理解が進んだ」との回答が 47.6%に達する一方、「進んでいない」との回答も 21.9%存在しています。年代別で見ると、18～29 歳では 64.5%が「進んだ」と回答するなど、若い世代ほど性的マイノリティへの理解が進んでいると認識する傾向があります。一方、60～69 歳では 26.7%が「進んでいない」と回答しており、世代間で差がある状況となっています。性的マイノリティに対する地域社会の理解を深め、世代間における意識のギャップを解消していく必要があります。
- 性的マイノリティの人権を尊重するための取組として、「学校や職場における理解促進」「当事者同士が気軽に話せる場の充実」「啓発・広報活動の推進」が求められています。多様な生き方への理解促進を図り、受け入れるための広報・啓発活動に取り組んでいく必要があります。



### ③ 人権意識の向上

- 区政世論調査（令和7（2025）年度実施）では、人権が「十分に守られている」「十分ではないが守られている」と認識している割合が、74.4%となっています。一方、2割強の人が「あまり守られていない」「全然守られていない」と認識していることから、人権尊重意識を醸成するための啓発や広報活動を推進していく必要があります。
- 関心があり、取り組むべきと考える人権課題の上位3項目は、「子どもに対するいじめ・虐待」「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」「女性に対する差別・暴力」となっています。

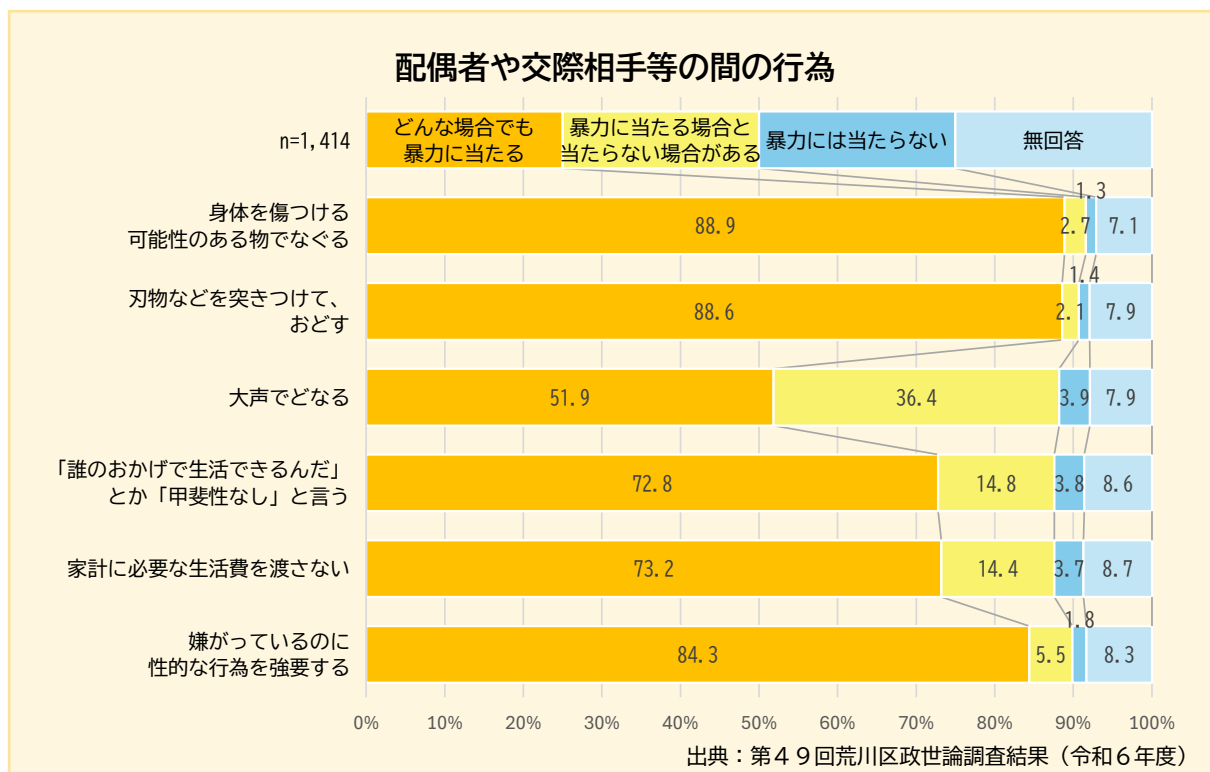
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、重大な人権侵害であり、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たす恐れがあります。

区政世論調査（令和6（2024）年度実施）では、身近な間柄における暴力やハラスメントを人権侵害として根絶することを求める声が示されています。こうした状況を踏まえ、暴力防止や被害者支援を一層充実させることが重要です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、困難を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を整備することが求められています。

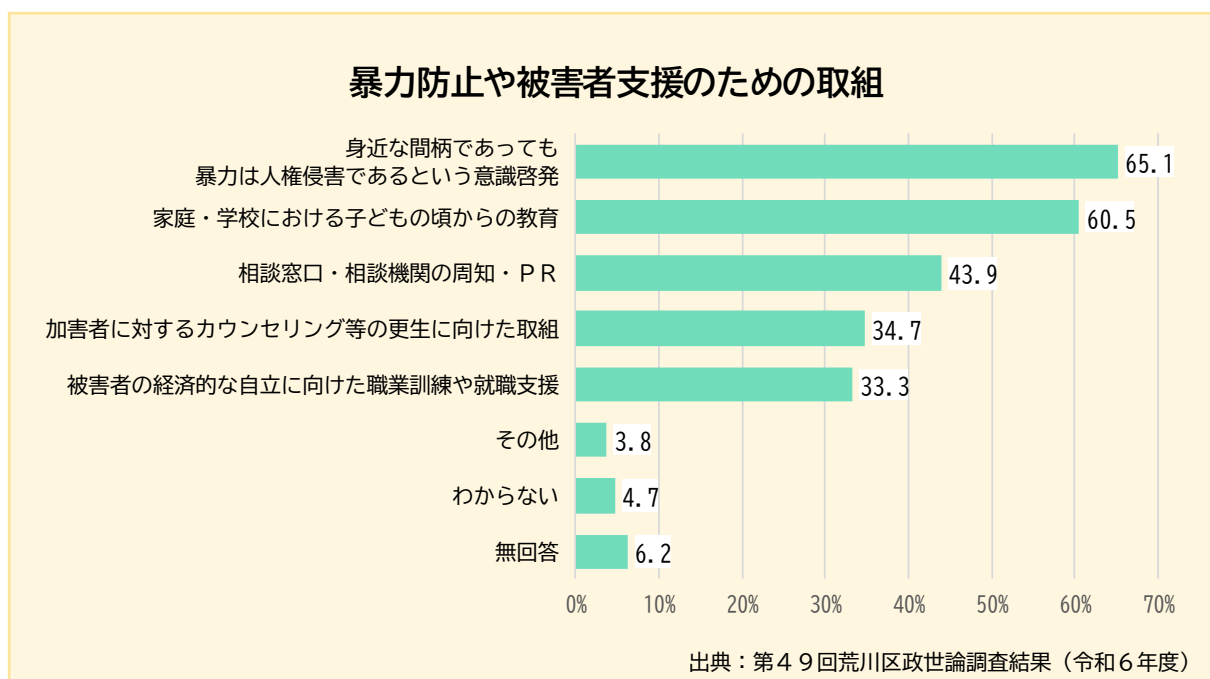
① DV・交際相手暴力の認識

- 区政世論調査では、配偶者や交際相手等の間の行為として、「物でなくぐる」（88.9%）や「刃物でおどす」（88.6%）は暴力と強く認識されているほか、「家計に必要な生活費を渡さない」も73.2%が暴力と回答しています。身体に対する暴力だけでなく、モラルハラスメントのような相手に精神的な苦痛を与える行為も暴力として捉える考え方が広がってきています。
- また、配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、荒川区配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口に1,000件を超える相談が寄せられており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。



## ② 暴力防止・支援に必要な取組

- 区政世論調査結果では、暴力防止や被害者支援のための取組として、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」「家庭・学校における子どもの頃からの教育」「相談窓口・相談機関の周知・PR」が重要との結果が出ており、こうした取組の一層の充実が必要です。



- あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センター（アクト21）をはじめ、関係部署、関係機関が相互に綿密に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

## ③ 生きづらさや困難を抱えた女性の支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV被害や性暴力・性被害、経済的困窮など、様々な状況に置かれた女性のための包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 家庭生活上で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、生活を送る上で困難を抱えている家庭等への相談・支援体制を地域で確保し、安全・安心で、自立して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。

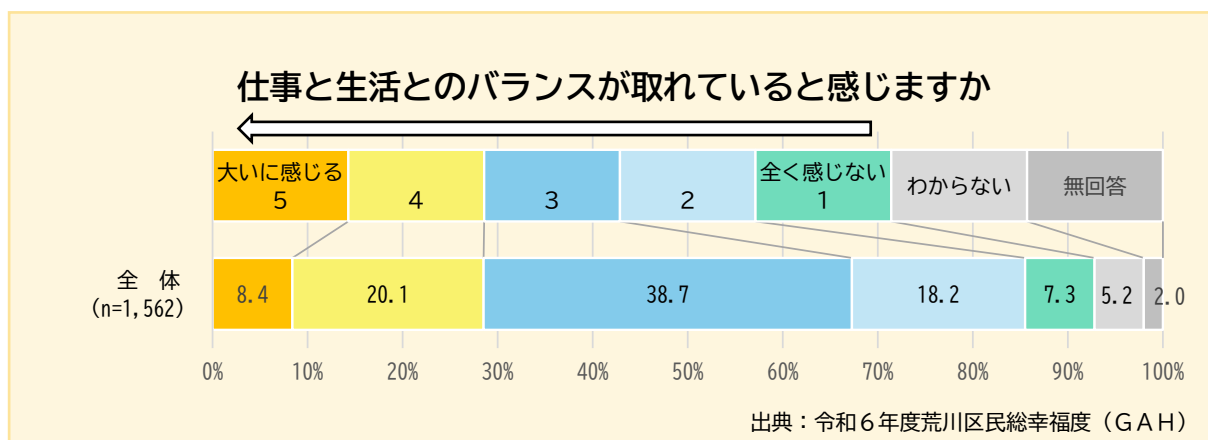
### (3) 生活と社会活動の調和

仕事と生活の調和を望む声は強いものの、現状では仕事を優先せざるを得ない状況や、女性への家事・育児負担の偏りが依然として存在しています。女性活躍推進法や育児・介護休業法等の法改正を踏まえ、多様な人材が継続して就労できる環境を整えるとともに、保育・介護サービスの充実や再就職支援への要望に応じていく必要があります。あわせて、ライフステージに応じた健康支援を推進し、災害時にも多様な視点を取り入れた防災対策を進めることが課題となっています。

女性も男性も暮らしやすい多様なウェルビーイングを実現できる社会となるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

#### ① ワーク・ライフ・バランスの意識と現実

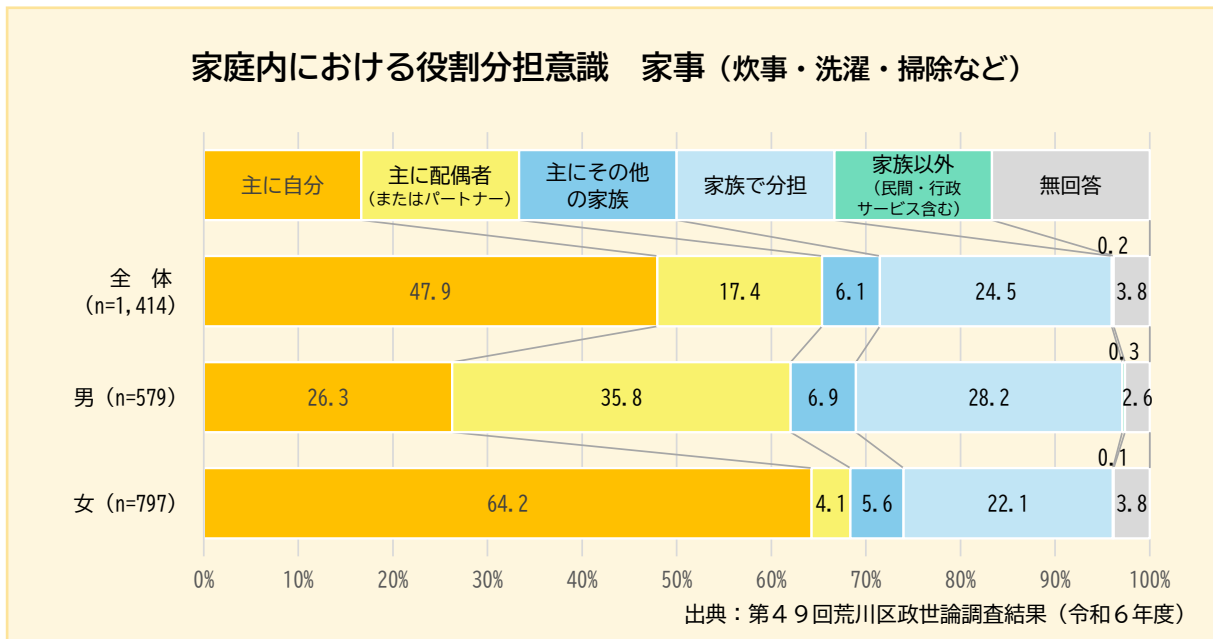
- 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか」との問いに「感じる」と回答した区民は28.5%（5段階評価で5及び4と回答した人の割合の合計）となっており、引き続き、誰もが仕事と生活の両立を実感できるよう、働き方の見直しや地域における支え合いの環境づくりなどを通じて、その割合を高めていくことが求められます。



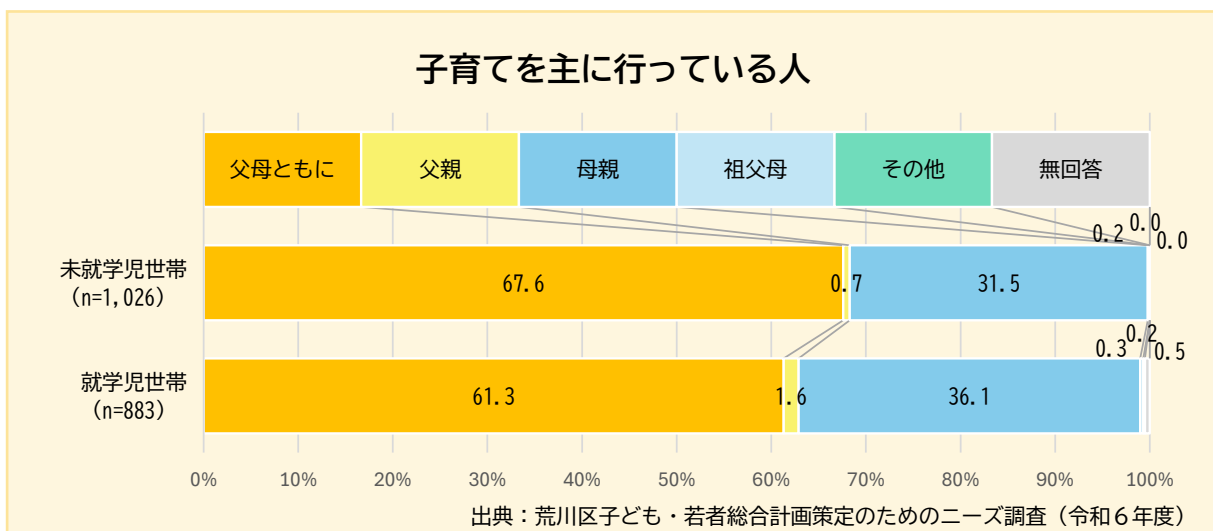
- 個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら、生活の質を高めるための意識啓発を推進する必要があります。

#### ② 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、家庭内における日常の家事（炊事・洗濯・掃除など）の役割分担について、「主に自分が担っている」と回答する割合は、男性の26.3%に比して女性は64.2%と高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。



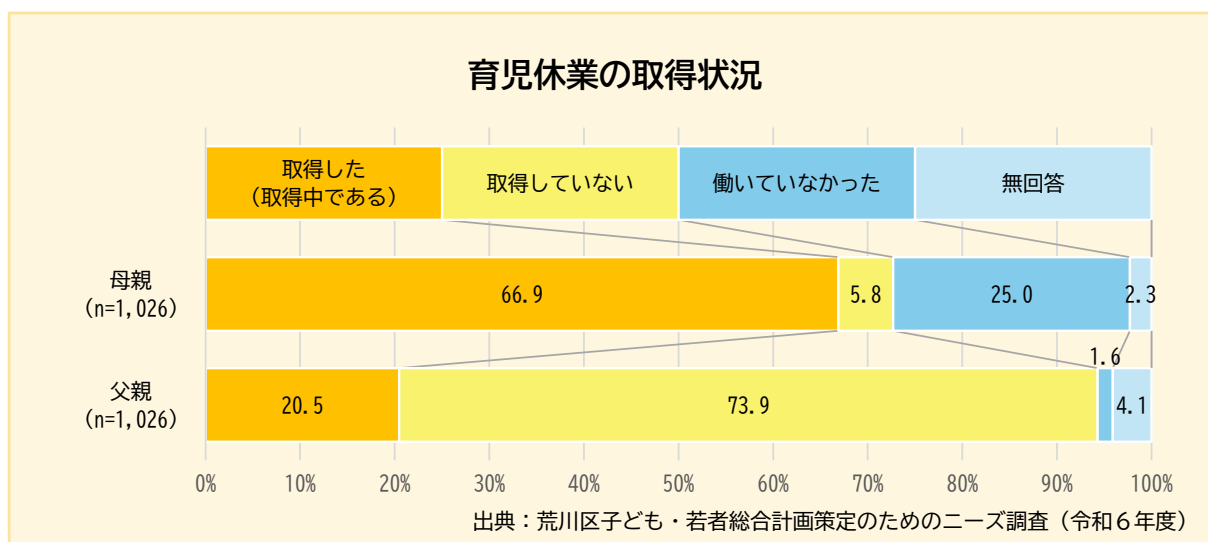
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母ともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約3割と高く、一方で「父親」単独は2%未満と極めて少なくなっています。性別にかかわらず家事・育児を担える環境づくりが課題です。



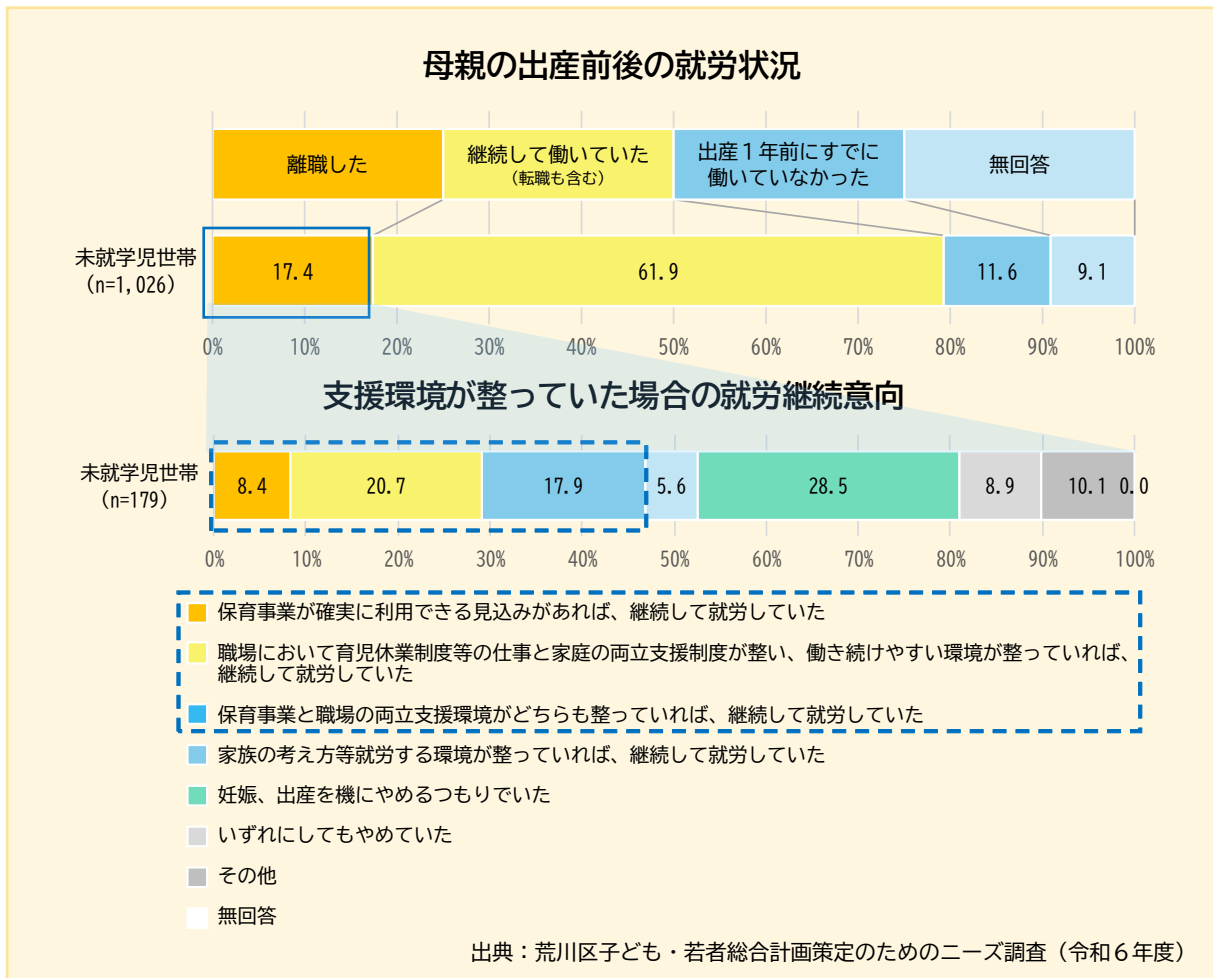
- 固定的な性別意識が根強く残っている背景には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、従来の役割観が変化しにくい状況において、固定的な役割意識の解消が急務です。このような思い込みが日常生活や職場などあらゆる場面で意思決定や人間関係に影響を及ぼしていることを踏まえ、教育や啓発活動を通じて意識改革を推進し、互いの違いを尊重し合う風土を醸成していくことが重要です。

③ 働く場でのワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査（令和6（2024）年度実施）では、職場における男女の地位は、「男性が優遇されている」が55.4%となっており、「平等になっている」の25.8%を大きく上回っています。
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、父親の育児休業取得は、母親と比較して取得率も期間も著しく低い状況です。主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。

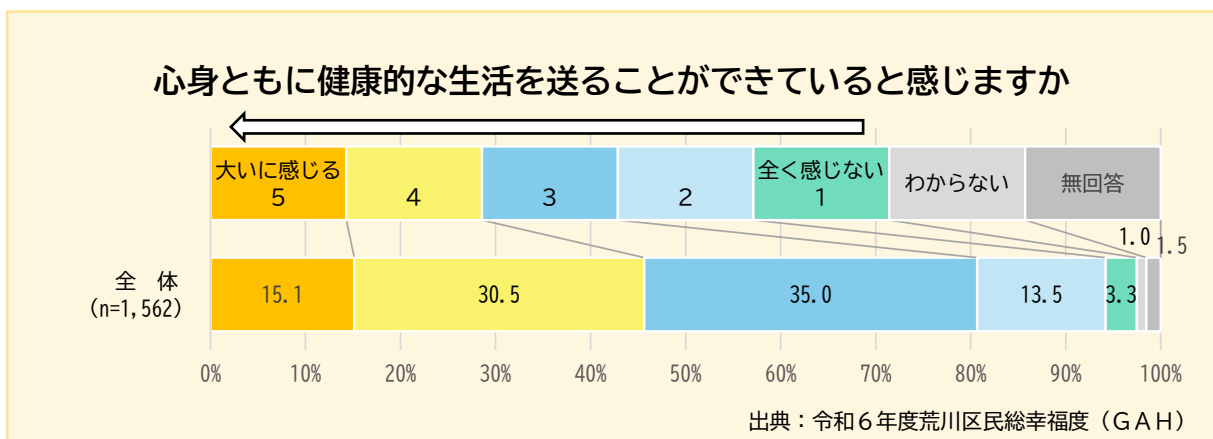


- また、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、出産を機に離職した母親のうち47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援の重要性が示唆されています。
- 働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるとともに、活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含め、能力を発揮できる環境の整備が必要です。



#### ④ 生涯にわたる健康支援

- 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか」との問いに「感じる」と回答した区民は45.6%（5段階評価で5及び4と回答した人の割合の合計）にとどまっており、生涯を通じた健康支援が求められます。



## 第2章 基本的な考え方

- 長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していくことが重要であり、特に女性はライフステージによって健康上の課題が変化していくことから、健康に関する支援や理解の促進を図っていく必要があります。
- ⑤ **危機管理対策の充実**
- 近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生等による避難所での生活など、平常時とは異なる状況を強いられる場面が増えています。
  - そのような非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。また、性別等によるニーズの違いや多様性に配慮した避難所運営のほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、心身のケアも重要となります。

#### (4) 計画推進のための体制の整備

男女共同参画を推進するためには、政策決定の場における女性参画の拡大や、審議会等における女性委員比率の向上が求められています。計画の実効性を高めるため、男女平等推進センター（アクト21）の機能を充実させるとともに、区民参画と協働を推進し、区職員の意識改革と組織体制の強化を進めていくことが重要です。

##### ① 区の政策・方針決定等への参画の推進

- 区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。
- 現在、男女ともに参画している区の審議会等は9割以上となっているものの、全体に占める女性委員の割合は25.3%にとどまり、政策決定の場における女性の参画が十分ではない状況です。
- また、区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者（部長、課長、係長）における女性割合は32.8%であり、区の政策や方針等の意思決定過程に多様な視点からの意見が反映されるよう推進していく必要があります。

##### ② 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

- 男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、各分野を横断的に連携させながら総合的かつ効果的に展開していくことが求められています。その中心的役割を担う男女平等推進センター（アクト21）は、庁内外の調整や情報発信、関係機関との連携強化を通じて、推進の旗振り役としての機能の充実を図っていく必要があります。

## 2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であると示されています。社会のあらゆる分野において、この理念を具体化していくことは、重要な使命です。

男女共同参画の推進は、単に男女の平等を確保するにとどまらず、社会全体の持続可能性を高める基盤であり、SDGsが掲げる他の目標群の達成にとって不可欠です。ジェンダー平等の実現なくして、教育、健康、経済成長、貧困といった課題解決は進展しないことが世界的に共有されており、区においてもジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

こうした理念を踏まえ、本計画の基本理念及びそれを実現するための基本目標を次のとおりとします。

### 基本理念

全ての人自分らしく生きることができる

誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現



#### 【基本理念を実現するための基本目標】

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める
- 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す  
困難を抱える女性への支援体制を整備する
- 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る
- 基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

区は、基本理念を実現するため、基本目標に基づき施策を推進することにより、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民がともに支え合い、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築いていきます。

コラム

「ジェンダーアイデンティティ」とは？  
～みんな“自分らしく”生きるために～

「ジェンダーアイデンティティ」とは、自分がどの性として生きたいか、どのように感じているかという“心の性”を指します。

人によっては、戸籍上の性別と自分の感じる性が異なることもあり、「男性」「女性」のどちらにもあてはまらない、または流動的に感じる場合もあります。

令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性の多様性を理解し合う社会の実現が国や自治体に求められています。

性別に関して「こうあるべき」という思い込みを見直し、誰もが自分らしく生活できる環境をつくることが重要です。

男女共同参画の取組においても、「男性」「女性」だけでなく、多様な性のあり方を尊重する視点を取り入れることで、すべての人が安心して参画できる社会につながります。

### 3 計画の体系

基本目標	施策の方向性
<b>基本目標Ⅰ</b> 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進
<b>基本目標Ⅱ</b> ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への 支援体制を整備する <small>配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画</small>	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備
<b>基本目標Ⅲ</b> 生活と社会活動の 調和を図る  <small>女性の活躍推進計画</small>	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成 2 家庭における役割分担の見直し 3 誰もが働きやすい環境づくり 4 ライフステージに応じた健康づくり 5 様々な人に配慮した防災対策の促進
<b>基本目標Ⅳ</b> 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

## 施策

I-1	(1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
I-2	(1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
II-1	(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
II-2	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
III-1	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
III-2	(1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
III-3	(1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業家の支援
III-4	(1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
III-5	(1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
IV-1	(1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
IV-2	(1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実



## 第3章 施策の方向性と施策

## 基本目標 I 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

### ■施策の方向性

#### 1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

全ての人がかげがえのない存在として尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するため、人権を尊重し、ジェンダー平等を社会の基本的価値として定着させます。

そのため、学校・職場・地域において、子どもの頃からの人権教育や、日常生活の中に残る固定的な役割意識の解消を図るための教育、意識啓発を推進します。また、区民に向けた広報や啓発を通じて、無意識の偏見をなくし、相互に尊重しあう人権尊重意識及びジェンダー平等意識を醸成します。

#### 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

性別、年齢、国籍、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民が多様性を認め合い、互いを理解し合う関係づくり、意識づくりを行うため、地域活動や団体と協働して学習機会の提供や相談体制の整備を行い、安心して暮らせる協働的な地域社会の形成を目指します。

### ■基本目標 I の指標

No	指標	現状値	目標値
1	人権意識	74.4% (令和7(2025)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合		
2	男女の地位の平等意識（社会全体）	17.2% (令和6(2024)年度)	30.0% (令和12(2030)年度)
	男女の地位の平等意識（学校教育）	61.6% (令和6(2024)年度)	75.0% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6(2024)年度)	60.0% (令和12(2030)年度)
	※区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解が「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合		

■施策

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

I-1 (1) 人権尊重意識の醸成

- ジェンダー平等に関する正しい理解と認識を深めるため、荒川区人権推進指針に基づき、人権意識の醸成に関する取組を推進します。
- 様々な機会をとらえて、多様性を尊重した社会の実現に向けた情報発信や学習機会の提供、ジェンダー・ギャップ解消のための取組を推進します。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした、性別や年齢にしばられない多様な生き方を理解できるような情報発信に努めます。
- 差別や思い込みをなくすための取組及びインターネットやテレビ等の情報を正しく受けとめる力（メディアリテラシー）を身につけられるような取組を推進します。

具体的な施策	人権・多様性に配慮した情報発信と理解促進
事業内容	区が発行する刊行物において男女・年齢・国籍等の人権に配慮した表現を用いるとともに、性自認や性的指向に配慮した表現等を学ぶ機会を設けます。また、職員に性自認等に関する対応ガイドラインを周知し、指定管理者等を含む職員を対象とした研修を行い、LGBTQ理解促進事業を通じて、多様性の理解を深めていきます。
所管課	広報・シティプロモーション課、総務課、関係各課

具体的な施策	ジェンダー・ギャップ解消のための区施設への生理用品の設置
事業内容	生理用品に関する経済的負担を軽減するだけに留まらず、女性の生理による身体的・精神的不調に関する社会的な理解を促し、ジェンダーに起因する不利益の解消を目指すため、区施設に生理用品を設置します。
所管課	関係各課

コラム | ジェンダー・ギャップを知ろう

「ジェンダー・ギャップ」とは、性別によって社会的な機会や待遇に差があることを指します。世界経済フォーラムが公表する「ジェンダー・ギャップ指数」によると、日本は148か国中118位（令和7（2025）年）で、政治・経済分野での女性の参画が特に遅れているとされています。

この「差」をなくすことは、単に女性の数を増やすことではなく、誰もが性別に関係なく能力を発揮できる社会になることを意味します。

家庭・職場・地域のあらゆる場で、性別による固定的な役割分担を見直し、育児や介護、意思決定の場などを共有していくことが大切です。

男女共同参画の推進は、ジェンダー・ギャップを縮める第一歩です。

一人一人が意識を変え、制度や環境を整えることで、多様な人が生きやすい公平な社会に近づくことができます。

ジェンダー・ギャップ指数

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663

参考：内閣府男女共同参画局 HP 「男女共同参画に関する国際的な指数」

I-1 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進

- 荒川区子どもの権利条例に基づき、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について理解を深められる取組を推進します。
- 子どもが権利を侵害されそうな時や権利侵害が起きた場合には、適切に大人や周囲が対応できる環境を整備します。
- 全ての子どもが性別に関係なく平等な教育を受けられるよう、ジェンダー平等に関する意識啓発を図り、教育現場における取組を強化します。
- 家庭や地域においても、ジェンダー平等教育の重要性を理解し、実践する機会を提供します。

具体的な施策	子どもの権利擁護の推進
事業内容	子どもの権利に関して、区報やホームページ・SNS、リーフレット、パネル展等、多様な方法で普及啓発を行い、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について考える機運を醸成します。また、「あらかわ子どもほっとらいん」において子どもの権利侵害に関する課題解決を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	児童相談所等における子どもの意見聴取等の取組
事業内容	児童相談所における一時保護等の措置の決定場面において、子どもの権利ノート等のツールを活用して子どもへ丁寧な説明をするとともに、子どもの意見や意向を尊重した支援を行います。また、社会福祉士等の資格を持った意見表明支援員が、施設等における日常生活の場面等において、子どもに寄り添いながら、児童の悩みや不安等を聴き取り、意見表明する支援を行い、子どもの権利の擁護に取り組みます。
所管課	子育て支援課、子ども家庭総合センター

具体的な施策	子どもの人権教育の推進
事業内容	小・中学校の人権尊重教育推進校での研究成果について、全学校への周知に努めます。また、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	教育課程、教科、道徳、特別活動等における学習内容の充実
事業内容	各校において人権教育の年間指導計画を作成し、人権教育プログラムを活用しながら教科等での指導を進めます。また、中学校保健体育では、「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習し、小・中学校の総合的な学習の時間や道徳では、多様性が尊重され、誰もが認め合う共生社会の実現について学習する機会の充実を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成
事業内容	保育園等の保護者会で男女が協力した育児の必要性を伝えるとともに、保護者向けのお知らせに人権に配慮した保育の記載を行い、人権意識を醸成します。小・中学校の学校だより等では「さん」付け呼称を用い、母子健康手帳には産後に父親が育休を取るための制度等を記載することで人権・ジェンダー平等意識を醸成します。
所管課	保育課、教育センター、健康推進課

I-1 (3) あらゆる機会を活用した広報

- 人権に関する区民の理解を深めるため、あらゆる情報媒体を通じて、ジェンダー平等や人権尊重に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。
- 年齢層によって人権に対する意識に違いがみられる状況を踏まえ、様々な世代に応じた適切な広報・啓発を行います。
- 対象者の特性等に応じた広報媒体を活用し、ライフスタイルにあった日常の身近な場面で情報を取得できるようにします。

具体的な施策	アクト21インフォメーションの発行
事業内容	男女共同参画に関する情報誌「アクト21インフォメーション」を発行し、情報誌の内容に関連したYouTube動画を配信する等、啓発機会の充実を図ることにより、男女共同参画に興味のある層だけでなく、幅広い世代の区民に情報を伝えます。
所管課	総務課

具体的な施策	区報人権週間特集号の発行・人権啓発冊子等の配布
事業内容	区報人権週間特集号を発行し、女性や性的マイノリティ等、多様な人々の人権を尊重することを区民に啓発するとともに、講演会やパネル展等の機会を捉えて啓発冊子「みんなの人権」を随時配布する等により、人権意識の向上を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	区報やホームページ・SNS・ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報・啓発の実施
事業内容	区報やホームページ等、様々な媒体を活用し、同性パートナーシップ制度やLGBTQ、DV、人権関係イベント等の情報を積極的に発信します。
所管課	広報・シティプロモーション課

I-1 (4) 教職員等の研修の充実

- 保育・教育に携わる保育士、教職員等が、男女共同参画・ジェンダー平等の理念に基づいて人権尊重とジェンダー平等の意識を高め、多様な子どもたちの権利を理解し、適切に支援できる体制を整えるため、研修等の機会を充実させます。

具体的な施策	全保育士対象の研修と各保育園における職場研修の実施
事業内容	全保育士を対象とした人権研修と各保育園での職場研修の実施に加え、子どもの人権尊重のセルフチェックの実施を通して、ジェンダー平等社会の推進に即した職員意識の醸成を図ります。
所管課	保育課

具体的な施策	小・中学校各校への情報提供及び人権教育研修会の実施
事業内容	小・中学校各校への情報提供及び校長・副校長・教職員を対象とした人権意識の向上を図る研修を行い、多様なワークショップを通じて、学校における人権尊重の重要性の啓発に努めます。
所管課	教育センター

## 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

### I-2 (1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大

- 個人の性別や年齢、ライフステージにかかわらず、あらゆる方が地域活動に参加することができ、自らの知識や経験を活かして地域の中で活躍できる機会を提供します。
- 区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう、女性リーダーの育成を図ります。
- 様々な区民や団体との協働を通じて、より豊かで活気ある地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男女共同参画・ジェンダー平等の視点によるリーダー育成、研修及び活動支援
事業内容	男女共同参画・ジェンダー平等の視点を取り入れたリーダー養成講座を実施し、地域で活躍するリーダーの育成を図るとともに、父親対象の子育て支援事業を実施し、社会全体の意識向上を図ります。また、区内の女性団体に補助金を交付し、活動を支援することでリーダー育成を図ります。
所管課	総務課、子ども・若者課、生涯学習課

### I-2 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化

- 地域・社会活動団体と連携して地域で互いに支え合う相互援助活動等を促進し、区民の地域活動への参加を促します。
- あらゆる世代、性別の参加を促進し、多様性を認め合う地域の実現に向けた一体感を醸成し、地域の活性化を図っていきます。
- 定年退職後の男性がスムーズに地域社会に参加し、経験や知識を地域に還元できるようにすることをはじめ、男性の社会参加促進に取り組みます。

具体的な施策	地域で活躍する団体との連携強化
事業内容	地域団体との連携を強化し、研修の支援、町会への行政情報提供等の活動支援を実施するとともに、地域で活躍する各種団体と連携することで男性の社会参加促進にも取り組み、男女共同参画社会に根ざした地域の活性化を図ります。
所管課	地域つなぐ課、文化交流推進課、高齢者福祉課、子ども・若者課、総務課

具体的な施策	中高年世代を含めた男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催
事業内容	中高年世代を含む男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催、生涯学習講座を通じた地域活動を体験できる機会の提供等を行い、講座受講者の区の事業運営への参加につなげることで地域活動を促進します。
所管課	生涯学習課

### I-2(3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供

- 多様性とジェンダー平等に関する意識を高めるため、的確な情報を提供するとともに、学習の場と機会を設けていきます。
- 広く区民を対象とした生涯学習の場等において、多様な生き方への理解促進のための学習機会を提供します。

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する情報・資料の提供
事業内容	ジェンダー平等・人権に関する情報等について、区報やホームページ・SNSへの掲載に加え、アクト21情報誌・区報人権週間特集号の発行・配布や、講演会・講座・パネル展を活用し様々な機会を通じて、参加者に必要な情報を随時提供し、意識の向上を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	区民の意識づくりのための講座・講演会の開催
事業内容	男女共同参画に関する講座・講演会を実施し、ジェンダー平等の理解と意識向上を促進し、地域連携の強化を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する図書の充実
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）におけるジェンダー平等・人権に関する図書の充実を図り、男女共同参画・ジェンダー平等の拠点施設としての機能を向上させます。
所管課	総務課

I-2 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

- 多様な生き方への理解促進を図るため、性の多様性を理解し、受け入れるための啓発活動を実施します。
- 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、区民の理解を深めるため、あらゆる媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施するとともに、講座やイベント等を実施します。
- 区職員や教職員が性的指向・ジェンダーアイデンティティ等について理解を深め、様々な困難を抱える人々に適切に配慮・対応していくため、性自認・性的指向に関するガイドラインを適宜見直し、それに基づく研修を実施します。
- 同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。
- 相談体制の充実を図るため、専門的な知識を持った相談員を配置し、個別の相談に対応できる体制を整えます。これにより、困難を抱える方々が安心して相談できる環境を提供し、必要な支援につなげられるようにします。

具体的な施策	講座、講演会等による区民への普及啓発
事業内容	性的マイノリティに関するパネル展・写真展や人権週間講演会を実施し、参加者の多様性に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	職員研修の実施
事業内容	職員向け人権研修の中に性自認・性的指向に関するガイドライン研修を組み入れ、性の多様性や多様な生き方への職員の理解を深め、配慮すべき事項等に関する意識を高めます。
所管課	職員課、総務課

具体的な施策	教職員研修の実施
事業内容	教職員を対象に階層別人権教育研修を実施し、校長・副校長向けにLGBTQ理解を啓発し、児童・生徒への理解促進の重要性を確認します。また、特別支援教育支援員研修で幼児・児童・生徒の特性への配慮を確認することにより、多様な生き方への理解促進を図ります。併せて、新任教員や区に転入した教員等を対象として、性自認・性的指向に関するガイドライン研修を実施します。
所管課	教育センター、総務課

具体的な施策	対応ガイドラインの作成と理解促進
事業内容	職員向けの「性自認・性的指向に関する対応ガイドライン」を適宜見直し、研修等を通じて全庁に周知することで、職員の理解促進に努めます。区民に向けては、性的マイノリティに関するパネル展・写真展を開催し、また、LGBTQ理解促進リーフレットを区内施設やパネル展で配布し理解促進に努めます。
所管課	総務課

具体的な施策	性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする社会的な困難の解消に向けた取組
事業内容	同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談の実施・充実
事業内容	LGBTQに関する専門相談において、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する相談の充実を図り、より多くのLGBTQ当事者に必要な支援を行います。
所管課	総務課

## 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

### ■施策の方向性

#### 1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

配偶者等からの暴力、性暴力、職場や地域におけるハラスメントは、いずれも重大な人権侵害であり、区民の安心・安全な生活を脅かすものです。こうした行為を決して許さないという社会的認識を広めるとともに、被害の未然防止と早期発見に取り組むことが必要です。

そのために、DV暴力被害等に関する相談体制の拡充、関係部署や関係機関等との連携強化を進め、被害者が安心して支援を受けられる環境を整えます。また、職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど多様な形態のハラスメント防止に向けた啓発や事業者支援を進め、誰もが尊厳をもって働き、暮らせる社会を目指します。

#### 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

経済的困難、ひとり親家庭、就労や居住の不安、孤立等、複合的な課題を抱える女性が増えており、切れ目のない包括的な支援が求められています。特に、困難な問題を抱える女性支援法の施行を受け、自治体としても地域における相談体制の整備や自立した生活を送るための援助等、多面的な体制づくりが急務となっています。

そこで、地域で適切な相談が受けられるよう、相談窓口の充実、関係機関との緊密な連携を図るとともに、ひとり親家庭への生活支援や就労支援等を強化します。さらに、支援が届きにくい女性や若年層のための周知・啓発を強化し、安心して地域で生活できる地域社会をつくりまします。

### ■基本目標Ⅱの指標

No	指標	現状値	目標値
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6(2024)年度)	100% (令和12(2030)年度)
※区政世論調査における配偶者や交際相手等の間での行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合			

## ■施策

## 1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

## II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

- 配偶者等暴力は、周囲の認識不足等により発見が遅れることが多くあることを踏まえ、正しい知識と認識の普及啓発を図ります。
- 被害者の意思を尊重しながら、相談から生活再建まで、総合的・継続的な支援につなげていきます。
- 被害者の情報の管理を徹底し、加害者等からの問合せ等に対して毅然とした対応を図っていきます。
- 被害者本人並びに被害者の子ども及び親族等の安全を確保し、適切な支援を行うため、東京都や警察を始めとする関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 被害者に寄り添い、様々な相談を受ける中で課題を解決していくため、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関で緊密に連携し、被害者を支援していきます。

具体的な施策	広報や啓発活動の推進
事業内容	配偶者等からの暴力防止と被害者支援のため、区報やホームページで情報発信を強化します。デートDV防止講座や啓発パネル展示を実施し、DV被害者支援者養成講座（初級）や区イベントでのパープルリボン活動を通じて、暴力を許さない地域社会のための啓発を推進します。
所管課	総務課

具体的な施策	被害者の安全確保及び自立支援
事業内容	DV被害者の安全確保に努め、安定して自立した生活のために関係機関と連携を取りながら、寄り添った支援を行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	被害者情報の適切な管理
事業内容	被害者情報の適切な管理を行うとともに、住民基本台帳の閲覧や住民票の交付の申請内容を厳格に審査します。また、税や健康保険等の情報を適切に管理し、警察や他自治体との連携を通じて、加害者からの問い合わせに対し毅然とした対応を行います。
所管課	戸籍住民課、税務課、国保年金課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	被害者の安全確保のための体制整備・関係機関の連携強化
事業内容	被害者の安全確保のため、配偶者暴力相談支援地域協議会を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会や困難女性支援調整会議との合同開催を行い、関係機関の連携強化に努めます。また、緊急一時保護や生活支援、手続き代行を実施し、他自治体や医療機関との連携を図るとともに、通報先や相談窓口を周知してDV被害の早期発見に努め、被害者支援体制の充実を図ります。
所管課	子育て支援課、子ども家庭総合センター、総務課

具体的な施策	子どものケア体制の整備
事業内容	ひとり親の保護者からの相談に応じて、子どもの養育に課題がある場合には必要に応じて適切な施設への入所を勧め、施設内カウンセリングを提供します。また、暴力を目撃した子どもへの心理的なケア体制を推進するため、民間団体と連携した母子並行プログラムの実施等、子どもの健やかな成長を支援するための体制を整備します。
所管課	子育て支援課、子ども家庭総合センター、総務課

#### II-1 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実

- 配偶者等暴力、児童虐待、性被害等の被害者が、地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を図り、的確な支援を行っていきます。
- 配偶者等暴力への正しい理解と被害者の二次被害防止のため、職員の資質の向上を図るとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談支援・職員対応に関する研修を実施します。
- 配偶者等暴力の未然防止・早期発見から相談・保護・自立まで、総合的かつ継続的に支援できるよう、関係機関同士の連携強化等、配偶者暴力相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	配偶者や親族からの暴力に対する相談を実施します。「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」や区民相談、民生委員による地域の見守り活動やあらかわひきこもり支援ステーション、おとしよりなんでも相談等において、様々な困難に対応できるよう相談体制の充実を図り、幼少期から高齢者等、幅広い世代への相談体制を充実させます。
所管課	総務課、子育て支援課、地域つなぐ課、福祉推進課、高齢者福祉課 子ども・若者課、教育センター、子ども家庭総合センター

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	暴力被害等に関する相談体制の充実と情報提供の強化を図るため、相談窓口を周知するチラシやポスターの配布、区報・ホームページへの情報掲載等を行うとともに、窓口での分かりやすい情報提供を実施します。さらに、DV防止に関するパネル展を開催する等、あらゆる機会をとらえた啓発の充実を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	研修の実施
事業内容	配偶者暴力相談支援地域協議会でDV被害の理解に関する講義を行うとともに、区職員向けの研修や人権研修を通じて、職員のDV被害者支援に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務課、職員課、子育て支援課

具体的な施策	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
事業内容	配偶者相談支援センターや関係機関との連携、相談体制の充実を図ることにより、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を図ります。
所管課	総務課、子育て支援課

### II-1 (3) ハラスメントの防止

- 全ての人々が安全で人権が尊重される環境で生活し、働くことができるようにするため、ハラスメントに関する理解を深め、意識を啓発する研修を実施します。
- 職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発や情報提供を推進していきます。

具体的な施策	ハラスメント防止に関する意識啓発と情報提供
事業内容	ハラスメントに対する相談を受けるため、「アクト21 ことごと生き方・DVなんでも相談事業」を実施します。また、パネル展や区報特集号に啓発記事を掲載する等により、ハラスメント防止に関する意識啓発を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	研修・講座の実施
事業内容	DV被害者支援者養成講座（初級）を民生委員を対象に悉皆研修として実施することにより、DVだけでなく、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等に関する意識啓発を図り、支援につなげていきます。
所管課	総務課

コラム

～困難な状況にある女性を支えるための法律～  
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

この法律は、女性が日常生活や社会生活を営む中で、「女性であること」によって直面しやすい様々な困難な問題を抱える、またはその可能性がある場合に、福祉の増進、自立支援及び人権の尊重の観点から支援体制を整備することを目的としています。

対象となるのは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）です。

行政・地域・区民が協力し、支援を必要とする女性が「相談できる」「つながれる」「安心して回復・自立できる」場を整えることが、この法律を生かす鍵となります。男女共同参画の視点からも、この法律は「女性だけを支援する」という枠を超え、性別・年齢・障がい・国籍などにかかわらず、誰もが尊厳をもって暮らせる地域社会づくりにつながるものと言えます。

## 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

### II-2 (1) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。
- 家庭生活における諸問題についての相談、就労や経済的な支援等をはじめ、ひとり親家庭への支援策を推進し、安心して自立して暮らせる社会の実現に取り組めます。

具体的な施策	相談事業の実施（女性相談・就労相談・家庭相談・母子相談）
事業内容	母子・父子自立支援員や就業支援専門員、家庭相談員が、住まいや就労、離婚や養育費等の様々な相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な支援につなげます。また、関係部署と連携し、ひとり親家庭及びこれからひとり親家庭になる保護者が気軽に相談できる体制の充実を図ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組めます。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭休養ホーム事業の実施
事業内容	ひとり親家庭が親子での体験機会を共有できるよう、廉価により日帰り又は宿泊でレクリエーション施設を利用できるよう助成し、心身のリフレッシュを促します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭サポート事業の実施
事業内容	ひとり親家庭の保護者の急な残業や体調不良時等に家事や育児を支援するヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の育児負担の軽減と安定した生活の維持を支援します。
所管課	子育て支援課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	母子生活支援施設への入所支援
事業内容	困難な状況に置かれた母子世帯に対し、母子生活支援施設への入所を支援することで住環境と生活の安定を図るとともに、心身と生活を安定するための相談・援助等、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を行います。
所管課	子育て支援課

#### II-2 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実

- 令和6（2024）年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。
- 困難な問題を抱えた女性が地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。
- 困難な問題を抱えた女性がそれぞれの状況に応じて適切かつ円滑に支援を受けられ、その福祉が増進されるよう、関係機関同士の連携強化を図ります。

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	DVや居所喪失など、困難な問題を抱える女性からの様々な相談に応じ、関係機関と連携を取りながら自己決定を尊重して必要な支援につなげることにより、女性の安全で安定した生活をサポートします。
所管課	子育て支援課、総務課

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	困難な問題を抱える女性に関する相談窓口の周知、情報提供、パネル展の実施等、様々な事業周知活動及び支援体制の強化を図ることにより、安心して安定した生活ができる地域環境づくりに向けた意識の向上を目指します。
所管課	総務課

具体的な施策	困難な問題を抱える女性支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体等で構成される支援調整会議を設置し、女性が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。
所管課	子育て支援課、総務課

具体的な施策	予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実
事業内容	予期せぬ妊娠や経済状況等により見守りが必要な妊産婦について、関係機関が連携し、妊娠期から産後や育児に至るまで、支援を継続して行います。
所管課	健康推進課、子ども家庭総合センター、子育て支援課

具体的な施策	若者相談「わっか」の充実
事業内容	課題や悩みを抱える若者等が気軽に相談できるよう、電話やメールのほかSNS等を活用した相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、若者等が安心して過ごすことができる居場所づくりについて、検討・実施していきます。
所管課	子ども・若者課

具体的な施策	生理用品の無償配布
事業内容	経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」に関わる取組として、区施設で生理用品を無償配布します。区立小・中学校でも、小・中学生が安心して学校生活を送れるよう、トイレに生理用品の設置をします。
所管課	総務課、子育て支援課、学務課

## 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

### ■施策の方向性

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

仕事と家庭生活を調和させる意識を社会全体に広めるため、ワーク・ライフ・バランスを推進する仕組みの充実や啓発を進めるとともに、幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高めることにより、仕事と生活の調和がとれ、一人一人が充実感を得られる環境づくりをめざします。

#### 2 家庭における役割分担の見直し

家庭生活においては依然として家事・育児の負担が女性に偏る傾向がありますが、この要因の一つとして無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、男女共同参画の実現に向けて障壁となっていることから、性別にかかわらず家族が役割を分担し協力し合う意識を育てるとともに、多様な子育ての在り方を支援し、安心して家庭生活を営める環境を整えることで、家族全体の暮らしやすさを向上させます。

#### 3 誰もが働きやすい環境づくり

働く場における男女の格差解消と多様な働き方の尊重は、経済的自立と社会参加の前提となることから、誰もが安心して働き続けられる職場環境や多様な働き方を推進し、女性の活躍を支える取組を拡充するとともに、就労支援の充実を図ります。また、就労に関する情報提供や相談窓口の充実、起業や開業への支援を推進し、多様なキャリア形成の選択肢を広げます。

#### 4 ライフステージに応じた健康づくり

健康は、就労や生活の基盤であり、生涯を通じた支援が不可欠であることから、あらゆる世代に分かりやすい健康情報を提供し、心身の相談やサポート体制を充実させます。また、特に女性については、ライフステージごとに健康上の課題が変化することを踏まえ、ライフステージに応じた健康増進を支援します。

#### 5 様々な人に配慮した防災対策の促進

災害や緊急時には、性別や年齢、障がいの有無、家族構成等によって必要とされる支援が異なることから、危機管理対策に多様な視点を取り入れ、避難所や地域での支援体制を整備することで、誰もが安心して避難・生活できる環境を確保します。また、災害時に孤立しがちな人を支える相談・支援の仕組みを整え、共助による安心な地域社会を築きます。

■基本目標Ⅲの指標

No	指標	現状値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6(2024)年度)	45.0% (令和12(2030)年度)
	荒川区民総幸福度（GAH）調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合		
2	男女の地位の平等意識（職場）	25.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
	※世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
	※世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事（炊事・洗濯・掃除など）が家族で分担できていると回答する割合		

コラム

気づいていますか？  
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

私たちは、これまでの経験や周囲から見聞きしてきたことをもとに、知らず知らずのうちに「こうあるべき」と思い込んでしまうことがあります。

こうした無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、完全になくすことは難しいかもしれません。けれども、気づかないまましていると、自分や周りの人の可能性を狭めたり、誰かを傷つけてしまうことがあります。

たとえば「家庭」「職場」など、身近な場面にも思い込みが潜んでいます。

■家庭・コミュニティで

- ✓ 女性は結婚によって経済的に安定を得る方が良い
- ✓ 共働きでも男性は家庭より仕事を優先するべきだ
- ✓ デートや食事のお金は男性が負担すべきだ

■職場で

- ✓ 育児中の女性は重要な仕事を担当すべきでない
- ✓ 組織のリーダーは男性の方が向いている
- ✓ 受付やお茶出しは女性の仕事だ

誰もがこうした思い込みを持つ可能性があります。「本当にそうだろうか？」と一度考えてみるのが、思いやりと気づきのある社会への第一歩です。

## 1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

### Ⅲ-1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり

- ワーク・ライフ・バランスについて、性別や年代によって、その捉え方や考え方が大きく異なることを踏まえたより効果的な啓発を進めていきます。
- 区民や区内事業者への個別での働きかけに加え、講座や講演会の実施、パンフレット等を活用した情報提供等を通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

具体的な施策	区民・区内事業者への情報提供と意識啓発
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）発行の情報誌を区内事業所に配布して事業者への意識啓発を行うとともに、専門家によるテレワーク・デジタル化推進の助言及び企業相談員による関連情報提供を実施することにより、区内事業所の働き方改革を支援します。
所管課	総務課、産業振興課、経営支援課

具体的な施策	理解を深めるための講座・講演会の開催
事業内容	区民や区内事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を実施し、仕事と家庭生活を調和させる意識の醸成を図ります。
所管課	総務課

### Ⅲ-1 (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

- 幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高め、仕事と生活の調和を図り、充実感が得られる環境づくりを進めるため、若年層や働く世代が地域・社会活動に参加しやすくなるよう、幅広い世代向けに情報提供や啓発を行っていきます。地域・社会活動への参加のきっかけづくりや活動の充実を図るため、必要な知識等について学習する機会を提供します。
- 区民の身近な生活に関わる地域づくりや区政への関心を高め、一人一人が知識等を活かしながら地域・社会活動に参画する機運を高める取組を推進します。

具体的な施策	地域活動・ボランティア活動やNPO等の活動情報提供
事業内容	地域活動サロン「ふらっと.フラット」の運営支援や、生涯学習センターでの講座の開催、ポスター掲示、ボランティアに係る情報コーナーの設置等を通じて、地域活動団体を支援し、区民の参画促進と多様な活動の活性化を図ります。
所管課	文化交流推進課、生涯学習課、総務課

具体的な施策	生涯学習活動に関する情報提供
事業内容	社会教育指導員・社会教育主事による生涯学習に関する情報提供や個別相談の実施、地域や人々をつなぐことを目的とした地域活動イベントを開催することにより、生涯学習への参加促進と地域活動の活性化を図ります。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	生涯学習センターにおける地域活動参加につなげる講座の実施
事業内容	学びを通して地域の方と知り合い、地域とつながり、「地域活動」のきっかけを作る大人の学び場である「荒川コミュニティカレッジ」の運営を通じ、地域活動への参加促進を行います。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	区民が参画しやすい活動の場の運営を可能にする仕組みづくり
事業内容	区民参画、協働・参加型の事業運営方法について各課で実施している事業を調査・分析し、そのノウハウを共有することで、より効果的な区民参画の促進と、事業運営の質向上を目指します。
所管課	関係各課

## 2 家庭における役割分担の見直し

### Ⅲ-2 (1) 家庭生活における男女平等意識の推進

- 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けて、講座の実施等により意識啓発を推進します。
- 介護者の負担軽減を図り、家庭生活と仕事等を両立し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けた情報提供と意識啓発
事業内容	男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護等への参加の視点を取り入れた講座を開催するほか、アクト21インフォメーションを活用した啓発活動を行うことにより、家庭と職場の両立を促進します。
所管課	総務課

具体的な施策	男性の育児への参画に向けた講座の実施（ハローベビー学級・新米パパ講座）
事業内容	妊娠中や産後の不安解消を目的とした両親学級や父親向けの講座を対面・オンラインで開催することにより、男性の育児への参画を促すとともに、夫婦間の協力体制の強化を促進します。また、講座等の場を通じて、参加者同士の交流の促進を支援し、不安や孤立の解消につなげます。
所管課	健康推進課

具体的な施策	介護者への支援の実施
事業内容	医療福祉相談事業、特別養護老人ホーム入所申請手続き支援、家族や介護者からの医療保険福祉等の相談の実施、障がい者緊急一時保護等のサービス提供等を通じて、介護者の負担軽減を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。
所管課	高齢者福祉課、障害者福祉課

### Ⅲ-2 (2) 多様な子育て支援

- 多様な保育ニーズに対応するため保育サービスの更なる充実を図るとともに、在宅で育児をしている保護者に対する支援を行います。
- 子育てを地域全体で支援する体制を充実するとともに、子育て中の保護者が地域で交流する場の提供や一時的な保育の実施により、保護者の負担軽減や育児不安解消のための取組を推進します。

具体的な施策	父親の育児に関する情報提供
事業内容	父親の育児に役立つ資料配布や父親向け講座の開催、ゆりかご面接や新生児訪問での相談対応を行うことにより、父親の育児参加促進と子育てにおける夫婦の協力を支援します。また、講座等の場を通じて、父親同士の交流を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	家庭教育学級（乳幼児コース・小・中学生コース）
事業内容	乳幼児、小・中学生、PTA向けに家庭教育学級を開催することで、保護者の育児・教育に関する知識・技能向上を支援し、子どもたちの健やかな成長を育む家庭環境づくりを促進します。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	子育て中の多様な悩み・不安に対応する相談体制の充実
事業内容	女性相談、ひとり親相談、家庭相談、資格を持った専任スタッフが24時間対応する電話相談に加え、関係機関との連携を通じて子育て中の様々な悩みや不安に対応するとともに、必要な情報や支援を提供することにより、安心して子育てができる環境づくりを促進します。
所管課	子育て支援課、子ども家庭総合センター、健康推進課

具体的な施策	親の子育て力支援事業
事業内容	保護者向けの子育て支援カウンセラーによる相談事業の実施や子育ての悩み・不安を互いに話し合う場の提供等を通じて、親子関係形成を促し、子育ての孤立防止と保護者の意識向上を図り、より良い子育て環境づくりを支援します。
所管課	子ども・若者課

具体的な施策	乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備
事業内容	「あらかわベビーステーション」の設置や、店舗等を経営する事業者向けに「(仮称) 子ども・子育て世代に優しい施設のガイドライン」を作成・周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境を整備します。
所管課	子育て支援課、子ども・若者課

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	保育サービスの更なる充実
事業内容	多様な保育ニーズへの対応と子育て中の保護者の負担軽減を図るため、0歳児保育や病児・病後児保育の拡大等保育サービスの更なる充実を図ることで、子育てと就労等の両立を支援します。
所管課	保育課

具体的な施策	地域における子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業）
事業内容	ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の協力会員による一時預かりや送迎等の支援を提供することにより、子育て中の保護者の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援するとともに、協力会員の養成を通じて地域における子育て支援体制を強化します。
所管課	子ども・若者課

具体的な施策	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
事業内容	保護者の育児疲れや疾病等により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを預かることにより、子どもとその家族の福祉の向上を図り、多様な子育てを支援します。
所管課	子ども家庭総合センター

具体的な施策	親子ふれあいひろば
事業内容	年齢に応じた乳幼児タイムや異年齢交流、小・中交流事業を実施することにより、子どもたちの社会性や協調性を育むとともに、世代間交流を促進し、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを支援します。
所管課	子ども・若者課、コミュニティ施設課

具体的な施策	子育て交流サロン事業
事業内容	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流の場を提供することにより、育児中の孤立の解消と親同士の交流を通じて子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組を支援します。また、保護者がより気軽に立ち寄り、相談・交流できるような環境づくりを行います。
所管課	子ども・若者課

具体的な施策	放課後等の児童への支援事業
事業内容	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等の子どもの居場所を提供するとともに、児童が安心して健やかに過ごせるよう、サービスの質や利便性の向上を図ります。
所管課	子ども・若者課、登校・放課後サポート課

具体的な施策	子どもの居場所づくり事業の実施
事業内容	食事の提供や学習支援、親に対する養育の知識や情報提供、アウトリーチによる支援等を行う子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助します。支援を必要とする子どもたちの居場所を提供することにより、子どもたちの健全育成を支援します。
所管課	子ども・若者課

### 3 誰もが働きやすい環境づくり

#### Ⅲ-3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進

- 誰もが安心して働き続けられる環境を整備するため、小規模事業者が多い地域特性も踏まえ、区内事業者へ多様な働き方に関する情報提供や提案を行います。
- 区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、多様な働き方ができる職場環境を整備します。

具体的な施策	企業・労働者への多様な働き方の提案
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）発行の情報誌を区内事業所に配布し、事業者への意識啓発を行うとともに、企業相談員による巡回訪問等を通じて区内事業者へのテレワークやデジタル化推進等、多様な働き方に関する情報提供と提案を行います。
所管課	総務課、産業振興課、経営支援課

具体的な施策	東京都の取組や労働関係法等の周知
事業内容	東京都の働き方改革に関する取組や労働関係法等について、男女平等推進センター（アクト21）での資料配布等を通じて周知を行うことにより、区民の意識啓発を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	多様な働き方の推進
事業内容	区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、テレワークや時差勤務、ICTや外部人材の活用等、職員・教職員の柔軟な働き方を推進し、健康の維持増進と働きがいのある職場環境を整備します。
所管課	職員課、教育総務課

### Ⅲ-3 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援

- 女性の活躍を推進するため、区民・区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリットを広く周知するとともに、柔軟な働き方に対応した職場環境整備を促します。
- 区内事業者へ様々な支援を実施することにより、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を促進します。

具体的な施策	育児・介護休業支援制度の取得促進及び職場環境見直しについての区内事業者への働き掛け
事業内容	区内事業所向けにワーク・ライフ・バランスの啓発用リーフレットや情報誌を作成・配布することにより、育児・介護休業支援制度の取得促進や柔軟な働き方等についての啓発を行い、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進します。
所管課	総務課

具体的な施策	ワーク・ライフ・バランスを促進する企業への支援
事業内容	多様な人材が働きやすい職場環境整備に必要な設備の設置に対して補助すること等を通じ、企業の生産性向上と企業価値向上、企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを促進します。
所管課	経営支援課

### Ⅲ-3 (3) 事業主団体等との連携強化

- 各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場として、荒川区男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者の参画を求め、連携を強化し、効果的な取組を推進していきます。

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議の設置
事業内容	男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者が参加することにより、企業と行政、地域住民との連携を強化し、区民全体で男女共同参画社会の実現に向けて取り組む体制を構築します。
所管課	総務課

### Ⅲ-3 (4) 就労に関する支援事業の充実

- 就職や仕事と家庭の両立支援に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 子育て中の方の再就職や仕事と子育てを両立する働き方を一人一人の状況に合わせて支援するとともに、再就職を目指す方へスキルアップやキャリアアップにつながる取組を行います。
- 就労意欲の高い高齢者や障がい者、厳しい雇用環境に置かれている若年層の就労支援につながる取組を行います。

具体的な施策	仕事と家庭の両立支援に関する情報提供
事業内容	ホームページ、情報誌、パネル展、資料配布、JOBコーナー町屋での情報提供等、様々な媒体を活用して就職や仕事と家庭の両立支援、柔軟な働き方等に関する情報を広く区民に発信し、理解促進を図ります。
所管課	経営支援課、総務課

具体的な施策	女性の再就職支援のためのセミナー等の実施
事業内容	女性向け就労支援コーナーの設置、就労支援セミナー等を通じて再就職も含めた女性の就労支援を強化することにより、女性の経済的自立を促進し、多様な働き方を支援します。
所管課	経営支援課、総務課

具体的な施策	JOBコーナー町屋の運営
事業内容	身近な職業相談・職業紹介等の場としてJOBコーナー町屋において職業相談・紹介、内職相談・紹介等を行うことにより、女性を含めた就労機会の拡大を図り、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	経営支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施【再掲】
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組みます。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	おしごと相談の窓口の運営
事業内容	おしごと相談の窓口において、就職活動に関する相談や、出産・育児・介護を機に離職した女性の再就職活動・両立支援の相談を受け付け、就職活動をサポートします。また、就労中の方が抱える家庭と仕事の両立に関する悩みや今後のキャリア不安を解消し、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	経営支援課

具体的な施策	女性の自立や生活に関する相談の実施（アクト21こころと生き方・DVなんでも相談、女性相談）
事業内容	「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」や女性相談の中で就労に関する助言等を行うことにより、女性が抱える様々な悩みや困難への支援を行い、女性の自立と安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務課、子育て支援課

### Ⅲ-3（5）起業家の支援

- 女性を含めた起業を推進するため、区内で起業しようとする方を対象とした講座を開催する等により、ノウハウや情報を提供します。
- 起業予定者、起業後間もない事業者に対して、継続的に相談・アドバイスを行い、事業者の成長支援と経営基盤の強化を図ります。

具体的な施策	起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等）
事業内容	起業に関する相談の実施に加え、ビジネスプランの作成知識等を学ぶセミナーや起業家交流会、若者向けワークショップ等を開催することにより、起業を志す方の支援を強化し、新たなビジネスチャンスの創出と地域経済の活性化を促進します。
所管課	経営支援課

## 4 ライフステージに応じた健康づくり

### Ⅲ-4 (1) 健康づくりに関する情報提供

- 働き方や生活の基盤である健康について意識啓発を図るとともに、特に女性のライフステージに応じた健康づくりの意識向上を図るため、情報提供・意識啓発を行います。

具体的な施策	健康に関する冊子の発行、講演会、健康教育等の情報提供
事業内容	健康づくりや介護予防に関する講演会開催のほか、区報での特集、パンフレットやチラシ、ウォーキングマップ、リーフレット等の配布を通じて、健康情報や健康づくりに関する情報を提供し、区民の健康意識向上を図ります。
所管課	高齢者福祉課、健康推進課

具体的な施策	H I V・性感染症に関する検査・相談、啓発、情報提供
事業内容	H I V・性感染症予防に関する講演会、区報での予防情報の提供等の啓発活動のほか、保健師による相談、無料・匿名での検査等を実施することにより、性感染症に関する正しい知識の普及と予防意識の向上を図ります。
所管課	保健予防課

### Ⅲ-4 (2) こころや身体についての相談の実施

- ストレスを原因とするこころや身体の不調を抱える人が増加している状況を踏まえ、メンタルヘルスの相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	こころと生き方・DVなんでも相談の実施
事業内容	「アクト21 こころと生き方・DVなんでも相談事業」を実施することにより、家族関係や仕事、人間関係や生き方など様々な悩みを抱える方に専門の相談員がカウンセリングを行い、安全で安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務課

具体的な施策	こころの健康相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による心の健康に関する相談窓口「こころの健康相談」を実施することにより、心の病気を抱える人やその家族への支援体制を強化し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。
所管課	健康推進課

### Ⅲ-4 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進

- 自らの健康について正しい情報や知識を習得し、自己管理を行えるよう、健康増進のための取組を推進し、世代に応じたところと身体への健康づくりを支援します。

具体的な施策	生活習慣病予防（疾病予防、健康増進）
事業内容	健康増進計画に基づき、健康ポイントアプリの活用により、健康に関する意識啓発と運動習慣の獲得を促し、男性を含む幅広い年齢層の健康増進を支援します。また、体組成計と血圧計を設置したまちなか測定コーナーの設置、健康情報提供店による健康情報の提供、禁煙支援、健康体操の普及、健康づくり講座等を通じて生活習慣病予防に関する啓発活動を行い、区民の健康意識向上を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	女性の健康づくり講演会の実施
事業内容	プレコンセプションケア <sup>*3</sup> や更年期等に関する正しい知識普及のための講演会を実施します。これにより、女性の健康維持と社会参加促進を図ります。
所管課	総務課、健康推進課

具体的な施策	女性の健康の啓発
事業内容	女性の健康への理解促進のため、毎年3月に実施される「女性の健康週間」において普及啓発を行うとともに、講演会やパネル展示、キャンペーン等を開催します。
所管課	健康推進課

### Ⅲ-4 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援

- 出産や育児等による健康上の影響が大きい女性が、安心して妊娠・出産・子育て期を健康で明るく過ごせるよう、検診や講座の実施、指導等の支援を行います。

<sup>\*3</sup>プレコンセプションケア：性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと。

### 第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	妊娠・出産に関する支援（ゆりかご面接、母子健康手帳交付、妊婦健診、妊産婦訪問指導）
事業内容	妊娠届出時のゆりかご面接に加え、妊娠後期のアンケート、面談、電話相談、訪問を実施するほか、健診費用補助等を通じて切れ目なく支援を行い、妊婦の不安解消を図り、安心して出産・育児ができるよう支援します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	周産期うつ対策
事業内容	ゆりかご面接や新生児訪問、産婦健診、1か月児健診時に産後うつに関するアンケート等を実施し、周産期うつ病の早期発見を行い、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことで妊娠中及び産後のメンタルヘルス対策を強化します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	不妊・不育に関する支援
事業内容	不妊・不育に関する相談窓口である「東京都不妊・不育ホットライン」や、東京都特定不妊治療費助成制度の情報提供を通じて、不妊・不育に悩む方の相談機会創出と経済的な負担軽減を図ります。
所管課	健康推進課

具体的な施策	入院助産措置の実施
事業内容	経済的な理由で病院に入院できない妊産婦に対し、入院費用を助成することにより、安心して出産や療養に専念できるよう支援します。相談時には家庭状況に応じて必要な支援機関につなげることにより、妊産婦の健康と安全を守ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	妊娠・出産・子育てに関する相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による「ママのこころの相談」において子育て中の母親が抱える心の悩みや不安に寄り添い、必要なサポートを提供することにより、母親のメンタルヘルスの安定を支援します。また、子どもと子育ての総合的な相談機関である子ども家庭総合センターの体制強化を進め、安心して健やかな暮らしが送れる環境づくりを促進します。
所管課	健康推進課、子ども家庭総合センター

コラム

**プレコンセプションケア  
～理想の人生を健康からデザインする、自分メンテ  
ナンスの新常識～**

「プレコンセプションケア」という言葉を聞いたことがありますか。

これは、将来の妊娠や出産を「いつか」と考えるのではなく、「今」をより健やかに過ごすための自分メンテナンスのことで、理想の人生を形にするための、新しい健康の常識です。

バランスの良い食事、適度な運動、定期的な健診……。こうした日々の積み重ねは、将来のあなた、そして未来の新しい命を守る力となります。

荒川区では、専門医による講演会など、あなたの「これから」の健康作りをサポートしています。

性別やパートナーの有無に関わらず、自分の体を知り、大切にすることが自身の健康を維持する第一歩となります。

## 5 様々な人に配慮した防災対策の促進

### Ⅲ-5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策

- 荒川区地域防災計画をはじめとした、各種の危機管理対策について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえるとともに、多様性に配慮した視点で適宜見直し、修正を行っていきます。

具体的な施策	危機管理対策への多様な視点の反映
事業内容	女性や妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等、様々な属性の人に配慮した危機管理対策を検討の上、荒川区地域防災計画をはじめとする各種計画に反映するとともに、適宜、見直しを図ります。
所管課	危機管理課

### Ⅲ-5 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援

- 多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアル等を整備し、それに基づき、定期的に訓練を実施し、マニュアル等を改善していきます。
- 災害時に多様性に配慮した避難所運営ができるよう、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等を行っていきます。

具体的な施策	多様なニーズに応じた避難所等における環境整備や備蓄物資等の充実・強化
事業内容	災害時における女性のニーズに対応するため、避難所運営委員会に女性を積極的に配置し、女性のためのスペース設置等、運営マニュアルに基づく訓練を実施します。また、着替え・授乳用テントや生理用品、おむつ、オストメイト対応トイレ等の備蓄を充実させ、多様なニーズに応じて全ての人が安心して避難所生活を送れる環境整備を進めます。
所管課	危機管理課

具体的な施策	避難行動要支援者への情報伝達体制の充実
事業内容	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が災害時に確実に情報を受け取れるよう、区報、ホームページ・SNS、防災アプリ、災害情報受信機等、様々な媒体による情報伝達体制を整備し、誰もが必要な情報を入手できるよう支援します。
所管課	危機管理課

具体的な施策	子育て世代の避難場所の提供
事業内容	子育て世代が安心して避難できるよう、二次避難所における支援体制の強化を図ります。避難誘導訓練の実施や備蓄倉庫内の物資点検を通じて子どもを持つ家庭が安全に避難できる環境整備を進め、必要な物資の確保と適切な情報提供を行います。
所管課	総務課、コミュニティ施設課、子ども・若者課、ゆいの森課

### Ⅲ-5 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

- 男女平等推進センター（アクト21）を中心として、災害時や緊急時における生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談を受け付け、支援を実施します。

具体的な施策	災害時・緊急時の相談・支援
事業内容	「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」に加入することで、被災地外の男女共同参画センター等と連携を図り、粉ミルクや生理用品等の物資や情報の支援体制の充実を図ります。また、避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安等に対応するため、避難者への相談体制の整備を推進します。
所管課	総務課、関係各課

## 基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

### ■施策の方向性と指標

#### 1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画・ジェンダー平等の理念を区の政策に反映していくためには、政策決定の場に多様な人材が参画することが欠かせないことから、特に女性の参画を積極的に促進するとともに、区民の意見を反映できる仕組みを整備します。

あわせて、区職員が男女共同参画・ジェンダー平等の視点を持ち、日常業務や政策形成に活かせるよう、研修や啓発を通じて意識の向上を図ります。

こうした取組により、ジェンダー平等を達成するため政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」を推進し、計画の実効性を高めていきます。

#### 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

区における男女共同参画推進の拠点である男女平等推進センター（アクト21）の役割を一層強化し、区民や地域団体への啓発や学習機会の提供、相談機能の充実を図るとともに、関係団体や地域の多様な主体との連携を深めます。

また、区民の意見を反映した運営を行うことで、地域に根ざした実効性のある取組を推進します。

こうした拠点機能の充実を通じて、区民が安心して学び、相談し、参画できる環境を整備し、計画全体を支える推進力とします。

### ■基本目標Ⅳの指標

No	指標	現状値	目標値
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.8% (令和6(2024)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)
	審議会等における女性委員数の割合	25.3% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
※地方自治法（第202条の3）に定める附属機関や地方自治法（第180条の5）に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合			
2	区職員の管理監督者（係長・課長・部長）における女性の割合	32.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)
※係長級以上の区女性職員の割合			

## ■施策

## 1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

## IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進

- 区の政策・方針決定過程の一つである各種審議会・委員会等において、女性の参画を促進します。

具体的な施策	管理監督者に向けた女性職員の育成
事業内容	区の女性職員にキャリアアップの機会提供と意識啓発を行うことにより、女性のリーダーシップ育成を図り、組織全体の活性化を目指します。
所管課	職員課

具体的な施策	審議会等における女性の参画の推進、多様な視点・意見の反映
事業内容	審議会における多様な意見を反映するため、女性や様々な経歴を持つ方を委員に積極的に選任することにより、多角的な視点からの議論を促進します。また、女性委員の参画状況を調査し、調査結果に基づき女性の参画促進に向けた課題を分析の上、今後の委員選定における改善策を検討・実施していきます。
所管課	関係各課

## IV-1 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実

- 多様な区民意見を区政に反映することができるよう、あらゆる機会を通じて区民の意見を聴取するとともに、区政に反映させる機会・手段の充実を図っていきます。

具体的な施策	パブリック・コメントの実施
事業内容	区の構想・計画・制度等を策定する際にパブリック・コメントを実施し、住民からの意見を広く募集することにより、政策決定過程における透明性と公平性を高め、男女共同参画の視点を含めた多様な意見をより良い政策づくりに反映していきます。
所管課	関係各課

具体的な施策	区民の声等、広聴活動による意見の反映
事業内容	区民の意見・要望を適切に把握し、区政運営の参考とするため、区民の声や区政世論調査を実施し、多様な意見を政策づくりに反映していきます。
所管課	広報・シティプロモーション課

IV-1 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進

- 男女共同参画の視点に立って各施策を推進していくため、区職員の意識啓発を図る取組を推進します。
- ハラスメントが社会的に許されない行為であることを区職員に広く周知徹底するとともに、未然防止に向けて意識啓発や情報提供等を行い、良好な職場環境を整備していきます。

具体的な施策	区職員の意識啓発・研修の実施
事業内容	男女共同参画に関する情報誌「アクト21インフォメーション」を通じて人権に関する情報を発信するとともに、人権研修を実施することで、区職員の人権意識の向上を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	職場における旧姓使用の実施
事業内容	職場における旧姓使用を認めることにより、ライフステージの変化に対応し、結婚により姓が変わった場合でも本人が希望する姓で業務に従事できる環境を整備します。
所管課	職員課

具体的な施策	男性職員の育児休業取得の促進、育児参加の支援
事業内容	男性職員の育児参加促進のため、育児休業取得の奨励と育児支援の強化に取り組みます。職場環境の整備や制度周知に加え、育児休業取得者の事例紹介や休暇制度の広報活動を通じて、男性職員の育児参加意識の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止基本方針の策定と推進
事業内容	職場におけるハラスメント防止のため、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」「荒川区職員カスタマーハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」に基づく相談体制を整備し、職員からの相談に対応する等により、適切な職場環境の整備を継続的に実施します。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止の研修、意識啓発
事業内容	ハラスメントの防止と適切な職場環境の確保のため、管理職等を対象としたハラスメント防止研修を実施し、職場におけるハラスメント防止の重要性の理解促進と発生時における対処能力の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	苦情相談処理窓口の円滑な運用と情報提供
事業内容	職員報等での周知、苦情相談窓口の案内、人権研修等での啓発を実施することにより、職員一人一人がハラスメント防止の重要性を認識するとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。
所管課	職員課

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

IV-2（1）意識啓発・相談機能の充実

- 男女共同参画に関する区民の意識を高めるため、積極的な啓発活動と学習機会の提供を推進します。
- 生きづらさを抱えている方へカウンセラーによる心のケアを行うとともに、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する当事者・家族・周囲の方からの悩み等を安心して相談できる体制を充実します。

具体的な施策	男女平等に関する情報の収集と提供
事業内容	男女共同参画に関する情報提供を充実させるため、男女平等推進センター（アクト21）情報コーナーの充実、区報やホームページ・SNSでの情報発信、関連図書提供等を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めていきます。
所管課	総務課

具体的な施策	アクト21インフォメーションの発行、ホームページ等による啓発
事業内容	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、情報誌「アクト21インフォメーション」を発行し、YouTube配信を行うとともに、DV防止啓発カードやLGBTQパンフレット等の配布、区報やホームページ・SNSでの情報提供を充実させ、区民への理解促進を図ります。
所管課	総務課

具体的な施策	男女共同参画に関する講座・講演会の実施
事業内容	男女共同参画週間に合わせた講演会やパネル展、デートDV防止やDV被害者支援に関する講座等を実施することにより、男女共同参画及びDV防止に関する意識啓発を図り、より安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。
所管課	総務課

具体的な施策	アクト21・こころ生き方DVなんでも相談、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談の実施・充実
事業内容	こころと生き方・DVなんでも相談、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談を実施し、DV被害者やその周囲の方々に専門的な相談窓口を提供し、必要な支援につなげていきます。
所管課	総務課

## IV-2 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

- 男女平等推進センター（アクト21）を拠点として活動している団体との連携を強化し、団体の育成を目指した取組を推進します。
- 多様な生き方を認め合う男女共同参画社会を推進するため、全庁的な連携を更に強化します。
- 家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民、区内事業者、学識経験者で構成される区民会議を開催し、毎年度、荒川区男女共同参画社会推進計画の進捗状況の点検と必要な提言を行い、その内容を随時公表します。

具体的な施策	アクト21の事業に関する区民意見の反映
事業内容	区民の意見を施策に反映させるため、男女平等推進団体を対象にアクト21の事業に関するアンケートを実施し、結果を分析し、今後の事業展開や施策に活かします。
所管課	総務課

具体的な施策	男女平等推進団体の育成・交流
事業内容	男女平等社会の実現を図ることを主たる活動目的とする男女平等推進団体の育成を図るとともに、団体間の交流促進を図るため交流のつどいを開催する等により、団体間の連携強化と更なる活動促進を目指します。
所管課	総務課

具体的な施策	区民参画による男女共同参画の意識づくり
事業内容	区民の意見を政策に反映させるため、講演会等でのアンケート調査を実施し、その結果を今後の事業展開に活かしていきます。また、男女平等推進団体に男女共同参画推進講座への参加を促す等により、団体活動の活性化を図り、区民参画による男女共同参画の意識づくりにつなげていきます。
所管課	総務課

具体的な施策	人権推進事業との連携
事業内容	人権推進部門と連携して講演会等を開催することにより、男女共同参画に関する理解促進を図るとともに、多様な立場からの意見交換や情報共有を通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。
所管課	総務課

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議による点検の実施
事業内容	区民参加による男女共同参画推進の強化を図るため、男女共同参画社会推進区民会議を毎年度開催し、基本目標ごとの主な取組実績を報告し、改善状況について議論するとともに、会議資料をホームページで公開し、区民への情報公開と意識共有を図ります。
所管課	総務課

コラム

■ 荒川区男女平等推進センター（アクト21）

荒川区男女平等推進センター（アクト21）は、区における男女共同参画の推進拠点として、多様な事業や支援を展開しています。センターでは、男女共同参画やDV防止に関する講演会・講座、パネル展などの啓発事業を行い、区民が学び、気づき、行動につなげる機会を提供しています。また、情報コーナーの充実、関連図書を提供、区報やホームページ、SNSを活用した情報発信、情報誌「アクト21インフォメーション」やYouTube配信などを通じて、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりを進めています。



相談支援の面では、DV被害者支援や性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談、こころと生き方の相談など、多様な困難を抱える方に寄り添う相談窓口を設置し、必要な支援につなげています。また、アクト21は全国の男女共同参画センター相互支援ネットワークに加入しており、災害時には情報提供や相談支援など、必要な支援に協力する体制を備えています。

さらに、センターを拠点に活動する地域との連携を強化し、事業への区民意見の反映を図るとともに、区内事業者の参画を得て地域ぐるみで男女共同参画を推進する体制づくりにも取り組んでいます。

## 第4章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制と点検・評価

本計画の実効性を高めるため、区は、関係部署が連携し、区内全体で男女共同参画・ジェンダー平等の視点を区政運営に反映します。

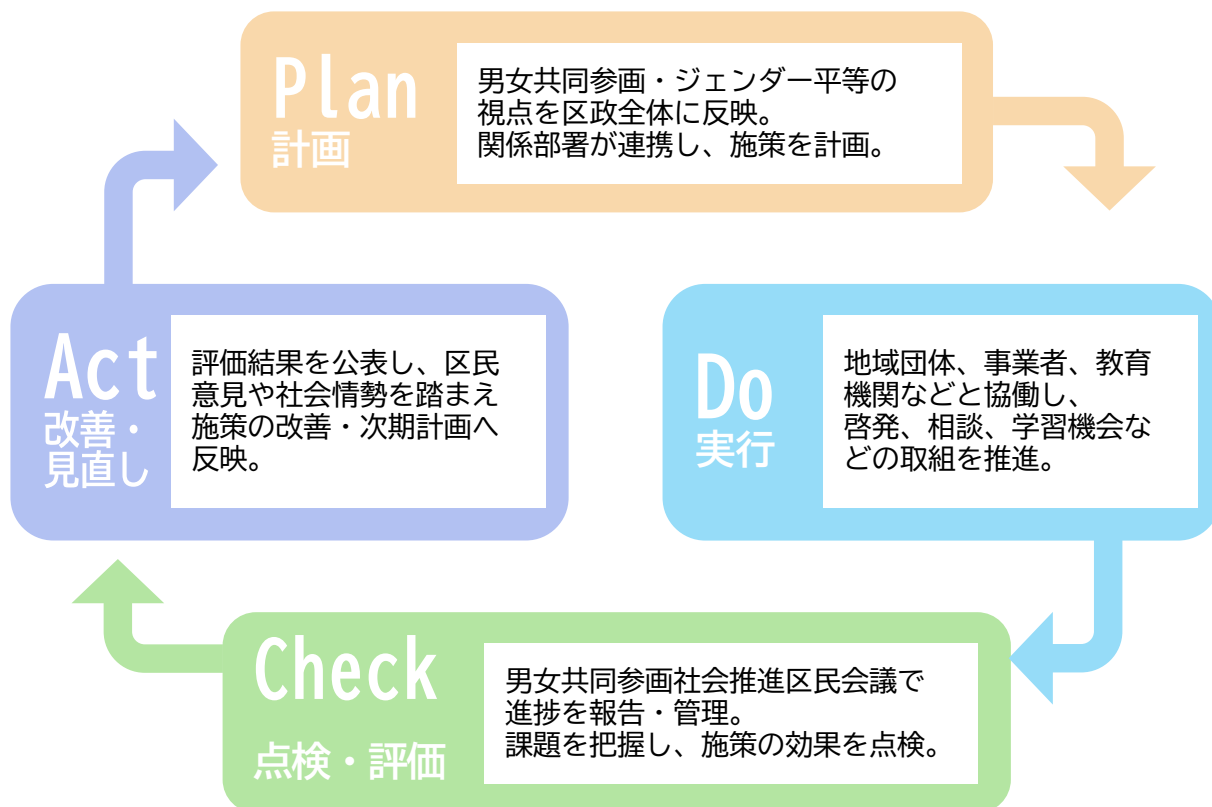
また、地域団体、事業者、教育機関など、多様な主体との協働を通じて、地域に根ざした取組を着実に進めます。

計画に掲げた施策の進捗状況については、学識経験者、区民委員、事業主団体などの幅広い関係者で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」において定期的に報告し、進捗の管理および点検を行います。

区民会議は、区の会議体として、施策の実施状況を把握するとともに、必要に応じて課題や改善方策を検討し、計画の着実な推進を図ります。

また、PDCAサイクルに基づき、毎年度の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、社会情勢や区民意見を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

さらに、男女平等推進センター（アクト21）等を拠点に、啓発、相談、学習機会の充実など、区民参画を促す活動を支援し、行政と地域が一体となって男女共同参画およびジェンダー平等の推進を進めます。



## 參考資料

## 用語解説

### あ行

#### ●アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

→コラム P. 47

#### ●ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

→コラム P. 3

#### ●SDGs（持続可能な開発目標）

2030年までに持続可能な社会を実現するために、国連が定めた17の国際目標。

目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力を強化する」ことを掲げている。また、ジェンダー平等と人権の尊重は、目標5に限らずSDGsの17すべての目標の実現に不可欠な横断的価値とされている。

### さ行

#### ●ジェンダーアイデンティティ/性自認

自分の性別をどのように認識しているかを指す概念。

「心の性」とも表現され、出生時に割り当てられた性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もある。

なお、国際的には“Gender Identity（ジェンダーアイデンティティ）”の語が用いられ、自分がどの性のあり方に属すると感じるかという帰属意識も含む概念とされている。

→コラム P. 23

#### ●ジェンダー・ギャップ

性別によって社会的・経済的・政治的に機会や結果に差がある状態。国際的には「ジェンダー・ギャップ指数」で各国の状況が比較される。

→コラム P. 30

#### ●ジェンダー平等

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

#### ●STEM教育

Science, Technology, Engineering and Mathematics（科学・技術・工学・数学）の頭文字をとっており、理工系の教育・研究分野を示す。

→コラム P. 7

#### ●性的マイノリティ（LGBTQなど）

多様な性自認・性的指向を表す総称の一つで、次の言葉の頭文字を取って作られた言葉。

- (L) レズビアン 女性同性愛者
- (G) ゲイ 男性同性愛者
- (B) バイセクシュアル 両性愛者
- (T) トランスジェンダー 身体の性に違和を持つ人
- (Q) クエスチョニング 性のあり方が定まっていない人、または定めていない人

### た行

#### ●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

（男女共同参画社会基本法第2条）

### は行

#### ●ハラズメント

「嫌がらせ、いじめ」を意味する。職場や日常生活

活等で、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与える発言や行動が問題となっている。

(パワー・ハラスメント) 職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為等

(セクシュアル・ハラスメント) 相手の意に反する不快な性的言動(性的指向・性自認関連含む)

(マタニティ・ハラスメント) 妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等

(カスタマー・ハラスメント) 顧客や取引先からの著しい迷惑行為

(モラル・ハラスメント) モラル(道徳)による精神的な暴力・言葉・態度による嫌がらせ行為等

### ●フェムテック

「Female(女性)」+「Technology(技術)」の造語で、生理や更年期など女性特有の悩みを先進的な技術で解決することを指す。

### ●プレコンセプションケア

医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること。

→コラムP.61

## ま行

### ●メディアリテラシー

放送やインターネットなど多様なメディアからの情報を、自分で読み解き、判断し、活用できる能力であり、加えてメディアを通じて他者と対話・発信できる力を含む。

## わ行

### ●ワーク・ライフ・バランス

多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和のこと。

## 荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱

平成23年11月1日制定  
23荒区文第735号  
(副区長決定)  
平成26年4月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成28年12月1日一部改正  
令和4年9月22日一部改正  
令和7年5月8日一部改正

### (設置目的)

第1条 荒川区男女共同参画社会推進計画に基づく施策を推進し、男女共同参画の一層の充実を図るため、荒川区男女共同参画社会推進区民会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、前項に掲げる目的のほか、荒川区における女性の活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進するとともに、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため、事業主団体等と行政が連携し、女性の活躍推進を図る協議の場の役割を担うものとする。

### (協議会)

第2条 会議は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第27条第1項に基づく協議会と位置づけるものとする。

### (所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 荒川区男女共同参画社会推進計画に関すること。
- (2) 荒川区における男女共同参画社会推進施策への提言
- (3) 荒川区における女性の活躍推進に関すること。
- (4) その他、区長が必要と認める事項

### (組織)

第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者等

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、第4条第1号に掲げる学識経験者である者とする。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、公開することにより著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 傍聴者の定員は5名とし、これを超える傍聴の申し出があった場合には、抽選により傍聴人を定める。

3 会長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者に必要な制限を課すことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

## 荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員名簿

(敬称略)

※肩書及び組織名は令和8年3月現在

学識経験者	権丈 英子 (亜細亜大学理事・経済学部長)
委員 (14名)	椎葉 誠 (連合荒川地区協議会 事務局長)
	太田 文子 (荒川区女性団体の会 副会長)
	近藤 仁 (東京商工会議所荒川支部 事務局長)
	滝沢 聖一 (アサヒ産業株式会社 常務取締役)
	笹 直美 (マザーズハローワーク日暮里 室長)
	高田 忠則 (荒川区スポーツ協会 会長)
	榊 真理子 (人権擁護委員)
	松熊 貴代 (人権擁護委員、主任児童委員)
	飯田 紗織 (東京青年会議所荒川区委員会 委員) 令和7年12月まで
	村山 馨亮 (東京青年会議所荒川区委員会 委員) 令和8年1月から
	上羽 明子 (中学校PTA連合会会長)
	中田 宏美 (社会福祉協議会地域連携推進課長)
	小林 直彦 (荒川区副区長)
	小堀 明美 (総務企画部長)
古瀬 秀幸 (管理部長)	
事務局	総務企画課長
	男女平等推進センター所長
	男女平等推進センター職員
	総務企画課人権推進係長

## 荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成 13 年 7 月 17 日制定

(13 地文推第 19 号)

(助役決定)

平成 18 年 3 月 30 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 6 月 2 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 8 月 20 日一部改正

### (設置)

第 1 条 荒川区男女共同参画社会推進計画を実効性あるものとするために、荒川区における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に調整し、かつ、計画的に推進することを目的として、荒川区男女共同参画社会推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画社会推進計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に関する事項で委員会が必要と認めること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副区長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

### (幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる所掌事項を調査し、及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、総務企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を代表し、幹事会の議事を整理する。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (関係職員出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、別表第 1 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席

参考資料

させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月20日から施行する。

2 荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱（平成12年1月31日付、荒地文推発第57号）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

別表第2（第6条関係）

別表第1（第3条関係）	別表第2（第6条関係）
<p>荒川区男女共同参画社会推進委員会</p> <p>副区長                      総務企画部長                      区政広報部長                      管理部長                      区民生活部長                      地域文化スポーツ部長                      産業経済部長                      環境清掃部長                      福祉部長                      健康部長                      子ども家庭部長                      防災都市づくり部                      教育委員会事務局教育部長</p>	<p>荒川区男女共同参画社会推進委員会幹事会</p> <p>総務企画部総務企画課長                      区政広報部秘書課長                      管理部経理課長                      区民生活部区民課長                      地域文化スポーツ部文化交流推進課長                      産業経済部産業振興課長                      環境清掃部環境課長                      福祉部福祉推進課長                      健康部生活衛生課長                      子ども家庭部子育て支援課長                      防災都市づくり部都市計画課長                      教育委員会事務局教育総務課長</p>

## 荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過

### (1) 荒川区男女共同参画社会推進区民会議

開催月日	内容
令和7(2025)年7月28日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長及び委員の紹介について</li> <li>2 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)の策定について</li> <li>3 現行計画(第5次)の実施状況と今後の方向性について</li> </ol>
令和7(2025)年9月30日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の素案について</li> <li>2 パブリック・コメントの実施について</li> <li>3 今後の予定について</li> </ol>
令和8(2026)年1月9日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パブリック・コメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)</li> <li>2 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)(案)について</li> <li>3 今後の予定について</li> </ol>

### (2) 荒川区男女共同参画社会推進委員会

開催月日	内容
令和7(2025)年7月9日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の進め方について</li> <li>2 国や都の動向及び世論調査等結果の分析</li> <li>3 基本目標ごと現状値と目標数値について</li> <li>4 計画の体系(案)について</li> <li>5 今後の予定について</li> </ol>
令和7(2025)年9月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の素案について</li> <li>2 パブリック・コメントの実施について</li> <li>3 今後の予定について</li> </ol>
令和7(2025)年12月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パブリック・コメントの実施結果について (提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について)</li> <li>2 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)(案)について</li> </ol>

## 荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果

### (1) 意見募集期間

令和7（2025）年11月11日（火）～12月2日（火）

### (2) 閲覧場所等

区役所4階総務企画課・地下1階情報提供コーナー、アクト21、荒川区ホームページ

### (3) 意見提出数

11名、14件

（内訳 Logo フォーム9名・12件、電子メール 1名1件、持ち込み 1名1件、FAX 0名）

### (4) 意見の内訳

①計画全般についての意見			7件
②計画の具体的な内容に関する意見			7件
	基本目標Ⅰ	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	4件
	基本目標Ⅱ	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する	3件
合 計			14件

### (5) 意見に対する区の考え方

◎	計画に新たに反映する	2件
○	既に盛り込んでいる	6件
—	意見・要望としてお聞きする	6件
合 計		14件

## (6) 意見の概要と意見に対する区の考え方

## 《計画全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
1	<p>出生届の父母との続柄欄に「嫡出子」「嫡出でない子」のどちらかにチェックさせているが、これは人権侵害にあたらぬか。</p> <p>女性が非婚で子を出産するかは、女性の権利である。それを国や他人から問われる筋合いはない。</p> <p>子が一生を通じて差別的な扱いや精神的苦痛を受ける原因となる可能性があり、子の人権を侵害するとして、現行の出生届では人権尊重の立場から使用できないと法務省に言えるのか。</p>	<p>出生届における父母との続柄の欄(嫡出の別)については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めてまいります。</p>	—	—
2	<p>国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を直ちに批准するように、国に要求や意見をすべきである。</p>	<p>女性の権利保障やジェンダー平等の推進は、区としても非常に重要な課題であると認識しております。</p> <p>ご指摘のとおり「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は1985年に締結していますが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」については未批准となっております。しかし、国際条約の批准は、国において総合的な判断のもとで進められるものであり、区が直接的に関与できる事務ではございません。</p> <p>今後も国の動向を注視しつつ、区民に最も身近な基礎自治体として取り得る施策を着実に進め、男女共同参画の推進に努めてまいります。</p>	—	—
3	<p>荒川区には、人口の1割以上の外国出身者がいるため、西暦を併記したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、全ての方にとってより分かりやすい計画とするため、元号表記に併せて、西暦も表記することとします。</p>	◎	1 ～ 72
4	<p>LGBTQ の多様化が過度に進みすぎなければいいと思う。</p>	<p>近年、性別や性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する法令や制度の整備、理解が進む一方で、社会全体が大きく変化していくことに戸惑いを感じる方もいらっしゃるについては認識しております。</p> <p>一人ひとりが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、互いの個性や違いを尊重する意識醸成が重要であると考えております。</p> <p>そのため区といたしましては、性の多様性に関する知識を深めることができるよう正確な情報発信や啓発を進めてまいります。</p>	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
5	<p>計画には賛同する。 ただ、昨今の国政選挙などをみると逆行しているような結果が見受けられる。</p> <p>基本的な人権の公平性の推進には多大な難問があると認識するが、それでも強く進めていただきたい。</p>	<p>本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向け、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に、取り組んでまいります。</p>	—	—
6	<p>計画に「包括的性教育」を追加してほしい。</p> <p>包括的性教育は人権を知るための教育であり、ジェンダーは幼少期から日常的に形成されるため、大人になってから学び直すには限界がある。</p> <p>幼少期から包括的性教育を学ぶことで、人権意識、ジェンダー平等の意識、ハラスメントの抑制などにつながると考える。</p>	<p>性に関する正しい知識の習得や人権・ジェンダー平等に関する理解を深めることは、ハラスメントのない社会づくりの土台であると認識しております。</p> <p>本計画においても、中学校保健体育において「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習することや、啓発・相談体制の充実等を位置づけており、関係各部署と連携しながら、区民の理解促進に取り組んでまいります。</p>	○	30 ～ 31
7	<p>分かりやすくなるように、用語解説がほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画をより分かりやすくお示すため、専門用語をはじめ、注釈が必要と考えられる用語について、コラム欄・用語解説を付すこととします。</p>	◎	

＜基本目標1＞ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
8	<p>学校では男女平等が進んでいるが、社会に出ると一気にそうでなくなるといふ話を見聞きする。</p> <p>学校では10年くらい前から「名前順では男子が先」ではなくなった変遷を見ても、教育現場では男女平等がなされているため、就職の際、職場での男女の不平等さにショックを受けた等のSNS投稿が、今も春になると散見される。</p> <p>だからこそ、当たり前のことを当たり前にしていくことは険しい道なのかもしれないが、今後も粘り強く(男女平等推進施策を)進めてほしい。</p>	<p>本計画においては、基本目標Iの指標として、「学校教育における男女の平等意識」と「社会全体における男女の平等意識」の両方を設定し、あらゆる分野における男女平等意識が醸成されるよう目標値を定めるとともに、区民への様々な啓発施策を実施していく考えです。</p> <p>今後も、いただいたご意見を参考にしながら、男女共同参画の推進に着実に取り組んでまいります。</p>	○	28 ～ 37

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
9	<p>荒川区の第6次男女共同参画社会推進計画素案に賛同する。</p> <p>近年、SNS やグループラインを通じて写真や動画が拡散される事例が増えている。悪意がなくても一度拡散された情報は完全には消えず、いわゆる「デジタルタトゥー」として将来に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>子どもや若者への教育に「デジタルタトゥー」や情報モラルを体系的に組み込み、SNS 利用のリスクを理解させることが必要と感じる。</p> <p>区として学校や地域と連携し、啓発活動を強化していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、一度インターネット上に拡散された情報は完全に消去することが難しく、その被害の当事者となった方に深刻な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>こうしたリスクを理解し、自分や他者を守る情報モラルを身につけることは、現代社会において非常に大切な課題であると区としても認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標Ⅰの施策として、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図る旨を記載しております。</p> <p>今後とも、関係部署や地域と連携しながらネットリテラシーの啓発や相談窓口の周知、情報モラル教育の推進を行い、インターネットによる被害を軽減することができるよう努めてまいります。</p>	○	30 ～ 31
10	<p>もっとLGBTQ の理解を深める為の活動をしても良いと思う。また、LGBTQの方々がもっと表に堂々と立てるといいなと思う。</p>	<p>性の多様性に関する理解を広げることが重要であり、本計画においても、基本目標Ⅰにおいて、「人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり」、「多様性の理解促進と地域における協働の促進」に取り組む方向性を示し、情報発信や啓発、教育、地域活動における多様な人の活躍の場の拡大、LGBTQ に関する専門相談の充実等の施策を推進していく旨を記載しております。</p> <p>引き続き、LGBTQ に関する理解促進や当事者の方々がより安心して自分らしく社会に参加できる環境づくりを推進してまいります。</p>	○	28 ～ 37

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
11	<p>35 ページの「I-2(4)多様な生き方への理解促進と相談体制の充実」「同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。」</p> <p>36 ページの「同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。」</p> <p>上記には「同性パートナーシップ制度」について書いてあるが、同性パートナーシップ制度は違法になるのでやめるべきと考える。</p>	<p>荒川区が導入している同性パートナーシップ制度は、婚姻とは異なるものであり、戸籍制度や民法上の婚姻に影響を及ぼすものではなく、あくまで、日常生活における様々な場面で当事者の方々が置かれている困難の一部を軽減することを目的として、法令に抵触しない範囲で運用しているものです。</p> <p>ご指摘にある「制度が違法である」という点につきましては、国においても制度を違法とする見解は示されておらず、区が同性パートナーシップ制度を導入することが法律に反しているという認識はございません。</p> <p>区といたしましては、本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現に向け、取り組んでまいります。</p>	—	—

《基本目標2》 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・  
困難を抱える女性への支援体制を整備する

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
12	<p>DVおよびモラルハラスメントについては、加害者本人に加害意識が欠如していることが多く、啓発活動は本人に届く形で実施してほしい。</p> <p>さらに、本人がその行為を容認する家庭環境で育つケースがあるため、学校教育において将来を見据えた啓発を推進してほしい。</p> <p>そのために、学校の教職員も男女共同参画の研修を多く受けるべきとも考える。</p>	<p>DVに関する啓発につきましては、本計画において、広報や周知活動の推進を施策として掲げており、DVやデートDVに関する気づきを得られるようなハンドブックの作成・周知や、怒りを上手にコントロールする手法を学ぶ「アンガーマネジメント講座」等を実施し、意識啓発を図っております。</p> <p>また、本計画では、子どもが人権意識を身につけられるよう、教職員の人権意識の向上のための研修の充実等を記載しております。</p> <p>今後も、引き続き多くの方々への啓発や研修の充実に努めてまいります。</p>	○	38 ～ 42

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	<p>荒川区におけるショートステイ事業の対象年齢が中学生までとなっており、高校生は利用できない現状には問題があると認識する。</p> <p>DV、モラハラ等の問題があつて、家から一時的に離れたい時にも高校生が利用できないので、家庭環境に苦しんでいても家から離れられないことも多いと推察される。</p> <p>家出を防止し、サードプレイスを提供する意味でも、18歳または20歳まで対象年齢を拡大することが望ましいと考える。</p>	<p>家庭環境に困難等を感じる若年層に対して、一時的に安心して過ごせる場や居場所を提供することは、重要であると認識しております。</p> <p>ショートステイ事業につきましては、対象年齢が中学生までとなっておりますが、DVやモラハラ等で深刻な課題を抱える18歳までのお子さんについては、児童相談所が相談に応じ、適切な支援や関係機関につなげていくとともに、緊急性や家庭環境等の状況に応じて一時保護なども行っております。児童相談所設置区として、今後も子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p>	—	—
14	<p>アクト21一階でのパネル展を通して、デートDV等を知ることができた。情報誌も様々な理解が進む。</p> <p>早い年代から、暴力を受けそうになった時にできることを伝えておくことは、被害者を出さない社会実現につながる。まずは正しい情報が大切と思う。今まで以上に多岐にわたる講座実施を希望する。</p> <p>男女共同参画は、とかく女性だけと言われがちであるが、ポジティブに考えてほしい。</p> <p>誰もが私らしく生きることを実現できるために、啓発講座等引き続きの実施を望む。</p>	<p>デートDVをはじめとする暴力の予防には、早い年代から正しい知識を伝え、早い段階で気づきを得られるような教育が重要であると認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標Ⅱの施策として、デートDVをはじめとする「暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実」を掲げ、デートDV防止講座や啓発パネル展等の講座・啓発活動を推進していく旨を記載しております。また、令和6年度より男女共同参画推進講座の実施回数を充実させ、講座の内容に応じ男性も参加対象とする等事業の充実にも努めております。</p> <p>今後とも、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会づくりのため、幅広いテーマに対応した啓発講座や情報提供に努め、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。</p>	○	38 ～ 42

## 第 49 回荒川区政世論調査（抜粋）

（調査区域）荒川区全域

（調査対象）荒川区在住の満18 歳以上の個人（住民基本台帳による）

（標 本 数）3,000

（抽出方法）層化2段階無作為抽出（7地区に分類し対象者を抽出）

（調査期間）令和6（2024）年8月30日～令和6（2024）年9月30日

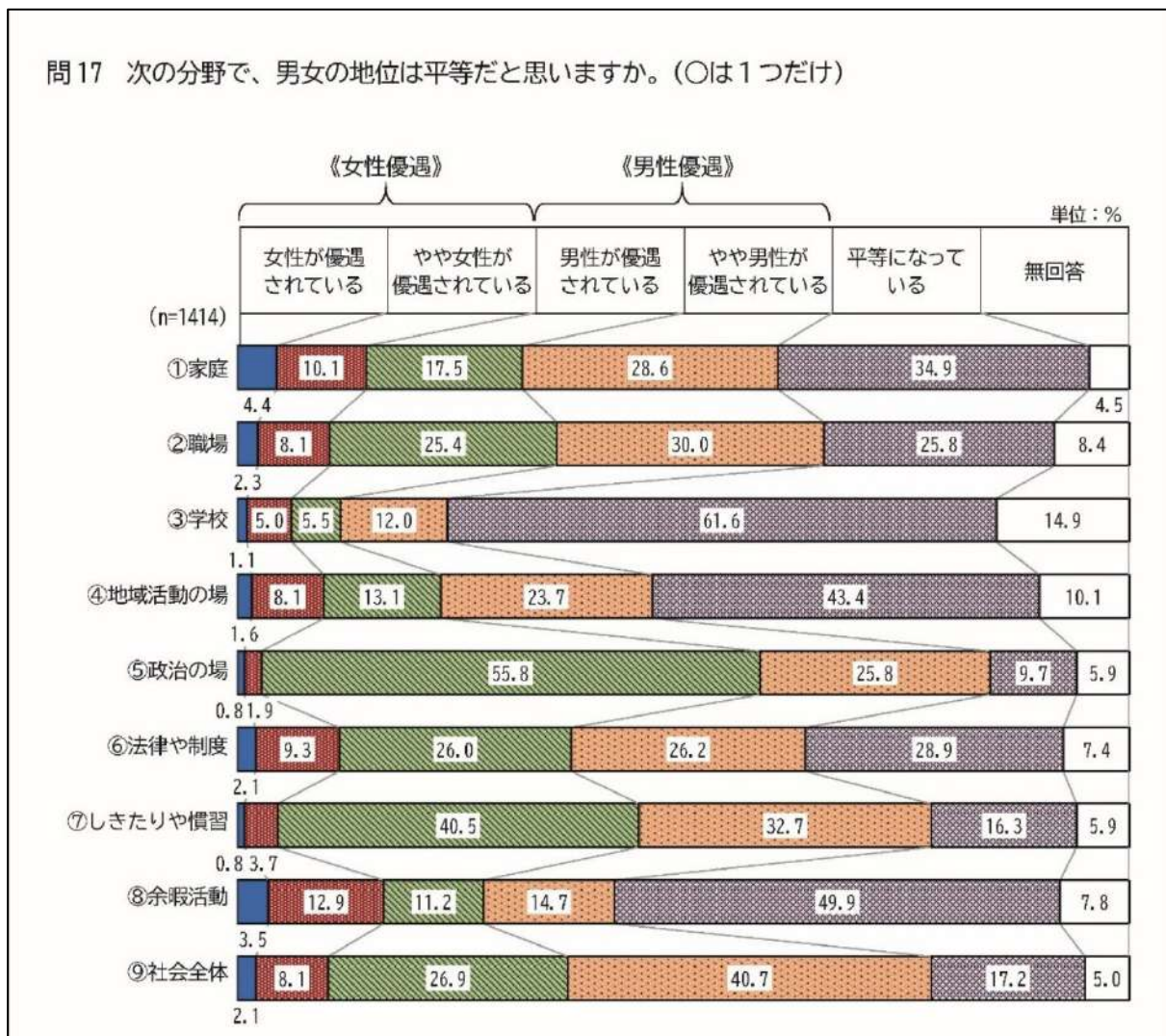
（調査方法）郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

（有効回収数）1,414

（有効回収率）47.1%

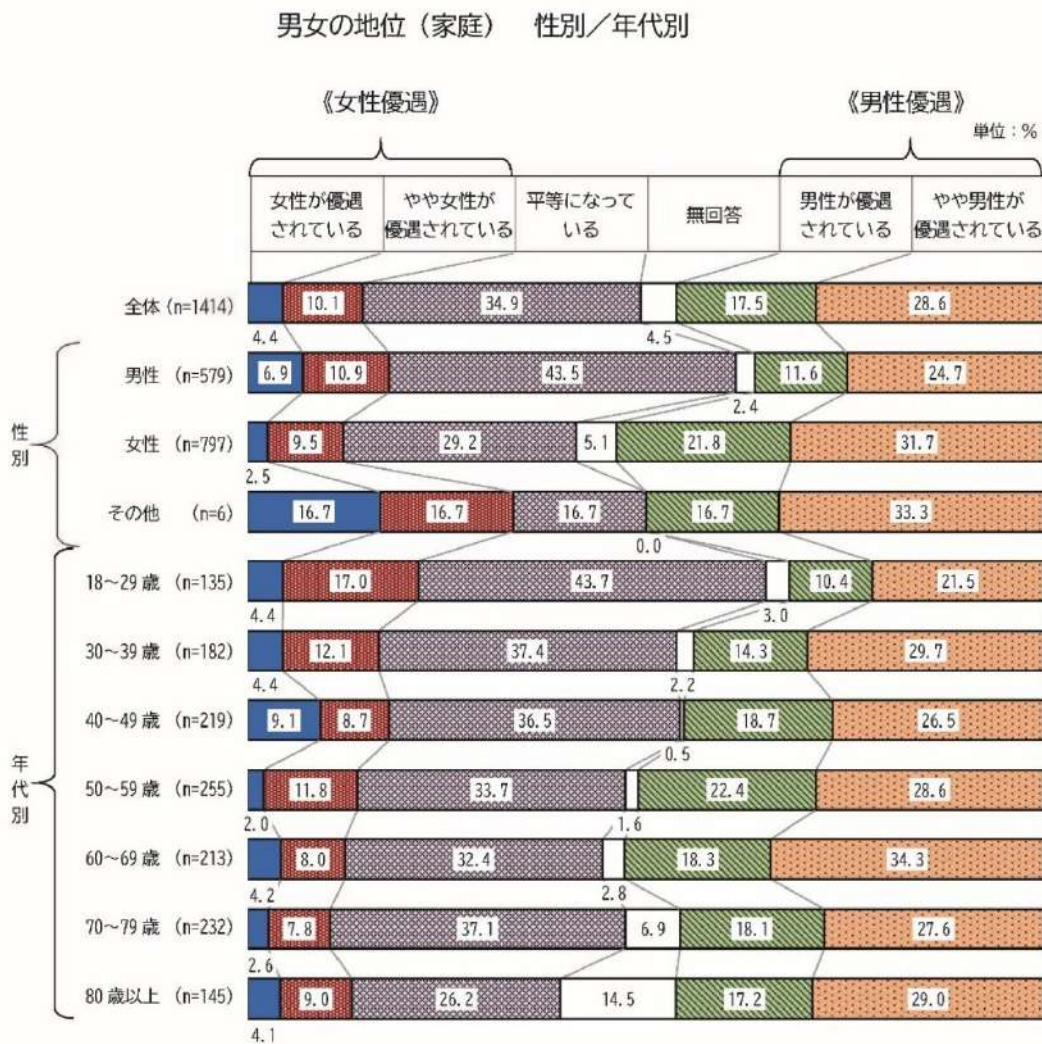
(1) 男女の地位

◇「平等になっている」は学校で6割強、余暇活動で5割弱、地域活動の場で4割半ば近く

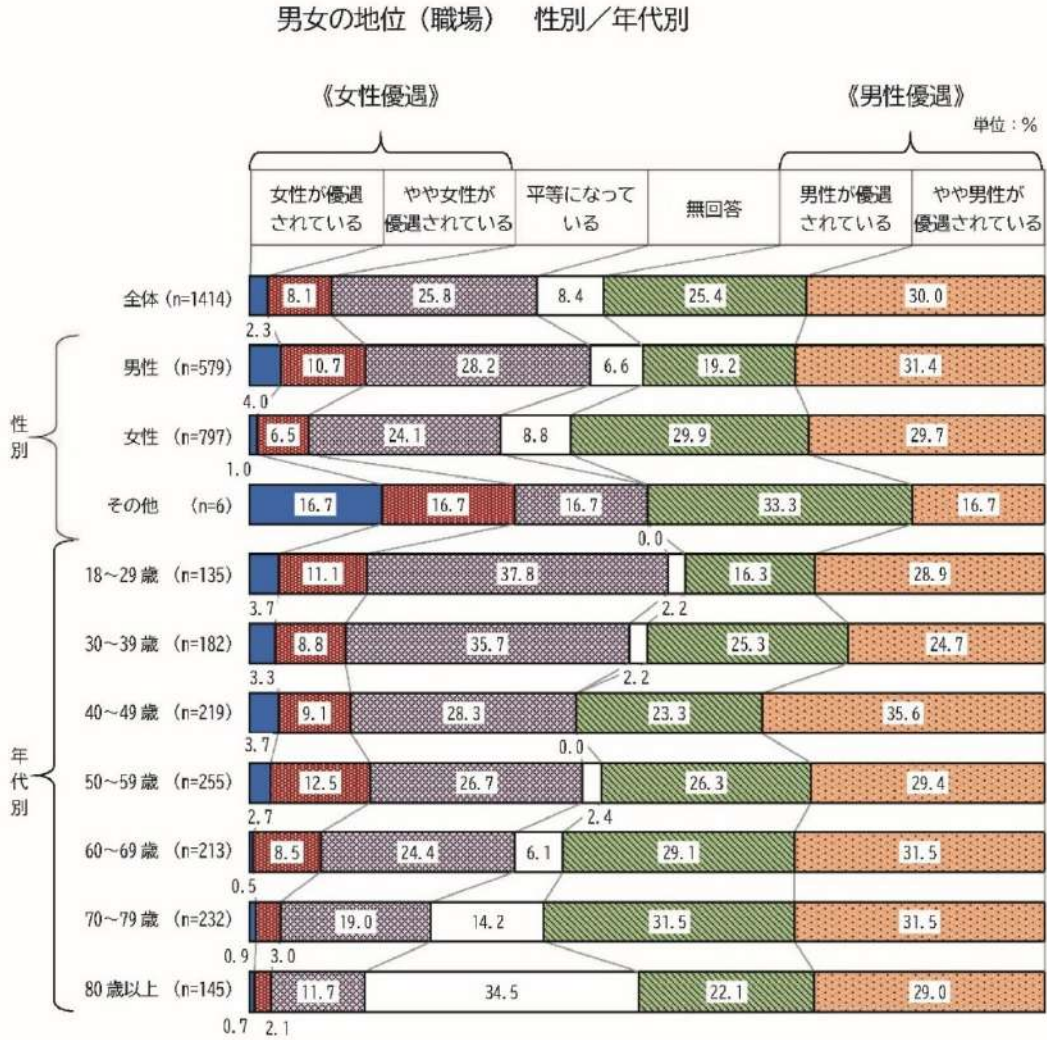


男女の地位について聞いたところ、「平等になっている」は「③学校」(61.6%)が6割強で最も高く、次いで、「⑧余暇活動」(49.9%)が5割弱、「④地域活動の場」(43.4%)が4割半ば近くとなっている。《男性優遇》は「⑤政治の場」(81.6%)が8割強と高く、以下、「⑦しきたりや慣習」(73.2%)、「⑨社会全体」(67.6%)の順となっている。一方、《女性優遇》は「⑧余暇活動」(16.4%)が1割半ばを超えて最も高く、以下、「①家庭」(14.5%)、「⑥法律や制度」(11.4%)の順となっている。

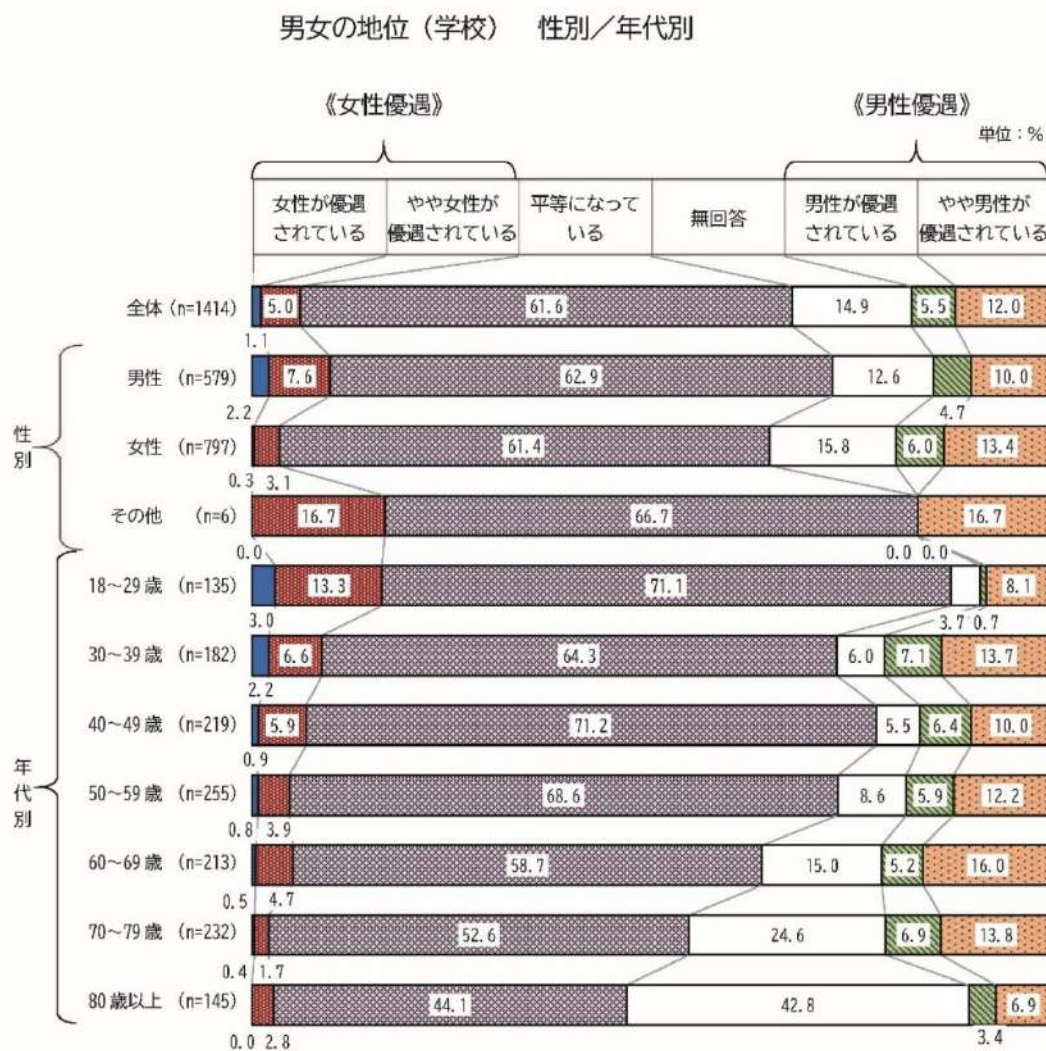
<男女の地位（①家庭）>



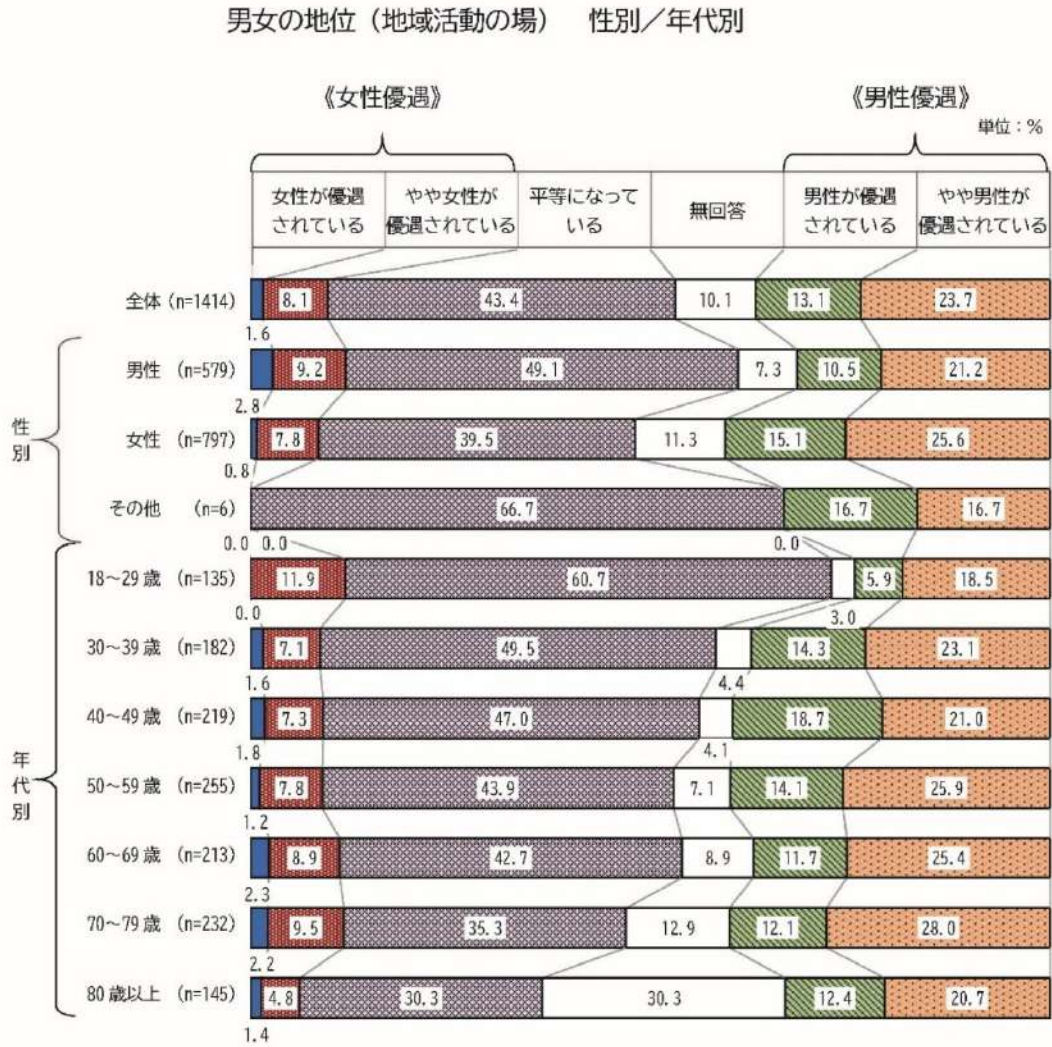
<男女の地位 (②職場)>



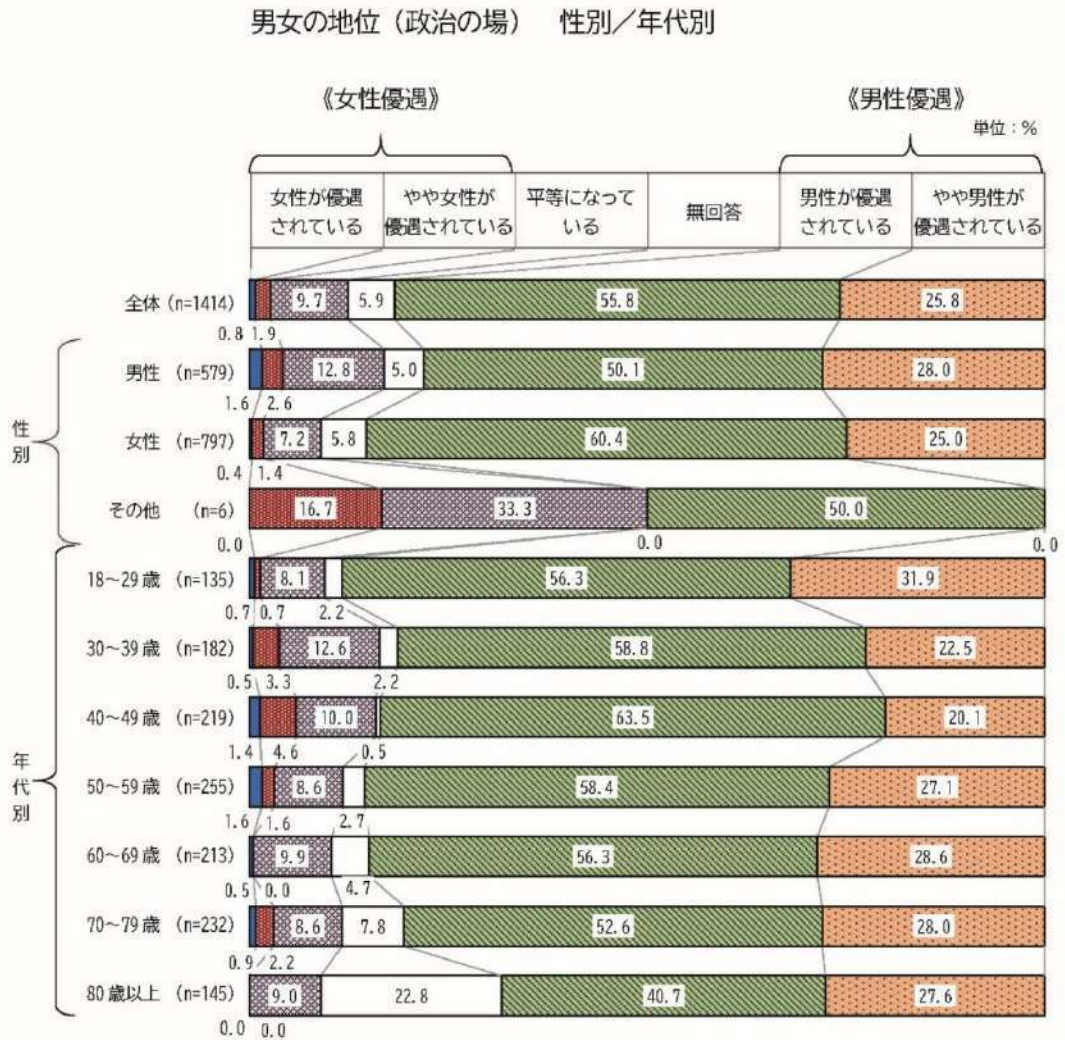
<男女の地位 (③学校)>



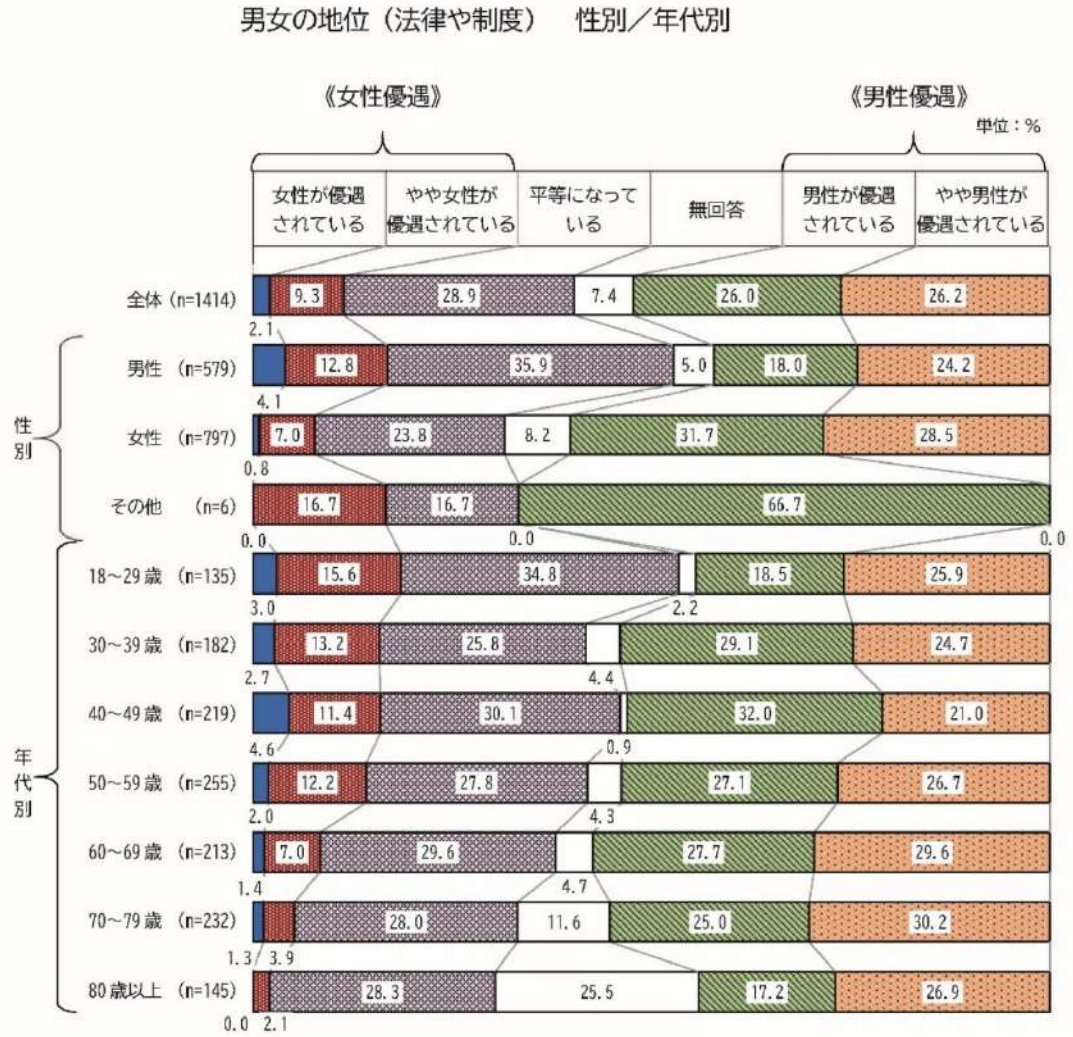
<男女の地位（④地域活動の場）>



<男女の地位（⑤政治の場）>

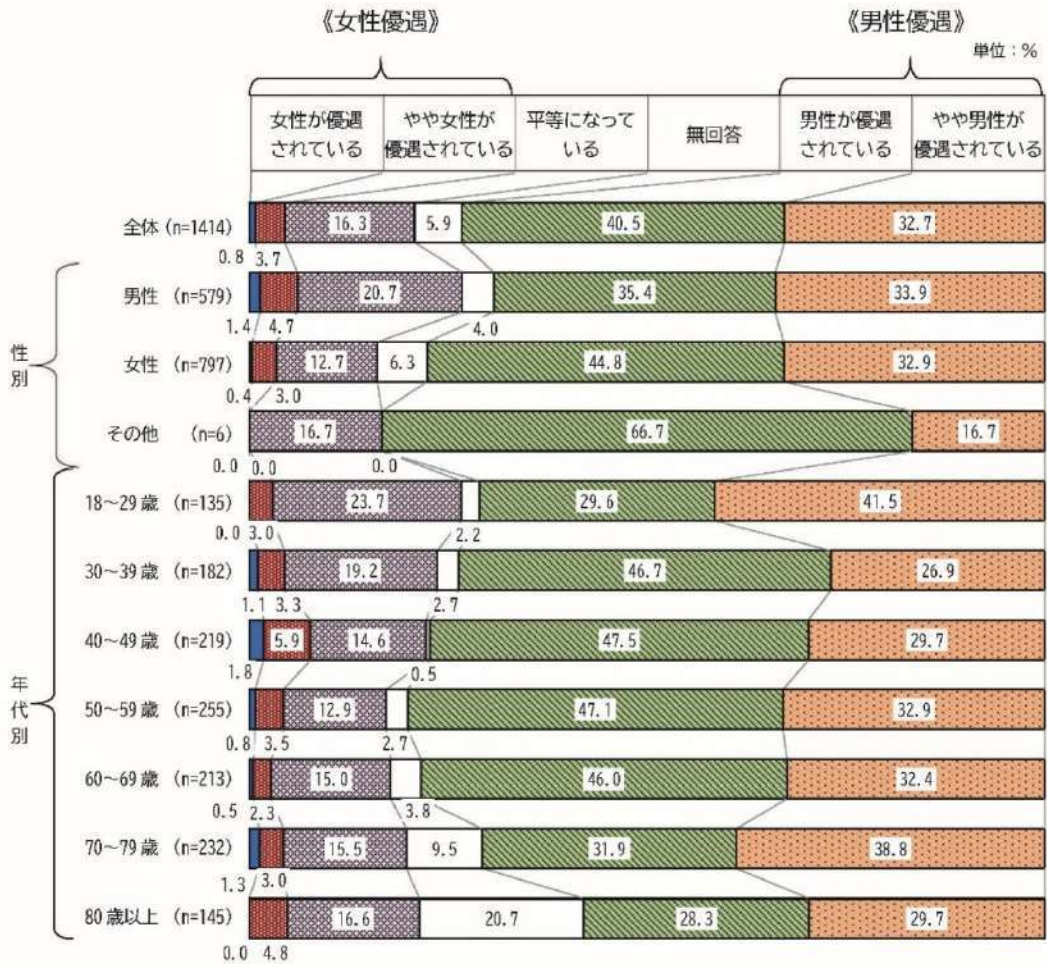


<男女の地位（⑥法律や制度）>

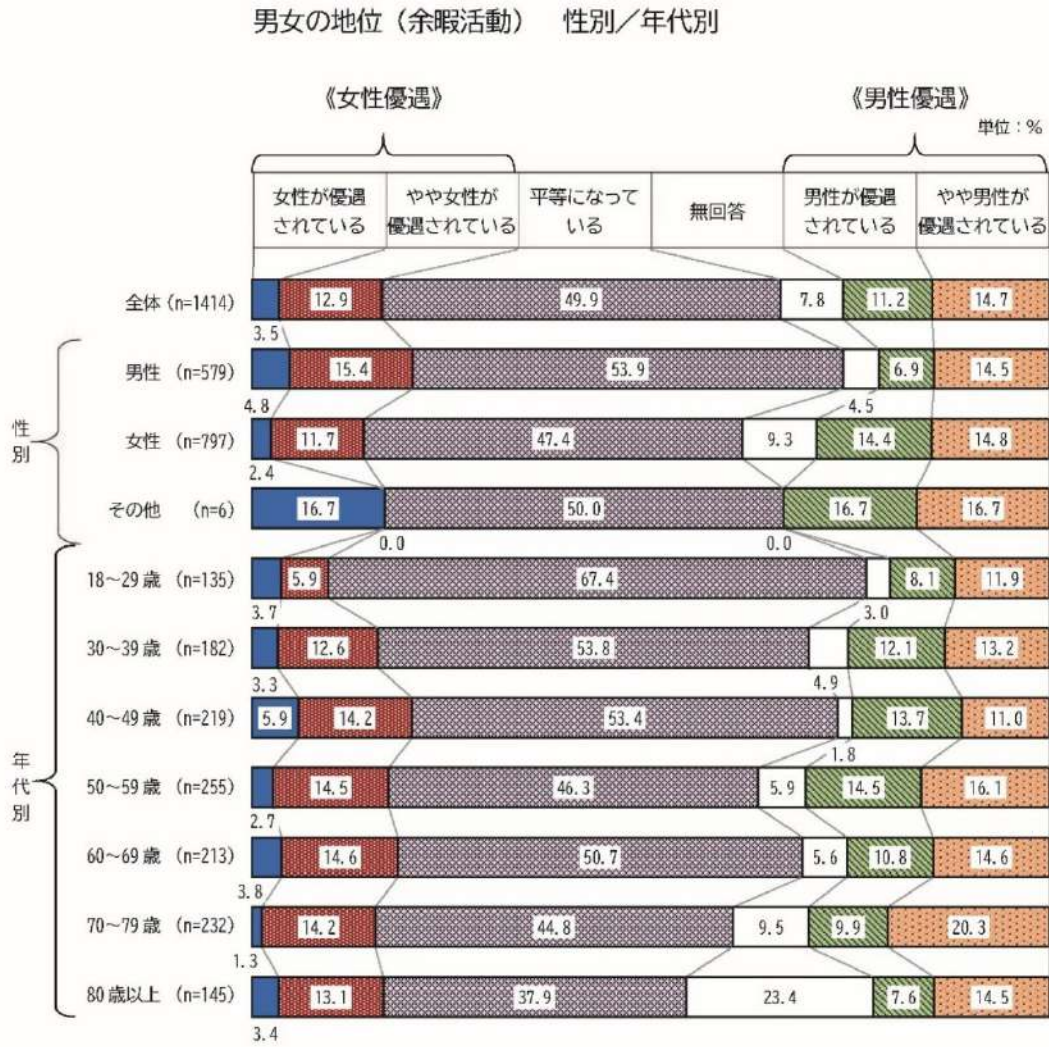


<男女の地位（⑦しきたりや習慣）>

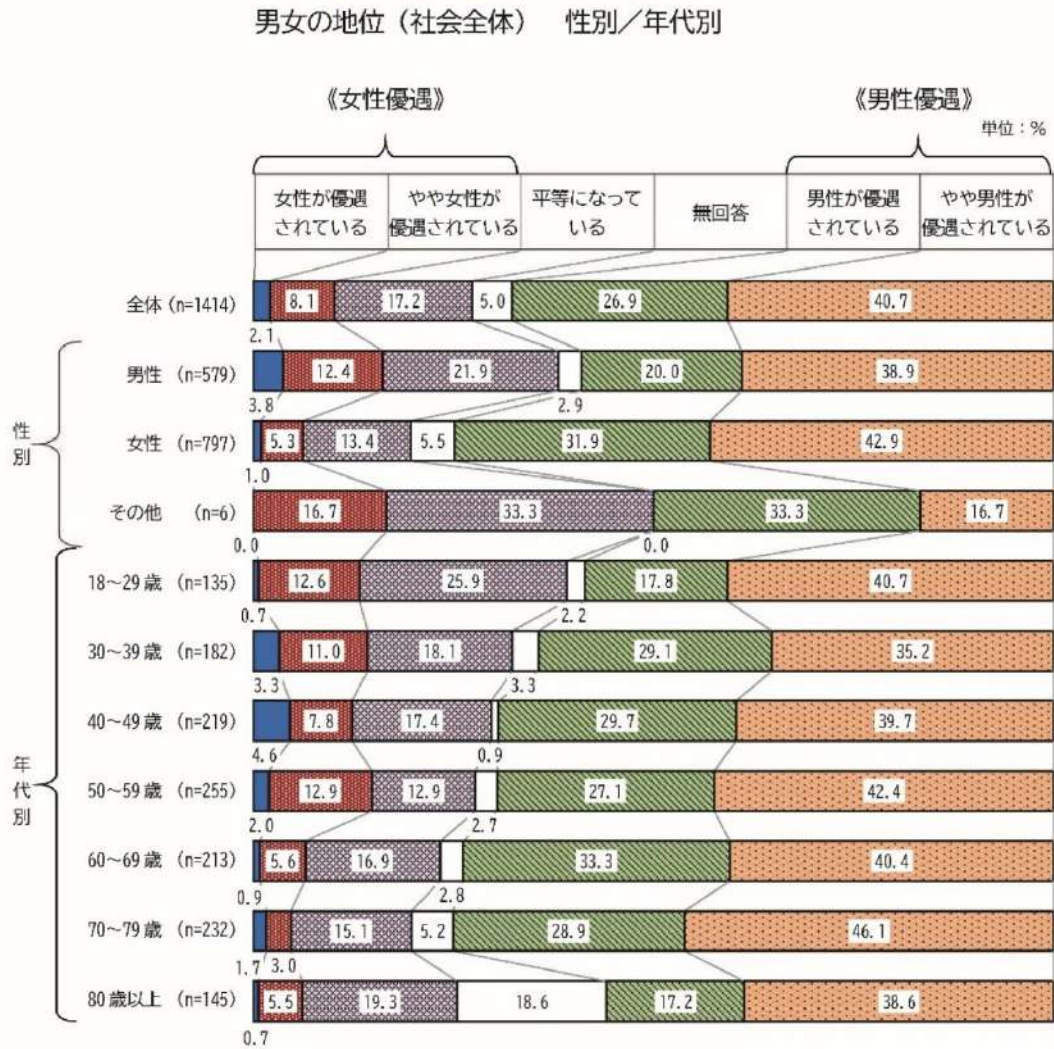
男女の地位（しきたりや習慣） 性別／年代別



<男女の地位（⑧余暇活動）>

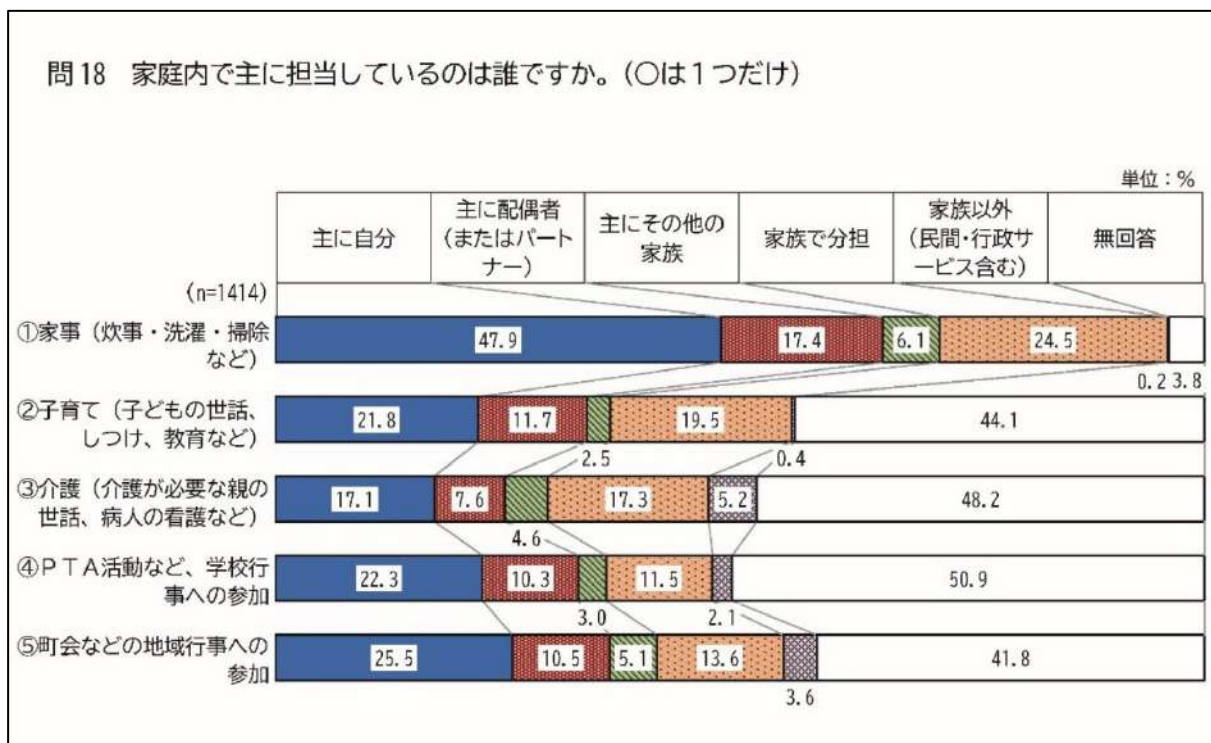


<男女の地位（㊟社会全体）>



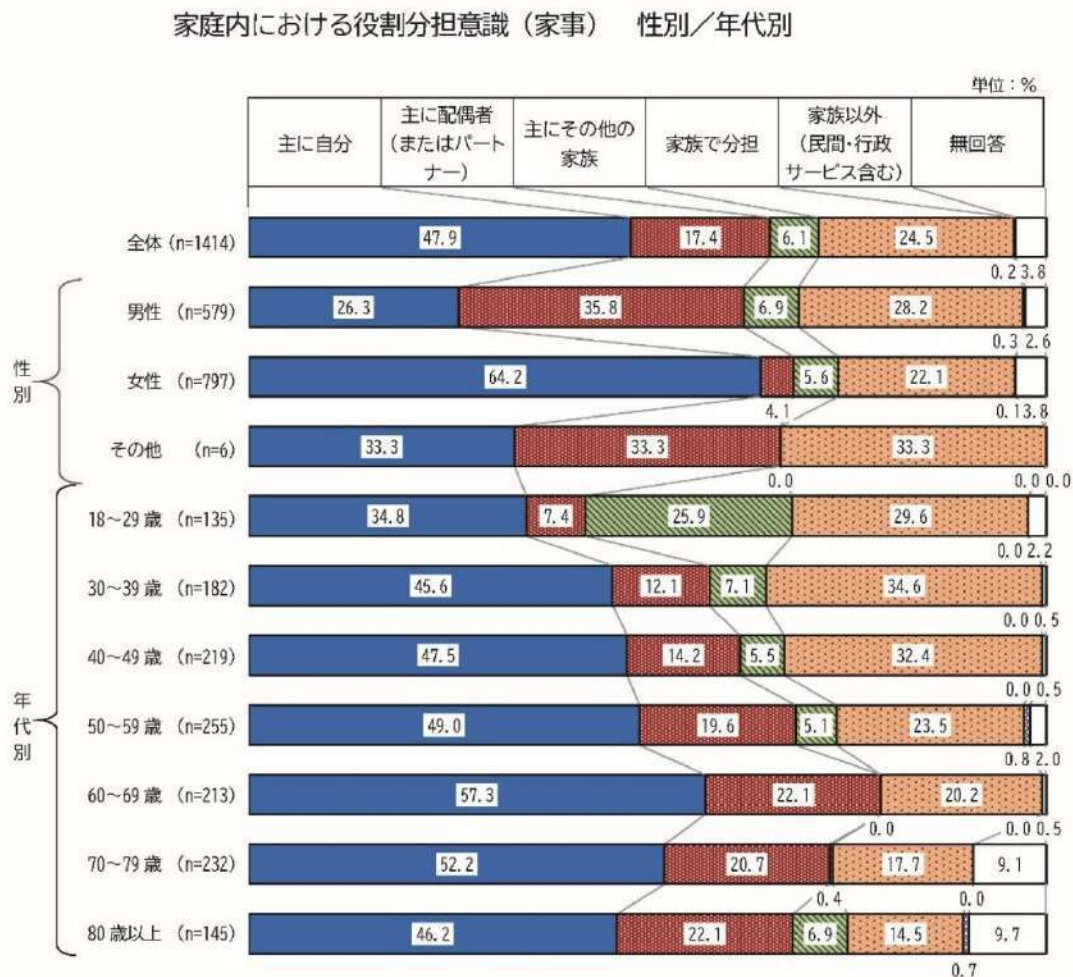
## (2) 家庭内における役割分担意識

◇家事は「主に自分」が4割半ばを超える



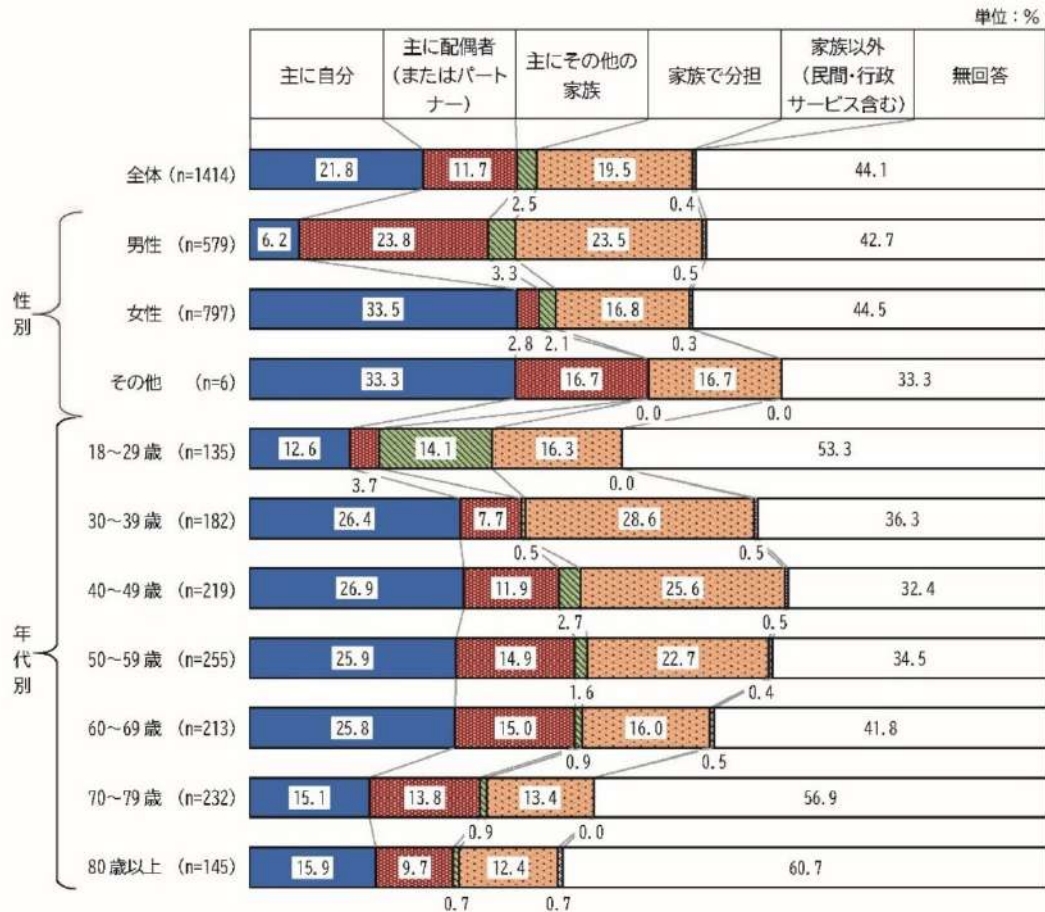
家庭内における役割分担について聞いたところ、「主に自分」は「①家事(炊事・洗濯・掃除など)」(47.9%)が4割半ばを超えて最も高く、以下、「⑤町会などの地域行事への参加」(25.5%)、「④PTA活動など、学校行事への参加」(22.3%)、「②子育て(子どもの世話、しつけ、教育など)」(21.8%)、「③介護(介護が必要な親の世話、病人の看護など)」(17.1%)と続く。

<家庭内における役割分担意識（①家事（炊事・洗濯・掃除など））>

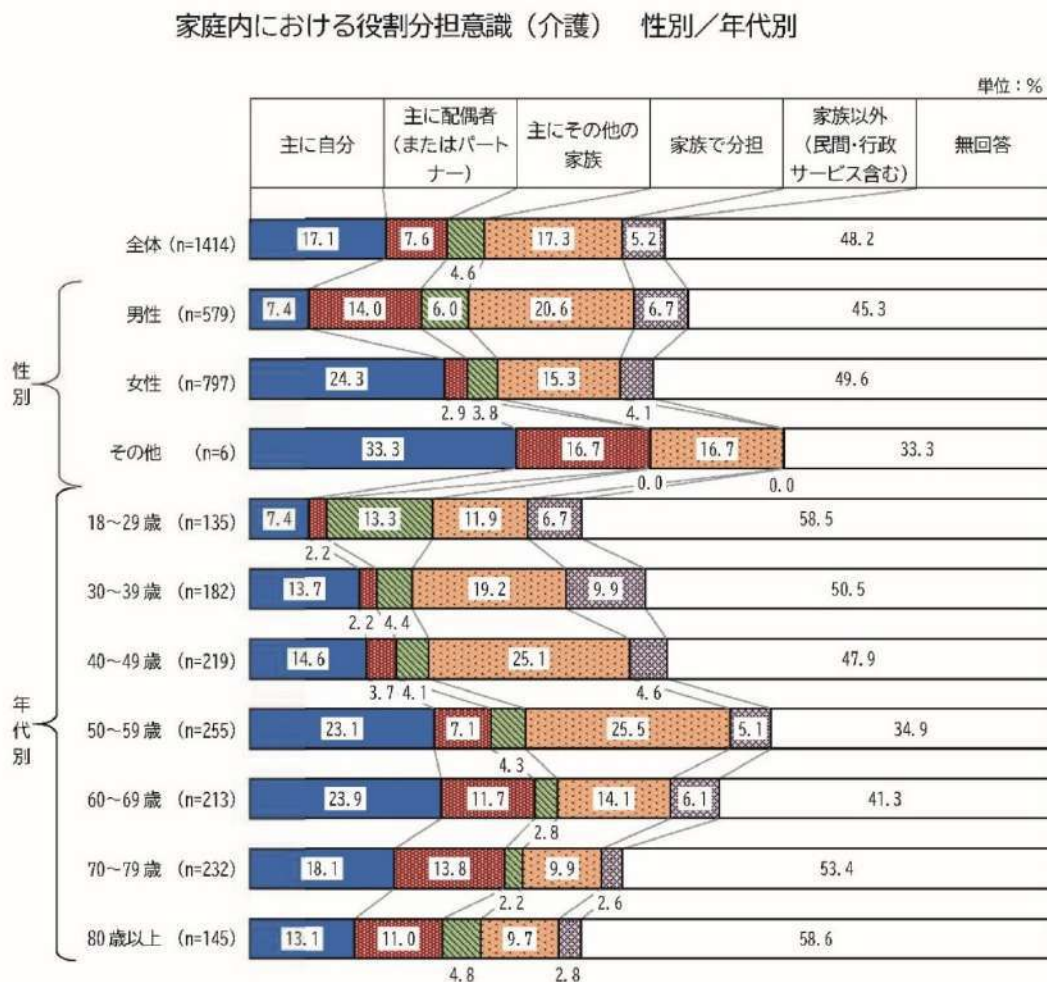


<家庭内における役割分担意識（②子育て）>

家庭内における役割分担意識（子育て） 性別／年代別

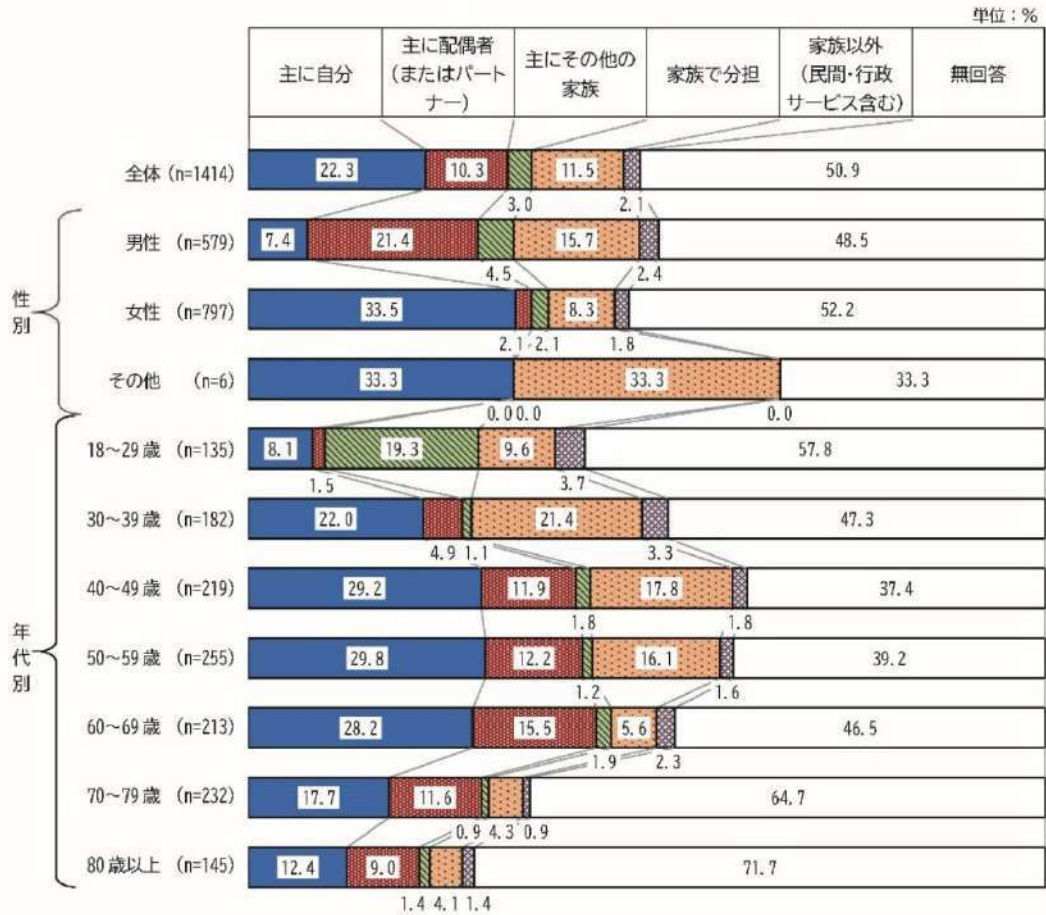


<家庭内における役割分担意識（③介護）>



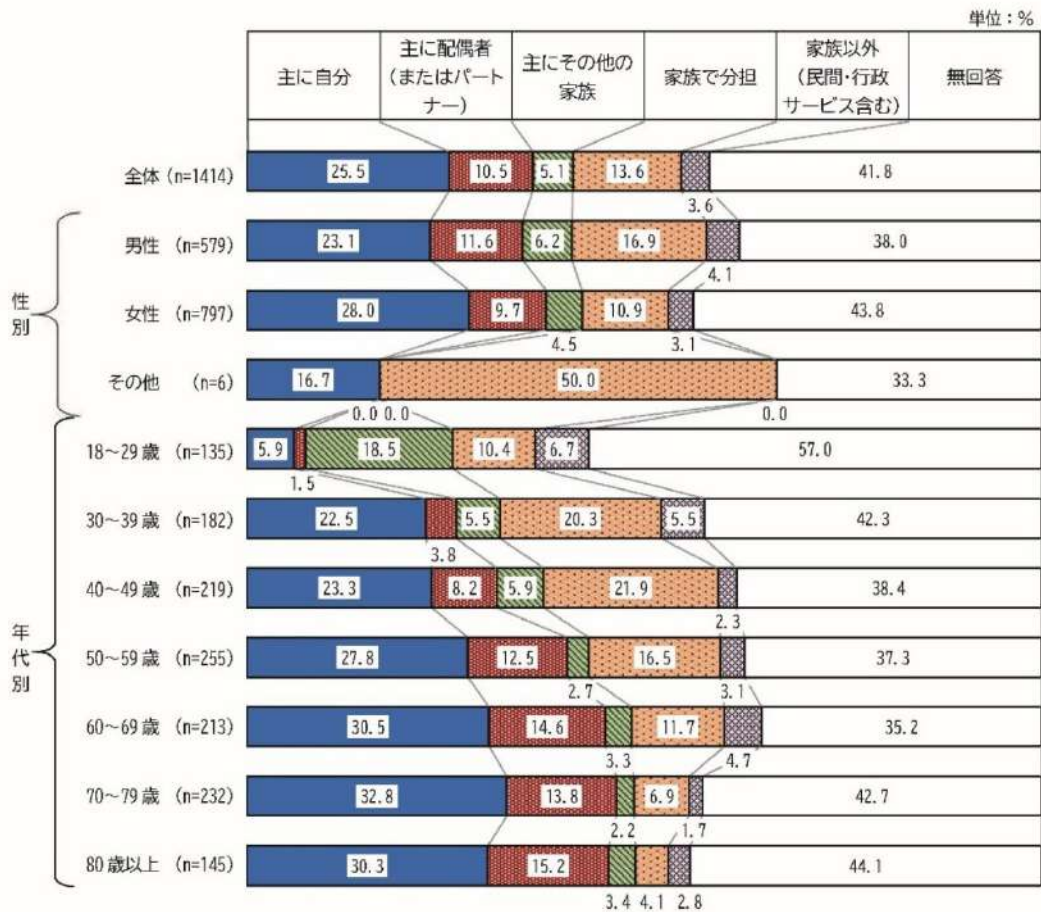
<家庭内における役割分担意識（④PTA活動など、学校行事への参加）>

家庭内における役割分担意識（PTA活動など、学校行事への参加） 性別/年代別



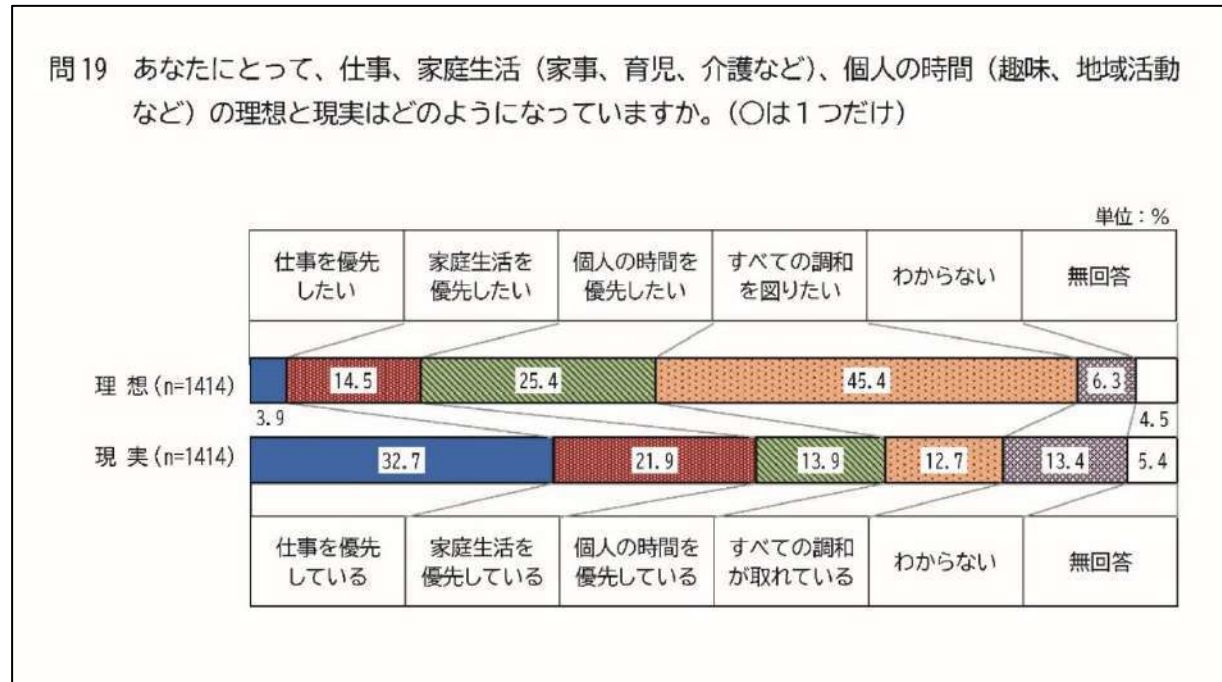
<家庭内における役割分担意識（⑤町会などの地域行事への参加）>

家庭内における役割分担意識（町会などの地域行事への参加） 性別／年代別



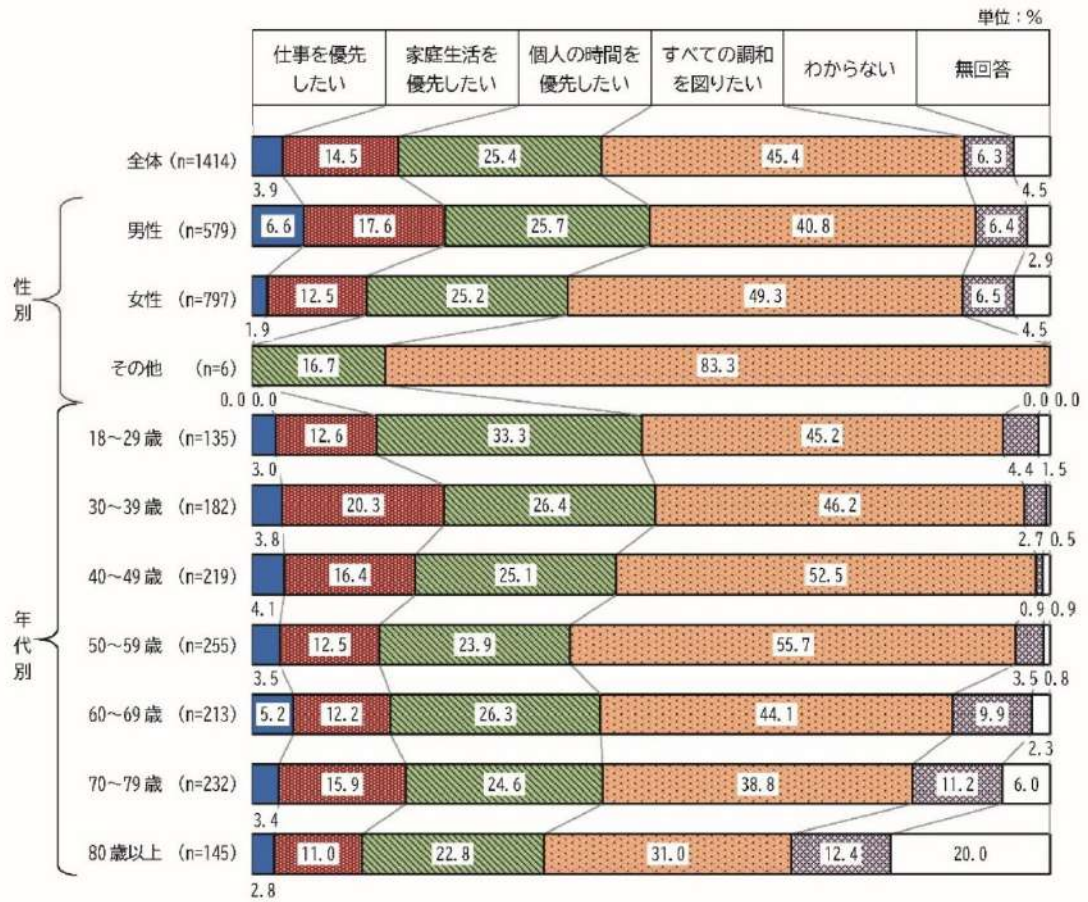
### (3) 仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実

◇理想は「すべての調和を図りたい」が4割半ば、現実には「仕事を優先している」が3割強

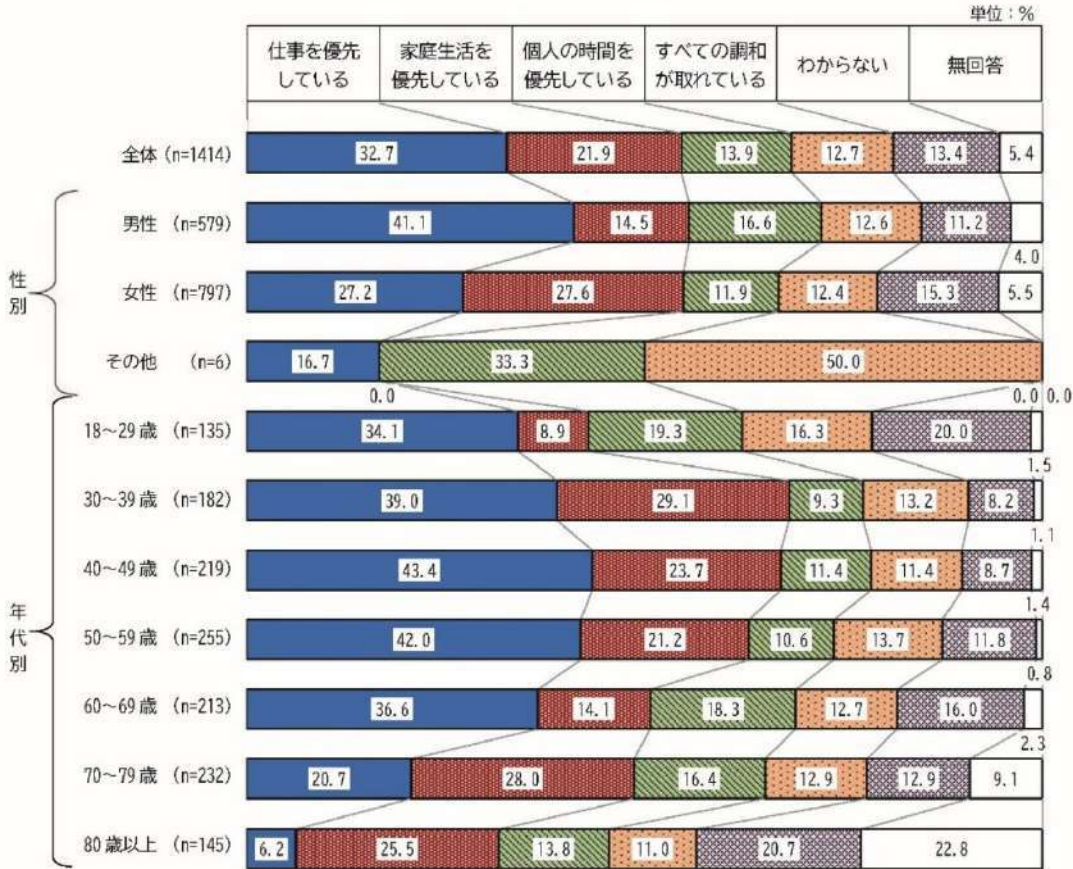


仕事、家庭生活、個人の時間について聞いたところ、理想は「すべての調和を図りたい」（45.4%）が4割半ばと最も高く、以下、「個人の時間を優先したい」（25.4%）、「家庭生活を優先したい」（14.5%）と続く。一方、現実には「仕事を優先している」（32.7%）が3割強と最も高く、「すべての調和が取れている」（12.7%）は1割強にとどまっている。

仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実（理想） 性別／年代別

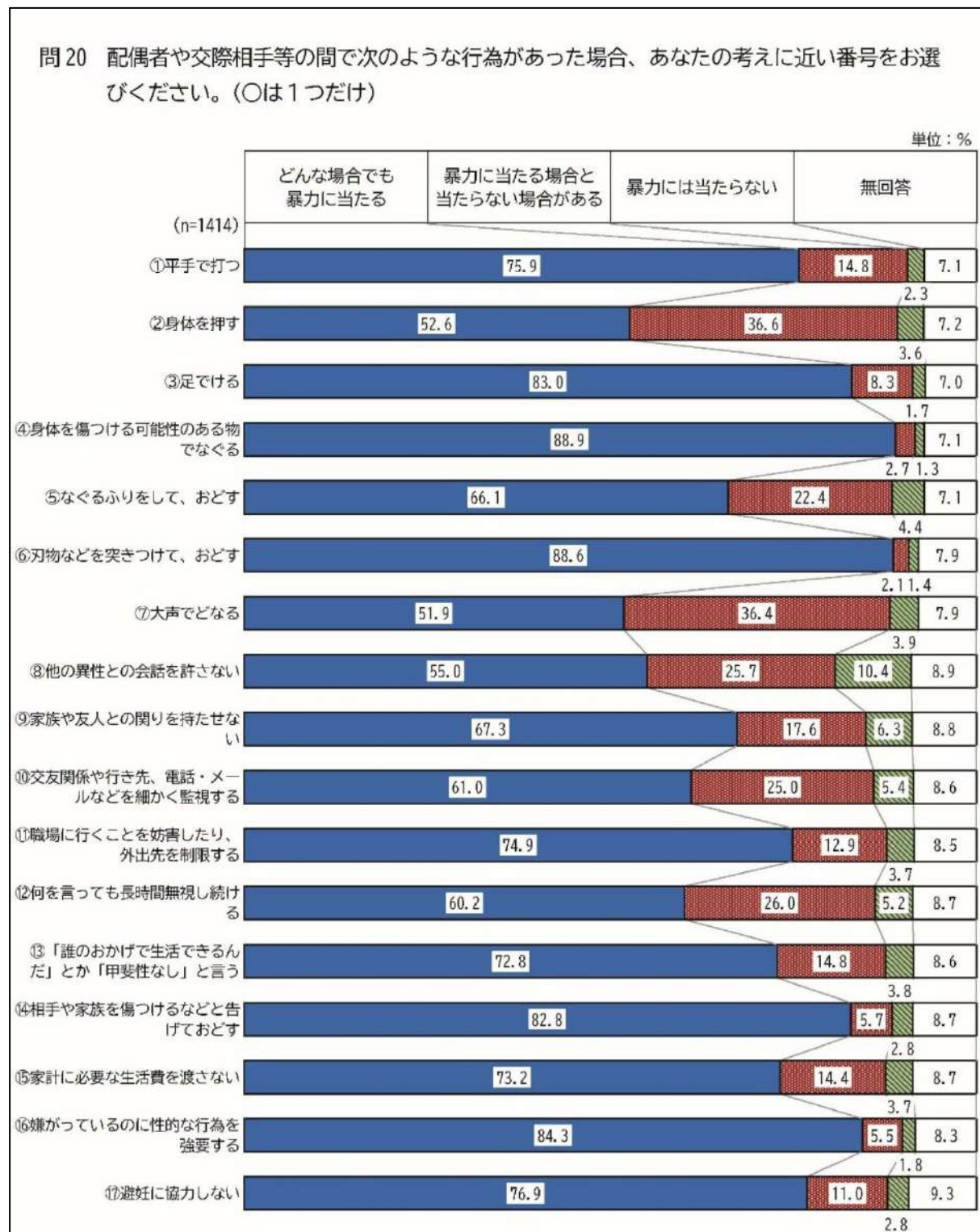


仕事、家庭生活、個人の時間の理想と現実（現実） 性別／年代別



(4) 配偶者や交際相手等の中の行為

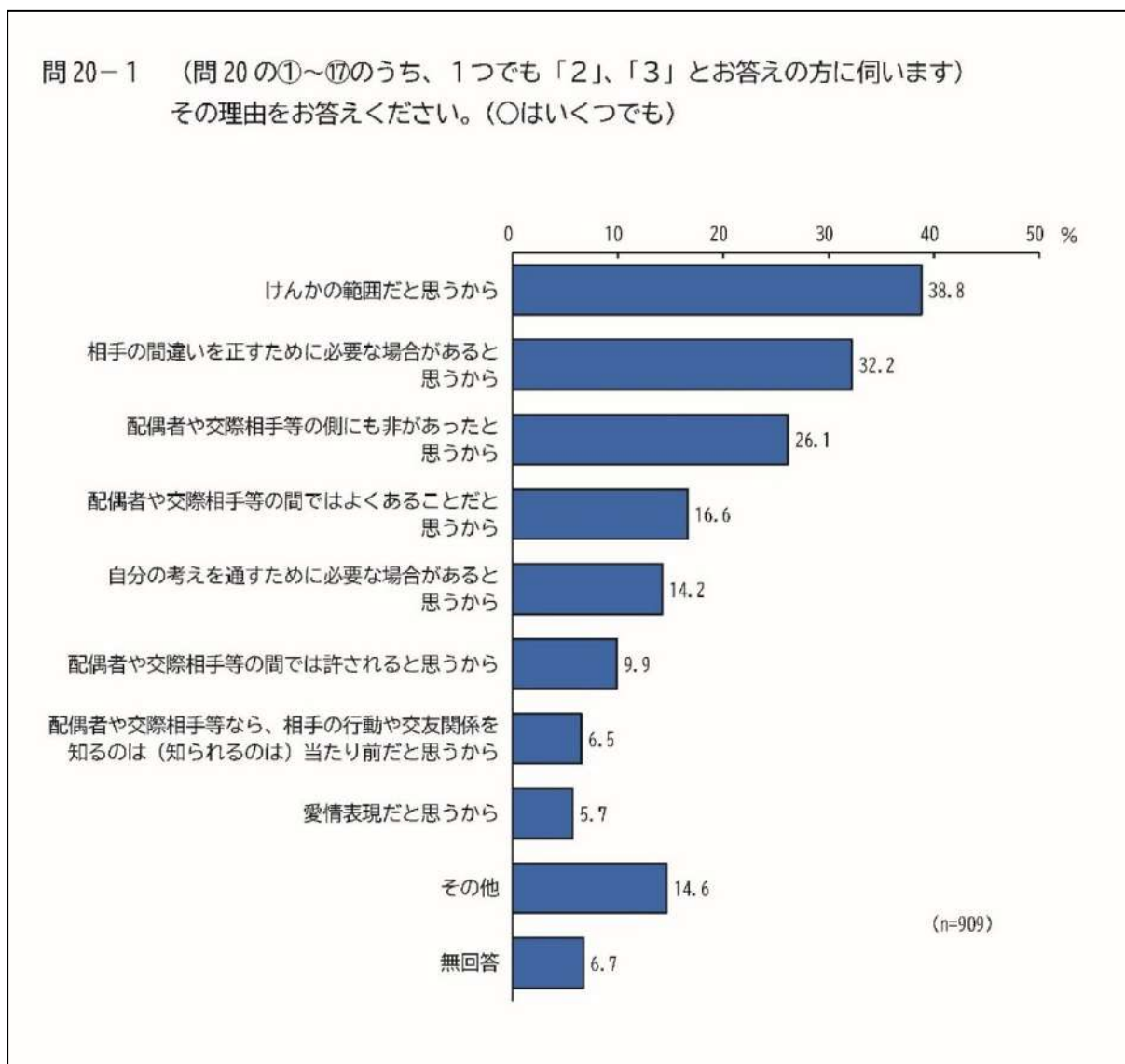
◇「どんな場合でも暴力に当たる」は「身体を傷つける可能性のある物でなくる」と「刃物などを突きつけて、おどす」が9割近く



配偶者や交際相手等の間の行為について聞いたところ、「どんな場合でも暴力に当たる」は「④身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(88.9%)と「⑥刃物などを突きつけて、おどす」(88.6%)が9割近く、「⑩嫌がっているのに性的な行為を強要する」(84.3%)、「③足でける」(83.0%)、「⑭相手や家族を傷つけるなどと告げておどす」(82.8%)も8割台となっている。「暴力に当たる場合と当たらない場合がある」は「②身体を押す」(36.6%)、「⑦大声でどなる」(36.4%)が3割半ばを超え、「⑫何を言っても長時間無視し続ける」(26.0%)、「⑧他の異性との会話を許さない」(25.7%)、「⑩交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」(25.0%)、「⑤なぐるふりをして、おどす」(22.4%)が2割台となっている。「暴力には当たらない」は「⑧他の異性との会話を許さない」(10.4%)が1割、それ以外の行為は1割未満となっている。

**(4-1) 暴力に当たらないと考える理由**

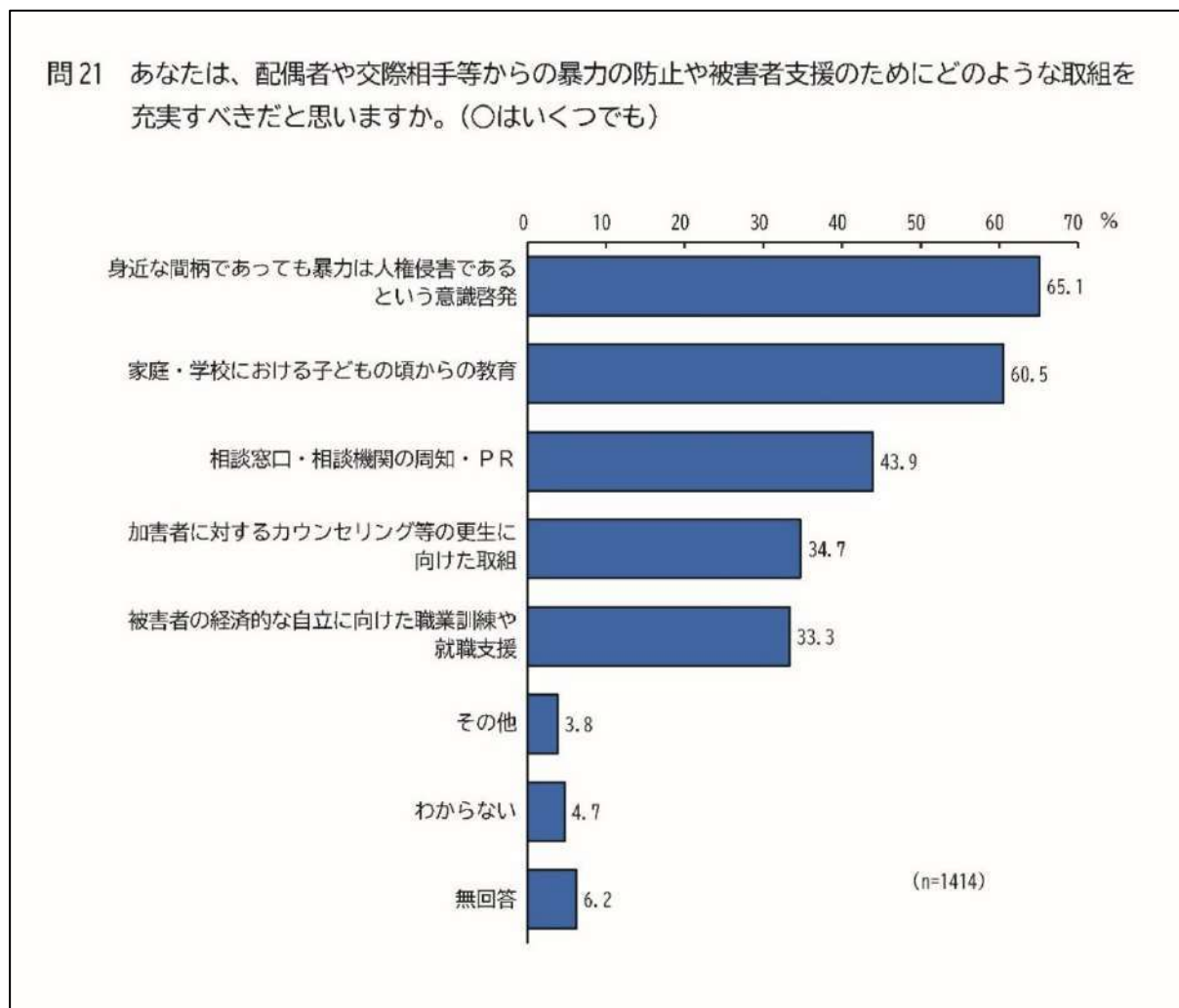
◇「けんかの範囲だと思うから」が4割近く



暴力に当たらないと考える理由について聞いたところ、「けんかの範囲だと思うから」(38.8%)が4割近くで最も高く、以下、「相手の間違いを正すために必要な場合があると思うから」(32.2%)、「配偶者や交際相手等の側にも非があったと思うから」(26.1%)が続いている。

## (5) 暴力防止や被害者支援のための取組

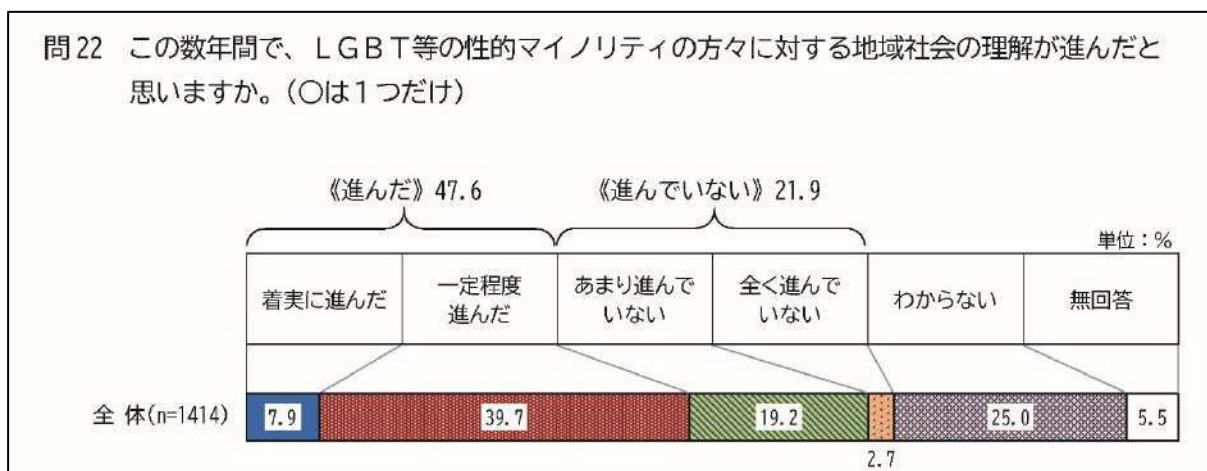
◇「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」が6割半ば



暴力防止や被害者支援のための取組について聞いたところ、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」(65.1%)が6割半ばで最も高く、以下、「家庭・学校における子どもの頃からの教育」(60.5%)、「相談窓口・相談機関の周知・PR」(43.9%)が続いている。

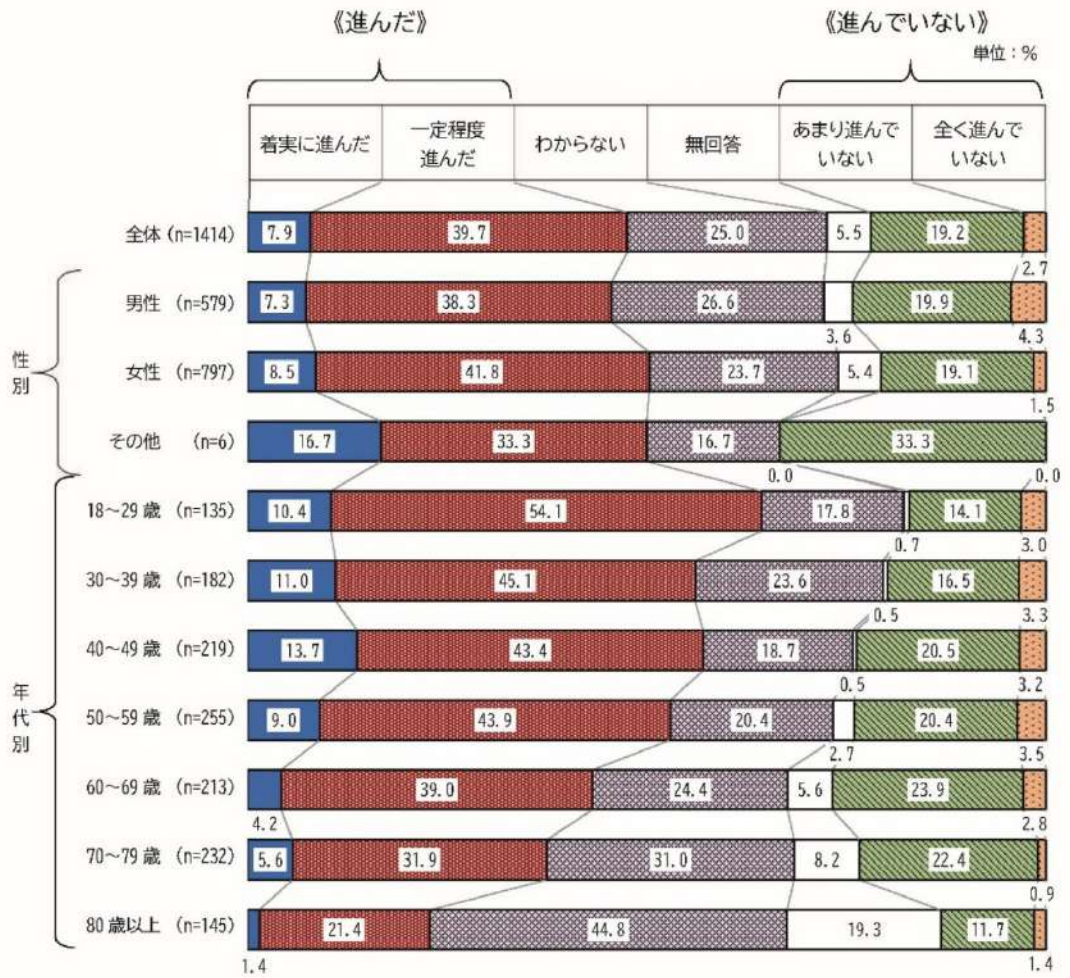
(6) 性的マイノリティに対する地域社会の理解

◇ 《進んだ》が4割半ばを超える



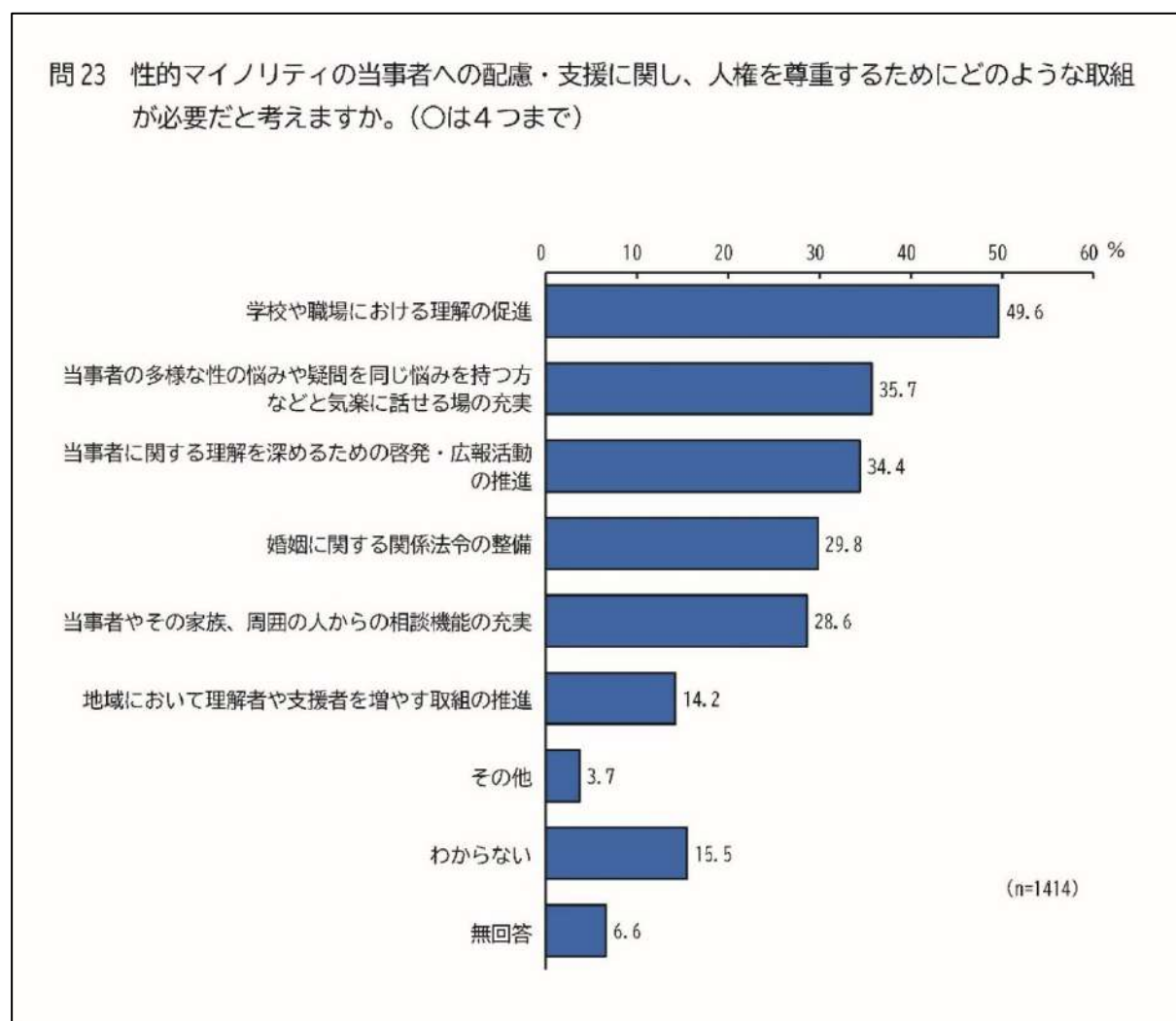
性的マイノリティに対する地域社会の理解について聞いたところ、「着実に進んだ」(7.9%)と「一定程度進んだ」(39.7%)を合わせた《進んだ》(47.6%)は4割半ばを超えている。一方、「あまり進んでいない」(19.2%)と「全く進んでいない」(2.7%)を合わせた《進んでいない》(21.9%)は2割強となっている。

性的マイノリティに対する地域社会の理解 性別/年代別



(7) 性的マイノリティの人権を尊重するための取組

◇「学校や職場における理解の促進」が5割弱



性的マイノリティの人権を尊重するための取組について聞いたところ、「学校や職場における理解の促進」(49.6%)が5割弱で最も高く、以下、「当事者の多様な性の悩みや疑問を同じ悩みを持つ方などと気楽に話せる場の充実」(35.7%)、「当事者に関する理解を深めるための啓発・広報活動の推進」(34.4%)が続いている。

## 第50回荒川区政世論調査（抜粋）

（調査区域）荒川区全域

（調査対象）荒川区在住の満18歳以上の個人（住民基本台帳による）

（標本数）3,000

（抽出方法）層化2段階無作為抽出（7地区に分類し対象者を抽出）

（調査期間）令和7（2025）年8月30日～令和7（2025）年9月30日

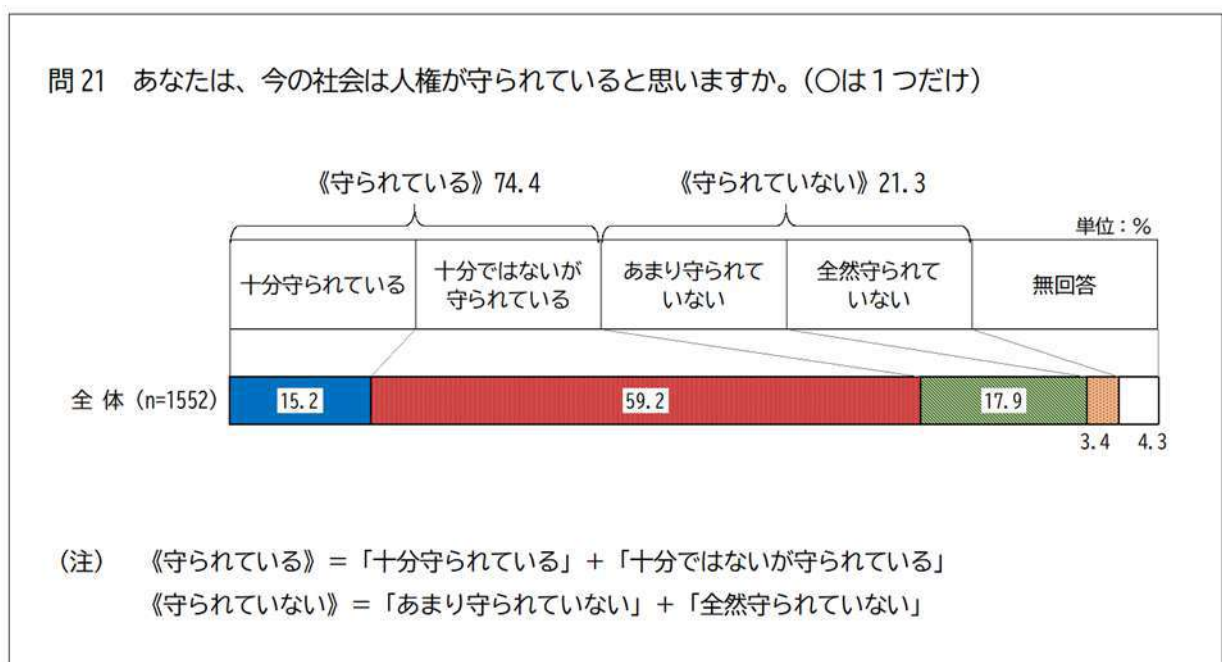
（調査方法）郵送配布／郵送またはインターネット回答による回収

（有効回収数）1,552

（有効回収率）51.7%

### （1）人権意識

◇《守られている》が7割を超え、《守られていない》が2割強

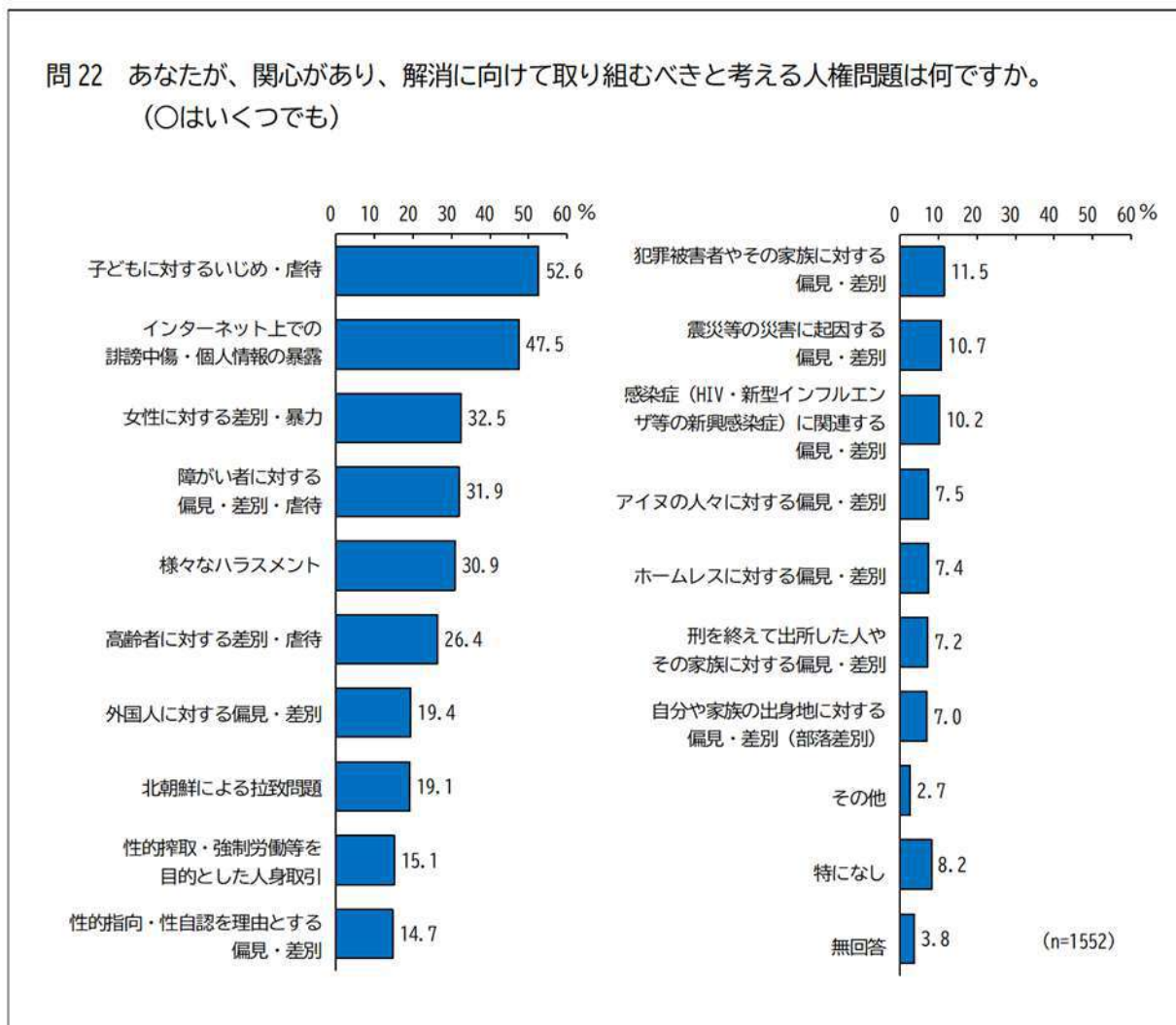


人権が守られているか聞いたところ、「十分守られている」（15.2%）と「十分ではないが守られている」（59.2%）を合わせた《守られている》（74.4%）の割合は7割を超えている。

一方、「あまり守られていない」（17.9%）と「全然守られていない」（3.4%）を合わせた《守られていない》（21.3%）は2割強となっている。

## (2) 関心のある人権問題

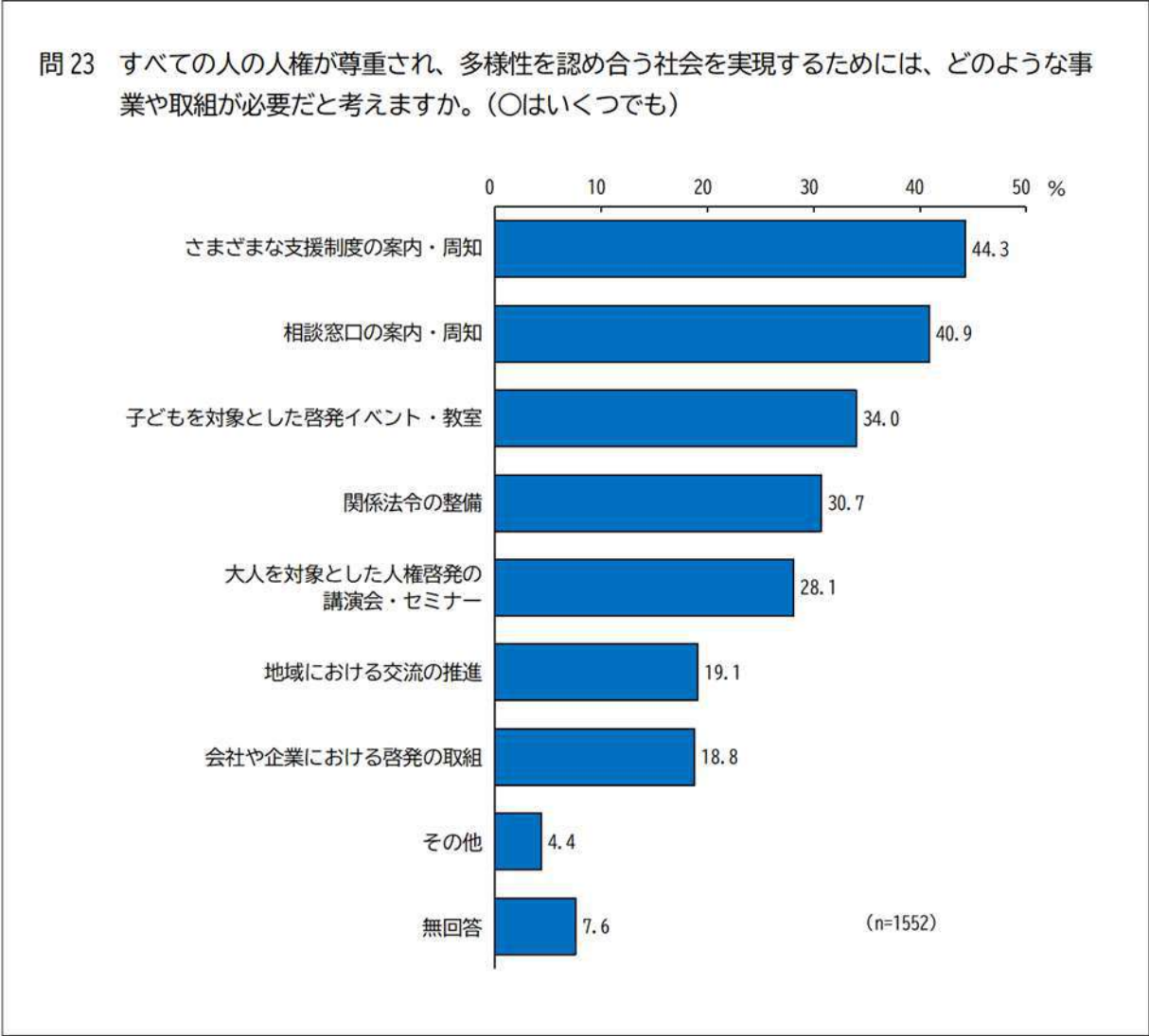
◇「子どもに対するいじめ・虐待」が5割強



関心のある人権問題について聞いたところ、「子どもに対するいじめ・虐待」（52.6%）が5割強と最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」（47.5%）が5割近くで高くなっている。

**(3) 多様性を認め合う社会の実現に必要な取組**

◇「さまざまな支援制度の案内・周知」が4割超



多様性を認め合う社会の実現に必要な取組について聞いたところ、「さまざまな支援制度の案内・周知」(44.3%)が4割を超え最も高く、以下、「相談窓口の案内・周知」(40.9%)、「子どもを対象とした啓発イベント・教室」(34.0%)が続いている。

## 令和6年度荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査(抜粋)

(調査区域) 荒川区全域

(調査対象) 荒川区在住の満18歳以上の男女個人(住民基本台帳による)

(標本数) 4,000

(抽出方法) 層化2段無作為抽出(抽出は区で実施)

(調査期間) 令和6(2024)年9月30日～令和6(2024)年11月1日

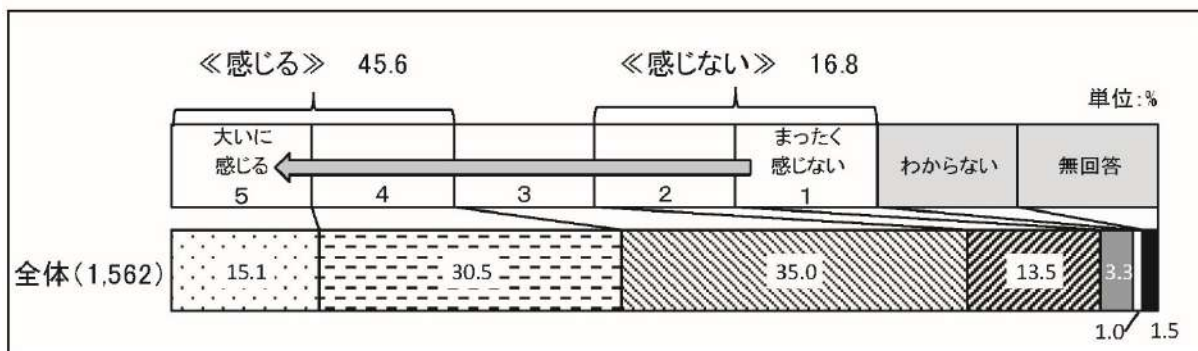
(調査方法) 郵送配布/郵送または荒川区ホームページからの電子申請による回収

(有効回収) 1,562

(有効回収率) 39.1%

### (1) 健康の実感

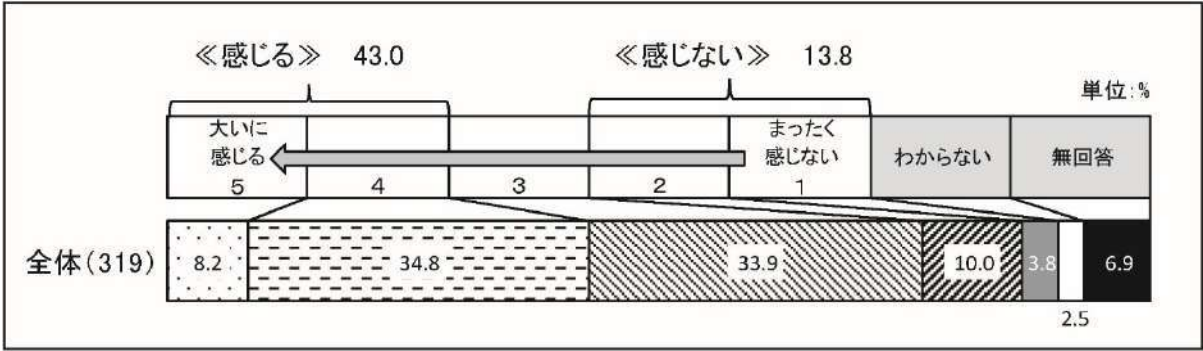
問1(9) 心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか?



心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた《感じる》は45.6%と4割台半ばを占め、「1」と「2」を合わせた《感じない》の16.8%を上回る。

**(2) 望む子育てができる環境の充実**

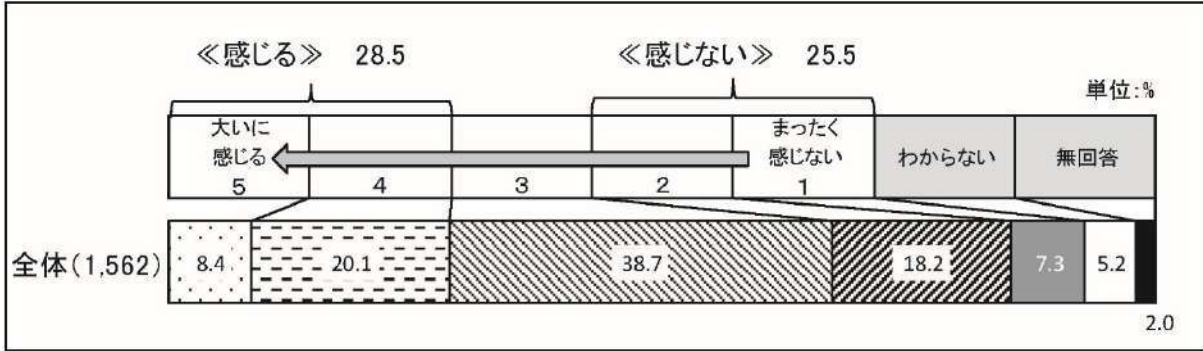
問3 (7) 自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？  
 ※ここでの環境には、子育てに関する家族や地域、会社のサポート、社会制度などを含みます。



自分が望む子育てができるような環境があると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた「感じる」は43.0%と約4割を占め、「1」と「2」を合わせた「感じない」の13.8%を上回る。

**(3) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)**

問5 (2) 仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？  
 ※専業の主婦・主夫の方は、家事等を仕事と考えてご回答ください。



仕事と生活とのバランスが取れていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた「感じる」は28.5%と約3割を占め、「1」と「2」を合わせた「感じない」の25.5%とほぼ同様の回答率となっている。

## 荒川区子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査(抜粋)

(調査区域) 荒川区全域

(調査対象) ①荒川区内在住の未就学児がいる世帯、②荒川区内在住の就学児がいる世帯

(調査期間) 令和6(2024)年1月15日～令和6(2024)年2月5日

(調査方法) 郵送配布、郵送回収及びインターネット回答によるアンケート調査

(回収状況)

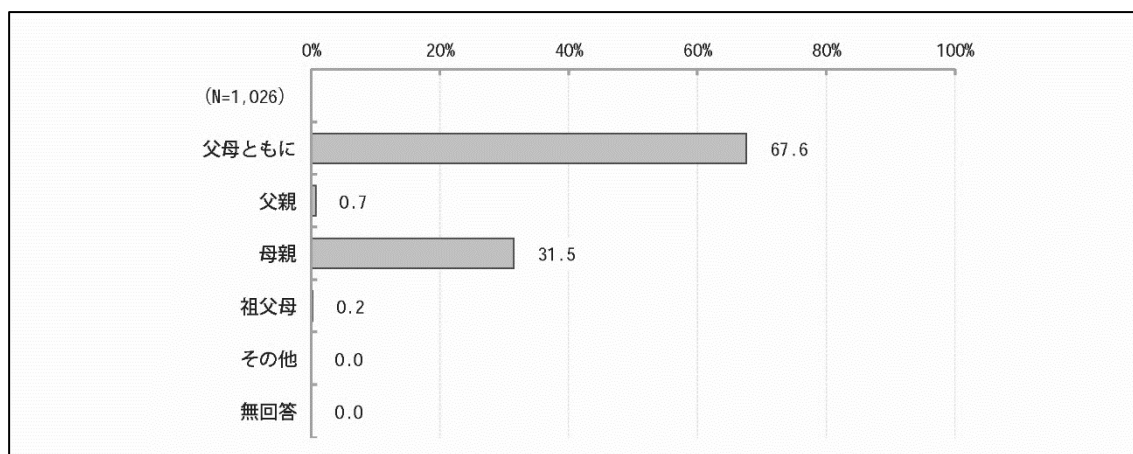
	配布数	有効回収数	有効回答率
①未就学児世帯	1,800	1,026	57.0%
②就学児世帯	1,500	883	58.9%

### (1) 子育てを主に行っている人

問8 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っている方はどなたですか。  
あて名のお子さんからみた関係として、当てはまる番号1つに○をつけてください。

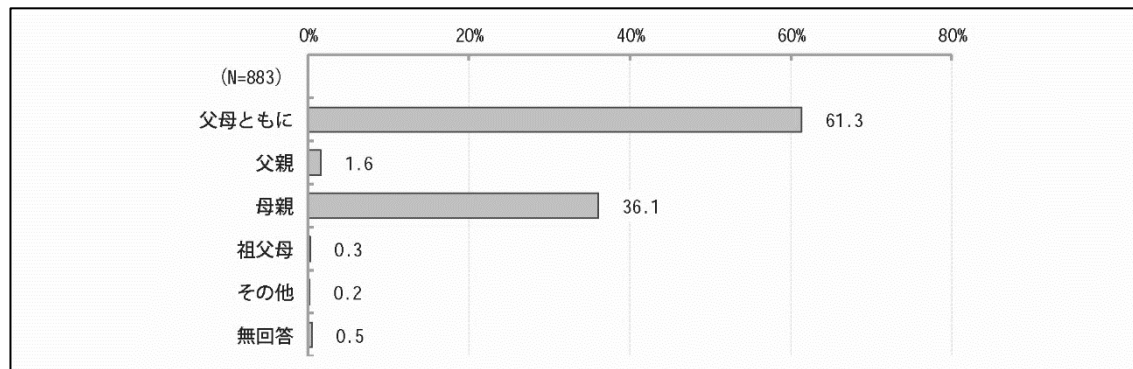
**【未就学世帯】**

「父母ともに」が67.6%と最も多く、次いで「母親」が31.5%、「父親」が0.7%となっている。



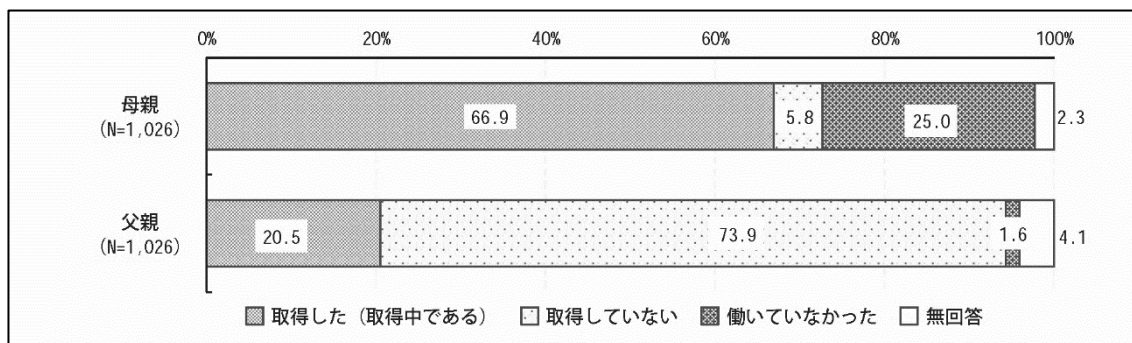
**【就学児世帯】**

「父母ともに」が61.3%と最も多く、次いで「母親」が36.1%、「父親」が1.6%となっている。



## (2) 育児休業の取得状況

問27 あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかまたは双方が育児休業を取得しましたか。(1) 父親、(2) 母親それぞれについてお答えください。  
また、取得していない方はその理由を選んでください。

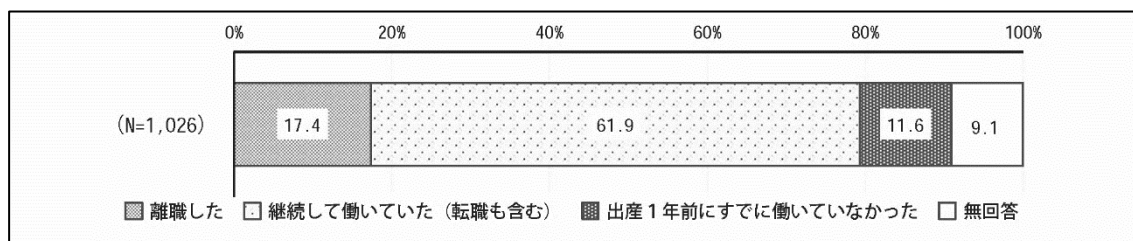


母親は、「取得した (取得中である)」が66.9%と最も多く、次いで「働いていなかった」が25.0%、「取得していない」が5.8%となっている。

父親は、「取得していない」が73.9%と最も多く、次いで「取得した (取得中である)」が20.5%、「働いていなかった」が1.6%となっている。

### (3) 母親の出産前後の就労状況

問14 あて名のお子さんの出産前後（前後それぞれ1年以内）に離職をしましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

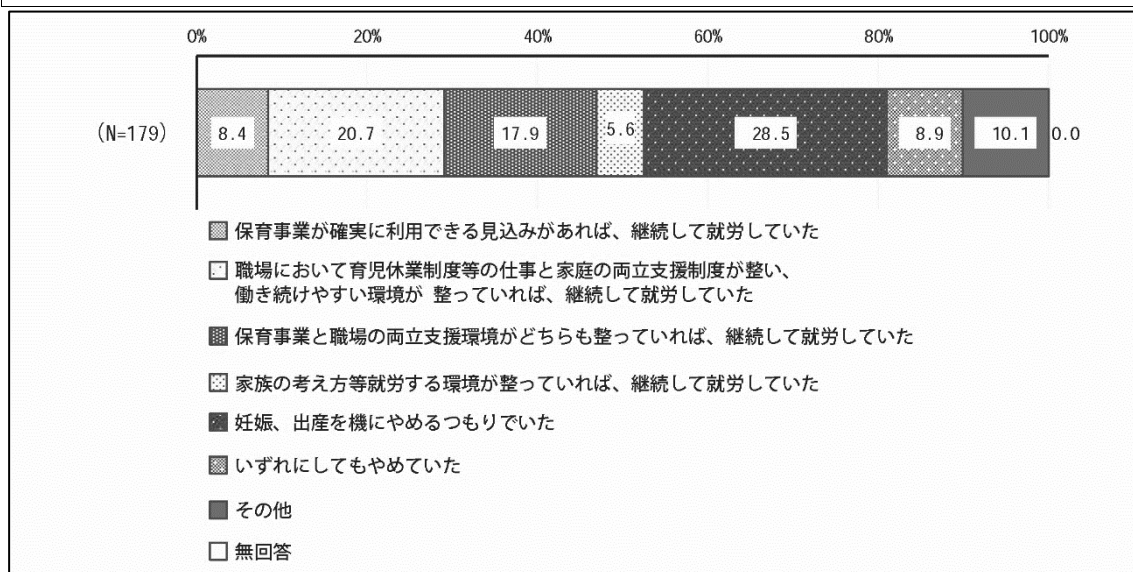


「継続して働いていた (転職も含む)」が61.9%と最も多く、次いで「離職した」が17.4%、「出産1年前にすでに働いていなかった」が11.6%となっている。

### (4) 支援環境が整っていた場合の就労継続意向

問14-1は、問14で「1. 離職した」を選択した方にうかがいました。

問14-1 仕事と家庭の両立を支援する保育事業や環境が整っていたら、就労を継続しましたか。次の中から、あなたのお考えにもっとも近い答えの番号1つに○をつけてください。



「妊娠、出産を機にやめるつもりでいた」が28.5%と最も多く、次いで「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が20.7%、「保育事業と職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」が17.9%となっている。

## 関連法令

### 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号  
改正 平成十一年 七月 十六日法律第  
百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第六十号  
令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第 二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要

な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該

活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければ

ならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は

慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。  
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、そ

の任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者

(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

**十一 男女共同参画審議会**  
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)

**附 則（令和七年六月二十七日法律第八十号）**  
(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。  
ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相

談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を

定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよ

- うにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(女性相談支援員による相談等)
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。  
(女性自立支援施設における保護)
- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。  
(協議会)
- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けようことを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所

(次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一

項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を

- 用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居して

いる子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定に

よる命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下こ

の号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫

を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方

が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が

効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除  
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第十一條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類す	その他これに類する書面

	る書面又は電磁的記録	
第五十一條第二項及び第二十三條の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十條第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十條の二第一項	前条第二項の規定によ	調書の記載

	りファイルに記録された電子調書の内容	
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害

者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関

係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項	配偶者	特定関係者

第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定

により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

ない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に

関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計

画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等 （一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超える

ものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以

下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員で

ある中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるも

のを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」

と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定め

るところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における

活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域にお

いて女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)

は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

### 令和四年法律第五十二号

#### 目次

#### 第一章 総則

#### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

#### 第四章 雑則

#### 第五章 罰則

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

##### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

##### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

##### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務

所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計

画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談

支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第

百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に

定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難

な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
  - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託

して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁し

た費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定

公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

# 荒川区男女共同参画社会推進計画

令和8（2026）年3月／登録（07）0115号

発行 荒川区総務企画部総務企画課

※令和8年4月より 総務部 総務課 へ変更

男女平等推進センター（アクト21）

〒116-0012 荒川区東尾久五丁目9-3

電話 03-3809-2890

